

「社会資本整備重点計画（平成20～24年度）」の指標の政策チェックアップ評価書（案）

指標 1 :	国際航空ネットワークの強化割合.....	1
指標 2 :	スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム.....	3
指標 3 :	国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率.....	6
指標 4 :	港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率.....	8
指標 5 :	三大都市圏環状道路整備率.....	10
指標 6 :	国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現.....	12
指標 7 :	地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量.....	14
指標 8 :	国内航空ネットワークの強化割合.....	16
指標 9 :	国内海上貨物輸送コスト低減率.....	19
指標10 :	主要な拠点地域への都市機能集積率.....	21
指標11 :	まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率.....	23
指標12 :	都市再生整備計画の目標達成率.....	25
指標13 :	開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間.....	27
指標14 :	地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合.....	29
指標15 :	地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合.....	31
指標16 :	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合.....	34
指標17 :	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口.....	36
指標18 :	防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率.....	38
指標19 :	地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積.....	40
指標20 :	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合.....	44
指標21 :	中枢・拠点機能をもつ地域で床上浸水の恐れがある戸数.....	46
指標22 :	近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数.....	48
指標23 :	土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数.....	51
指標24 :	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積.....	54
指標25 :	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水、内水、土砂、津波・高潮）.....	56
指標26 :	高度な防災情報基盤を整備した水系の割合.....	65
指標27 :	リアルタイム火山ハザードマップ整備率.....	67
指標28 :	土砂災害特別警戒区域指定率.....	70
指標29 :	道路交通における死傷事故率.....	73
指標30 :	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数.....	75
指標31 :	管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数.....	78
指標32 :	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積.....	80
指標33 :	特定道路におけるバリアフリー化率.....	83
指標34 :	段差解消をした旅客施設の割合.....	83

指標35：	視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	83
指標36：	園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	89
指標37：	バリアフリー化された路外駐車場の割合	92
指標38：	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	83
指標39：	ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数（「心のバリアフリー」の促進）	94
指標40：	歩いていける身近なみどりのネットワーク率	96
指標41：	景観計画に基づき取組を進める地域の数	98
指標42：	都市域における水と緑の公的空間確保量	100
指標43：	汚水処理人口普及率	103
指標44：	河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率	105
指標45：	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	108
指標46：	水辺の再生の割合	110
指標47：	湿地・干潟の再生の割合	114
指標48：	総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数	119
指標49：	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	125
指標50：	下水道施設の長寿命化計画策定率	127
指標51：	河川管理施設の長寿命化率	129
指標52：	港湾施設の長寿命化計画策定率	131
指標53：	老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合	133
指標54：	基盤地図情報の整備率	135
指標55：	ETC利用率	137

指標 1 (業績指標 153)
国際航空ネットワークの強化割合

評価

A-2	目標値：平成17年度比約1.7万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性(注1)を確保した上で段階的に) 実績値：50.3万回(首都圏)(平成20年度) 初期値：49.6万回(首都圏)(平成17年度)
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
大都市圏拠点空港(注2)のうち首都圏空港(注3)における空港容量の増加

(目標設定の考え方・根拠)
羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加(成田：約2万回、羽田：昼間約1.1万回、深夜早朝約4万回)を目標とした。

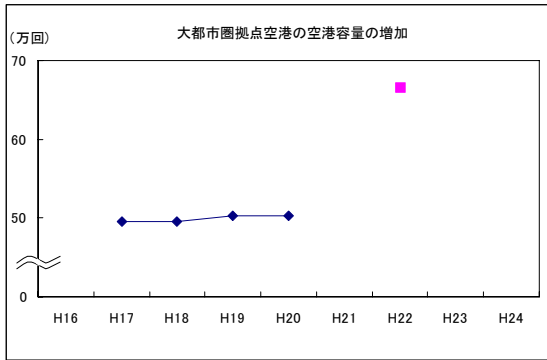
注1：管制官及びパイロット双方の慣熟による安全確保
 注2：大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港
 注3：首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港

(外部要因)
景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
国際情勢の動向(治安情勢の変化等)

(他の関係主体)
航空運送事業者(事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決(重点)】
社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
なし
【政府・与党申合】
なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	49.6万回	49.6万回	50.3万回	50.3万回



事務事業の概要

主な事務事業の概要

羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
 (注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

羽田空港について、平成19年9月より高速離脱誘導路の整備等に伴い約0.7万回の容量が増加となったが大都市圏拠点空港（首都圏空港）の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

(事務事業の実施状況)

羽田空港については、平成19年9月より高速離脱誘導路が供用されたが、引き続き新設滑走路等の整備を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用予定となっているが、容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

羽田空港については、平成22年10月末の供用開始に向け、再拡張事業を推進、成田空港については、平成21年10月の供用、平成22年3月の容量拡大に向け北伸事業を推進し、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課企画室（室長 高田 陽介）

関係課：航空局監理部国際航空課（課長 奈良平 博史）

航空局監理部航空事業課（課長 篠原 康弘）

航空局空港部計画課（課長 干山 善幸）

航空局空港部首都圏空港課（課長 藤井 直樹）

航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官（監理官 上原 淳）

航空局管制保安部保安企画課（課長 坂野 公治）

指標 2 (業績指標 127)

スーパー中樞港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム (①港湾コスト低減率、②リードタイム)

評価

① A-2	目標値：①H14年度比 約3割低減 (平成22年度) ②1日程度 (平成22年度)
② C-2	実績値：①H14年度比 約13%低減 (平成18年度) ②約2.1日 (平成18年度)
	初期値：①H14年度比 約13%低減 (平成18年度) ②約2.1日 (平成18年度)

(指標の定義)

①スーパー中樞港湾における港湾コスト低減率：スーパー中樞港湾におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト（船舶の出入港やターミナルの運営にかかるコンテナ1個あたりのコスト）の平成14年度時点を基準とした低減率（平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コストから比べて低減した港湾コスト／平成14年度におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト）

②スーパー中樞港湾におけるリードタイム：海上コンテナ貨物の輸入における船舶の入港（着岸）から貨物の引取りが可能となるまでの時間

(目標設定の考え方・根拠)

①港湾コスト低減率：基準となる平成14年度当時に、海外主要港（釜山港、高雄港）程度となるよう約3割のコスト低減を目標とした

②リードタイム：基準となる平成14年度当時に、海外主要港（シンガポール港）のリードタイムが1日程度であったため

(外部要因)

・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・総合物流施策大綱（2005 - 2009）（平成17年11月15日）

国際基幹航路確保のためのスーパー中樞港湾プロジェクトの推進（1（1））

・経済成長戦略大綱（平成20年6月27日改定）

アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備

「スーパー中樞港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取りが可能となるまでの時間）を1日程度に短縮するとともに、地方自治体間の垣根を越えた港湾の広域連携を推進し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る」（第5.2（2））

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

スーパー中樞港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する（第2章1.）

・新経済成長戦略のフォローアップと改訂（平成20年9月19日）

スーパー中樞港湾において世界最大級のコンテナ船の利用を可能とする大水深コンテナターミナルの整備を引き続き推進するとともに、コンテナ物流全体での荷主の利便性に軸足を置いた港湾サービス水準の更なる向上と国内外をつなぐ効率的で低炭素型のシームレス物流網を形成する。（第2編I）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

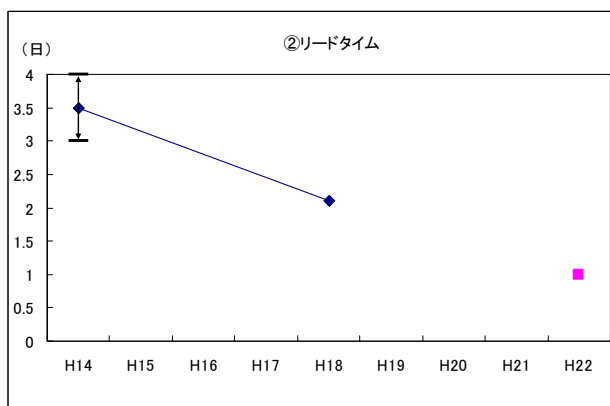
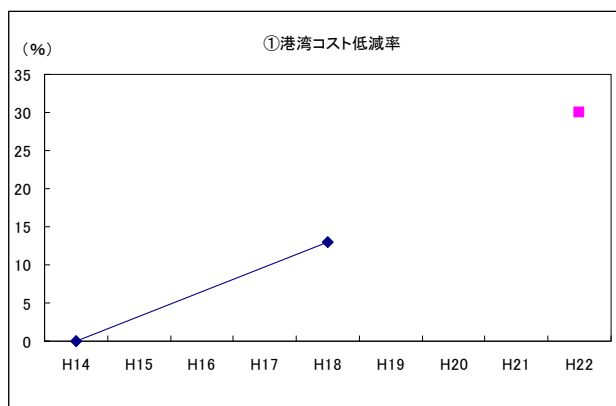
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
① -	① -	① 約13%低減 (H14年度比)	① -	①集計中
② -	② -	② 約2.1日 ※(平日では1.1日) (H14年度比)	② -	②集計中



注 ②平成14年度値のリードタイムについては、3～4日。

事務事業の概要

主な事務事業の概要

- スーパー中核港湾プロジェクトの推進等による物流機能の強化 (◎)
 - ・我が国港湾が、産業の国際競争力と国民生活の安定を今後とも支えることができるよう、中核・中核国際港湾において国際海上コンテナターミナルを重点的に整備し、基幹航路における我が国のゲートウェイとしての機能強化や、アジア地域における物流ネットワークの充実を図る。
 - 予算額 港湾整備事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)
 - (注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- スーパー中核港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・スーパー中核港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置
 - 減収額 0.1億円 (平成20年度)
- 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・外貿埠頭公社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
 - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準3/5
 - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準1/2
 - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 課税標準1/5 (当初10年間)、1/2 (その後)
 - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 課税標準1/2
 - 減収額 10.5億円 (平成20年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は集計中であるが、スーパー中核港湾における外貿コンテナ取扱貨物量が、平成18年は約1324万TEUであるのに対して、平成20年度は約1372万TEU (速報値) と順調に増加していることから、コンテナ1個あたりの港湾コストは順調に低減していると予想される。ただし、今後のコンテナ取扱貨物量については、経済状況の悪化による影響が懸念される。
- ② 本指標は財務省関税局で実施されている「輸入手続の所要時間調査」を利用しており、平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は現在集計中であるため、指標の分析としては、判断できないとした。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年12月に名古屋港で次世代高規格コンテナターミナルを供用した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 平成20年度の実績値は集計中であるが、平成20年度にかけてスーパー中核港湾におけるコンテナ取扱貨物量が順調に増加していることから、コンテナ1個あたりの港湾コストは順調に低減していると予想されることから、A-2と評価した。
- ② 本指標は財務省関税局で実施されている「輸入手続の所要時間調査」を利用しており、平成19年度は調査を実施しておらず、平成20年度の実績値は現在集計中であるため、C-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ① 大規模コンテナターミナルの整備等の関係者一丸となったプロジェクトを進めるとともに、平成21年度からは、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進め、港湾サービスの更なる向上と国内外をつなぐ効率的・低炭素型のシームレスな物流網の形成を目指し、新たに「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム」を推進する。

② なし

(平成22年度以降)

① なし

② なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局港湾経済課(課長 若林 陽介)

関係課： 港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

指標 3 (業績指標 129)
国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率

評価

A-2	目標値：平成19年度比 5%減 (平成24年度) 実績値：平成19年度比 0.5%減 (平成20年度) (暫定値) 初期値：0 (平成19年度)
-----	--------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 国際海上貨物の輸送コスト (海上輸送コスト+陸上輸送コスト) の低減割合
 ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
 ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減
 コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う多目的国際ターミナルの整備による輸送コストの削減便益 (公共事業の事業評価時に算出) を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。(指標値=各年度の輸送コスト削減便益の合計/平成19年度の総輸送コスト)

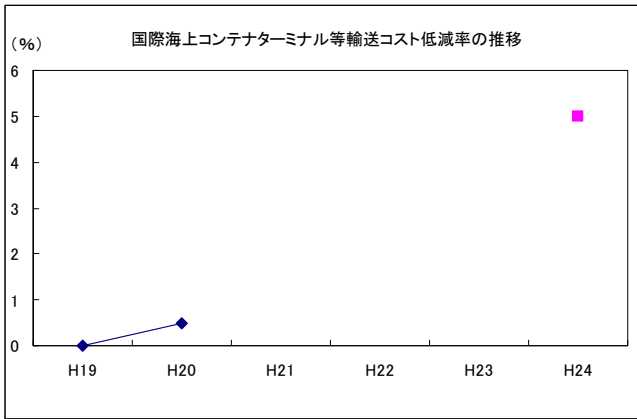
(目標設定の考え方・根拠)
 平成19年度の実績値は平成14年度比5.8%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として前回目標値とほぼ同程度の平成19年度比約5%減を設定
 (注)「前回目標値」とは、平成19年度の輸送コストにおいて平成14年度比約5%減である

(外部要因)
 ・ 輸送コストに係る原油価格変化
 ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

(他の関係主体)
 地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
 スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する (第2章1.)
 ・ 総合物流施策大綱 (2005 - 2009) (平成17年11月15日)
 国際基幹航路確保のためのスーパー中枢港湾プロジェクトの推進 (1 (1))
【閣決 (重点)】
 ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値						(年度)
H15	H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	-	0	0.5%減 (暫定値)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- スーパー中核港湾プロジェクトの推進等による物流機能の強化 (◎)
 - ・我が国港湾が、産業の国際競争力と国民生活の安定を今後とも支えることができるよう、中核・中核国際港湾において国際海上コンテナターミナルを重点的に整備し、基幹航路における我が国のゲートウェイとしての機能強化や、アジア地域における物流ネットワークの充実を図る。

予算額 港湾事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- スーパー中核港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等 (固定資産税・都市計画税)
 - ・スーパー中核港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者から運営事業の認定を受けた者が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷捌き施設等に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置

減収額 0.1億円 (平成20年度)
- 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置 (固定資産税・都市計画税)
 - ・外貿埠頭公社が、所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下のとおりとする特例措置
 - ① 旧公団から公社が承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 3/5
 - ② 平成10年3月31日までに取得した一定規模以上のコンテナ埠頭 課税標準 1/2
 - ③ 平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 課税標準 1/5 (当初10年間)、1/2 (その後)
 - ④ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する大規模コンテナ埠頭 課税標準 1/2

減収額 10.5億円 (平成20年度)
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法) の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る特例措置 (不動産取得税・固定資産税・都市計画税)
 - ・PFI法に基づき、埠頭の一体貸付を受けた運営者が、港湾法第55条の7第1項に規定する国の無利子貸付を受け、コンテナターミナルにおいて整備する公共荷さばき施設等に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2とする特例措置

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成19年度のコスト低減率は平成14年度比5.8%減となり、年々コスト低減が図られている。平成20年度実績値は0.5%減 (暫定値) となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には大阪港など4箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・国際海上コンテナターミナル及び多目的国際ターミナルなどの外貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成20年度は名古屋港など8カ所で外貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には大阪港など4箇所の外貿ターミナルの供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを低減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中核港湾プロジェクトを推進するとともに、港湾の諸手続の統一化・簡素化など、ソフト施策を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局計画課 (課長 高橋 浩二)

関係課：港湾局港湾経済課 (課長 若林 陽介)

指標 4 (業績指標 128)
港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率

評価

B-2	目標値：概ね100% (平成24年度) 実績値：0% (平成20年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)

統一モデル様式(※)を採択し、次世代シングルウィンドウから港湾関連手続(*)を受け付け可能な港湾管理者の割合

※統一モデル様式：「各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い項目を記載内容とした全国共通様式。船舶の入出港及び荷役に伴い発生する各種手続のほとんどに対応したもの」

*港湾関連手続：入出港届、係留施設使用許可申請、入港料減免申請、入港料還付申請、船舶運航動静通知、フェリー・客船ターミナル施設使用許可申請、荷役機械使用許可申請、曳舟使用願、建物の類(上屋等)使用許可申請、船舶役務用施設(給水・給油等)使用許可申請、土地の類(荷さばき地・野積み場等)使用許可申請、廃棄物処理施設(廃油処理施設等)使用許可申請、電気施設(冷蔵コンテナ電源等)使用許可申請

計算方法：手続の電子化を行うことが特に重要となる重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者(合計港湾管理者数68管理者)が次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した割合(次世代シングルウィンドウ申請の受付体制を構築した港湾管理者数/重要港湾又は開港地方港湾の港湾管理者数)

(目標設定の考え方・根拠)

貿易関連手続を円滑にするため、主要な港湾管理者(※)において次世代シングルウィンドウを通じた港湾関連手続が可能となることを目標とし、目標値を設定した。

※主要な港湾管理者：「港湾法上に定める重要港湾の港湾」及び「関税法上に定める開港した地方港湾」の管理者
(外部要因)

なし

(他の関係主体)

・港湾管理者(港湾管理者独自システムを保有。指標の達成には独自システムの改修が必要。)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。」

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

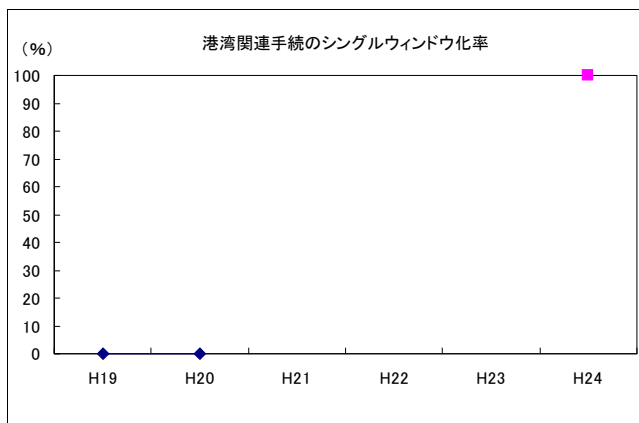
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	0%	0%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

物流の高度化、効率化のため、港湾行政手続のペーパーレス化、ワンストップサービス化の普及を促進するとともに、手続きの統一化・簡素化の推進、次世代シングルウィンドウへの一元化により、港湾の手続き面での更なる利便性の向上を促進する。

予算額：2, 280億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度には目標値は達成できないことになるが、平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加が予定されており、これに伴い多くの港湾管理者において統一モデル様式の対象手続きの電子申請が可能となることを港湾管理者に確認しており、今後の実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

平成20年10月に、NACCSと港湾EDIを統合するとともに、府省共通ポータルが稼働し、次世代シングルウィンドウが実現した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は0%であるが、平成21年10月の統一モデル様式のシングルウィンドウへの申請項目の追加により、多くの港湾管理者において統一モデル様式の対象手続きの電子申請が可能となることを港湾管理者に確認しており、実績値の上昇が見込まれることから、現在の施策を維持することとし、B-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成21年10月より、統一モデル様式についてシングルウィンドウへの申請項目の追加を行う。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局港湾経済課（課長 若林 陽介）

指標 5 (業績指標 150)
三大都市圏環状道路整備率

評価

A-2	目標値：69% (平成24年度) 実績値：53% (平成20年度) 初期値：53% (平成19年度)
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

= 三大都市圏における環状道路の供用延長 ÷ 三大都市圏における環状道路の計画延長

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度の目標については、高速道路会社と(独)日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株) (会社区間の事業進捗、会社経営に基づく予算)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
- ・第168回国会施政方針演説(平成19年10月1日)
- ・第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「都市部の渋滞対策など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

- 都市再生プロジェクト(平成13年8月28日)
- アジアゲートウェイ構想(平成19年5月16日)
- 地域再生戦略(平成20年12月19日)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

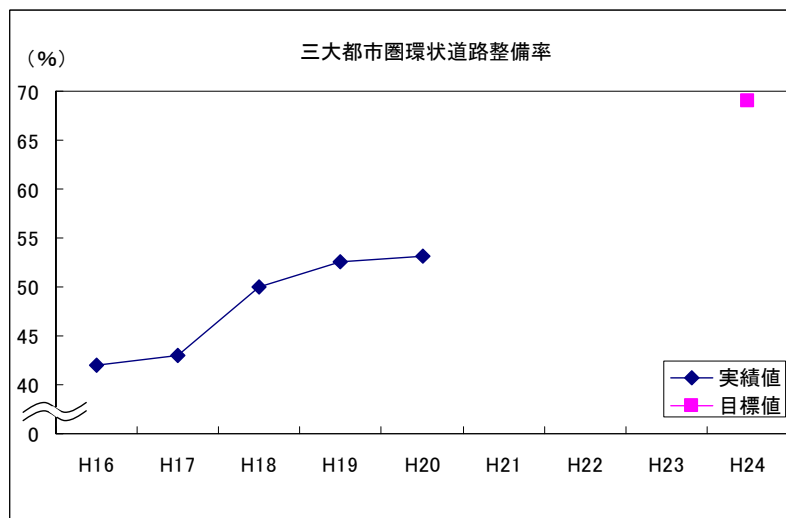
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
42%	43%	50%	53%	53%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

三大都市圏環状道路の整備

三大都市圏の都心部における慢性的な渋滞や沿道環境の悪化等を大幅に解消するとともに、その整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す三大都市圏環状道路の整備を推進。(◎)

予算額：18,583億円の内数(平成20年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成20年度は、首都圏中央連絡自動車道(阿見東～稲敷)6kmの供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は53%である。

(事務事業の実施状況)

○三大都市圏環状道路の整備

平成20年度末供用延長647km

(平成20年度新規供用延長6km)

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成16年度の42%が平成20年度末に53%まで向上しており、平成21年3月には、首都圏中央連絡自動車道(阿見東～稲敷)6kmが供用するなど、整備率は着実に向上している。

また、平成20年度に開通予定であった東海環状自動車道(美濃関～関広見)2.9kmは、関広見IC付近の安全対策を追加したことから、平成21年度(H21.4月)の開通に変更となったが、追加の対策を講じた為であり、根本的な問題があるわけではないのでA-2とした。

○平成21年度は、首都高速中央環状新宿線(西新宿JCT～大橋JCT)4.3kmをはじめ、首都圏中央連絡自動車道(海老名JCT～海老名北IC、川島IC～桶川JCT、つくばIC～つくばJCT)計11.9km、の新規供用を予定しており、引き続き目標値を達成できるよう着実に整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 企画課 道路経済調査室(室長 森 昌文)

関係課：道路局 国道・防災課(課長 深澤 淳志)

道路局 有料道路課(課長 上野 進一郎)

指標6（業績指標174）

国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）

評価

A-2	目標値： 3空港（平成22年度） 実績値： 2空港（平成20年度） 初期値： 2空港（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

- ・新たな空港アクセス鉄道の整備等により、成田国際空港を含めて三大都市圏の国際空港から都心部までの所要時間が30分以内となることを目標とした指標である。
- ・三大都市圏の国際空港：成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港

（目標設定の考え方・根拠）

- ・平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施し、平成22年度には三大都市圏とも所要時間30分台の実現を目指す。（社会資本整備重点計画に記載）

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（協調補助等）・鉄道事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

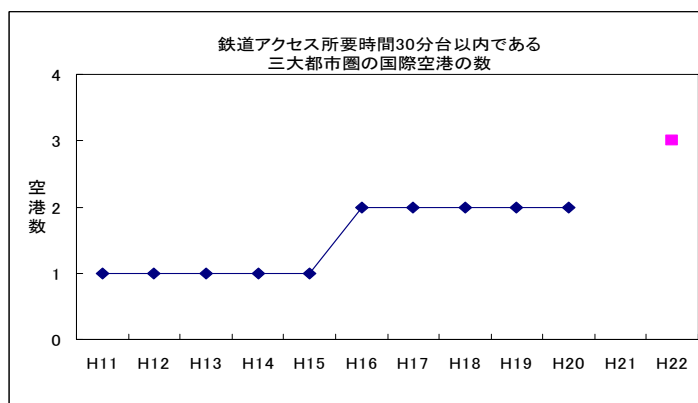
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
2空港	2空港	2空港	2空港	2空港	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

空港アクセス鉄道等整備事業費補助（平成20年度より「ニュータウン鉄道等整備事業費補助」を改称）（◎）
 ・空港アクセス利便の向上のために、建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の18％。ただし成田高速鉄道アクセスに関しては3分の1）を補助している。

予算額6.3億円（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

（税制特例）

- ・新規営業路線の開業により取得する鉄軌道施設に係る特例措置（固定資産税）

5年度分1/3、その後5年度分2/3

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成22年度の開業に向けて、成田高速鉄道アクセスの整備を着実に実施しているところであり、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

空港アクセス鉄道等整備事業費補助による整備を実施している。なお、成田高速鉄道アクセスを整備するにあたり、対象事業費に対する補助率を嵩上げ（18%→1/3）した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

引き続き平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施していることから、A-2と評価した。

当該整備により、成田国際空港と都心部とが30分台で結ばれる予定である。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局都市鉄道課（課長 米田 浩）

関係課：鉄道局財務課（課長 瓦林 康人）

指標 7 (業績指標 132)

地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

評価

A-2	目標値：約 340 万 TEU (平成 24 年) 実績値：約 290 万 TEU (平成 19 年) 初期値：約 280 万 TEU (平成 18 年)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

- ・重要港湾（スーパー中核港湾を除く）における、東アジアとの外貿コンテナ取扱量

(目標設定の考え方・根拠)

- ・「港湾の基本方針」で示された全国の国際海上コンテナ貨物量の平成 24 年度における見通しのうち、平成 18 年度貨物量実績における対東アジア比率により目標値を算出。

(注)「港湾の基本方針」…「港湾の基本方針」(港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)(平成 20 年 12 月 24 日国土交通省告示第 1505 号)：港湾及び開発保全航路の開発等の今後のあり方を示すもので、国土交通大臣が港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて、定めることとされている。

(外部要因)

- ・輸送コストに係る原油価格変化、輸出入貨物量に影響する景気変動・世界情勢の変化

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

総合物流施策大綱（2005～2009）（平成 17 年 11 月 15 日）

スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現（第 2-2（1））

【閣決（重点）】

社会資本重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】

なし

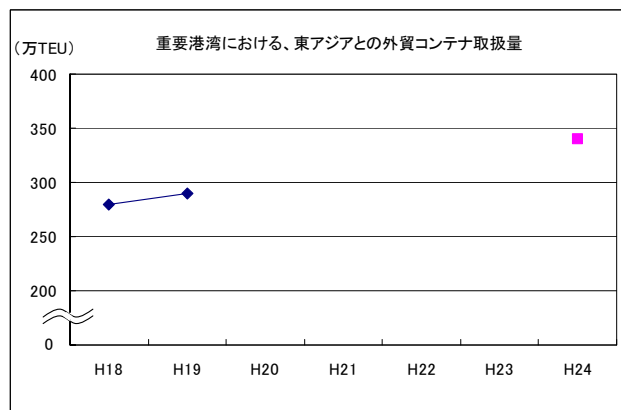
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

H15	H16	H17	H18	H19
-	-	-	約 280 万 TEU	約 290 万 TEU



事務事業の概要

主な事務事業の概要

東アジア物流の準国内輸送への対応 (◎) (平成 20 年度重点事項)

急速な国際水平分業化の進む東アジア物流に対応するため、ソフト・ハードの融合により高速かつ低廉な物流ネットワークの構築を図る。

予算額：港湾事業費 1,866 億円の内数 (平成 20 年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年度実績値が約290万TEUであり、増加傾向を示している。また、今後も中国を始めとするアジア地域の経済発展が見込まれ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

○対東アジア物流を支える輸送基盤の整備

経済のグローバル化やアジア地域の急速な経済発展により重要度が増している対東アジア物流において、迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するため、平成20年度には北九州港や下関港等において国際ユニットロードターミナル等を整備した。

○小口貨物輸送の効率化のための施設整備

対東アジア物流において、高速で円滑な国際・国内一体となった物流の実現を図るため、平成20年度には水島港や金沢港等に小ロット・多頻度貨物を国際海上コンテナ等へ円滑に積み替えるための施設を整備した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度の実績値は、統計値がとりまとめられる平成21年度末まで算出できないが、平成19年度の実績値は、約290万TEUとなっており、トレンドが継続すれば目標を達成するため、A-2と評価した。今後も、引き続き中国を中心とした東アジア物流について、高速かつ低廉な輸送物流体系を構築・強化するための検討を実施していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局計画課 (課長 高橋 浩二)

指標 8 (業績指標 152)

国内航空ネットワークの強化割合 (①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象 (台風除く) による欠航率、③総主要飛行経路長)

評価

①大都市圏拠点空港の空港容量の増加 A-2 ②国内線の自空港気象 (台風除く) による欠航率 C-2 ③総主要飛行経路長 A-2	目標値: ①平成17年度比約1.7万回増 (首都圏) (平成22年度以降、安全性 (注1) を確保した上で段階的に) ②約1割削減 (平成24年度) ③平成18年度比2%短縮 (平成23年度) 実績値: ①50.3万回 (首都圏) (平成20年度) ②0.31% (平成17~19年度平均) ③平成18年度比1.7%短縮 (平成19年度) 初期値: ①49.6万回 (首都圏) (平成17年度) ②0.40% (平成15~17年度平均) ③18,266,438海里 (平成18年度)
---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

①「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」:
 大都市圏拠点空港 (注2) のうち首都圏空港 (注3) における空港容量の増加
 ②「国内線の欠航率」:
 国内線の計画便数のうち自空港気象 (台風除く) による欠航率
 (自空港気象 (台風除く) により欠航した全便数 / (全計画便数 - 自空港気象以外の全欠航便数))
 ③「総主要飛行経路長」:
 国内の合計75路線の飛行経路長に運航回数を乗じたものの合計
(目標設定の考え方・根拠)
 ①羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港 (首都圏空港) の空港容量の増加 (成田: 約2万回、羽田: 昼間約1.1万回、深夜早朝約4万回) を目標とした。
 ②国内線の自空港気象 (台風除く) による欠航率 (平成15~17年度平均) を平成24年度には約1割削減することを目標とした。
 ③平成23年度までに国内の合計75路線をRNAV (注4) 化した場合の総飛行経路長の短縮率を目標とした。
 注1: 管制官及びパイロット双方の完熟による安全確保
 注2: 大都市圏拠点空港とは羽田、成田、関西、中部空港の4空港
 注3: 首都圏空港とは羽田、成田空港の2空港
 注4: RNAV (Area Navigation): 広域航法

(外部要因)

- ①景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向
- ②自然変動
- ③地元の調整状況等

(他の関係主体)

- ①~③航空運送事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

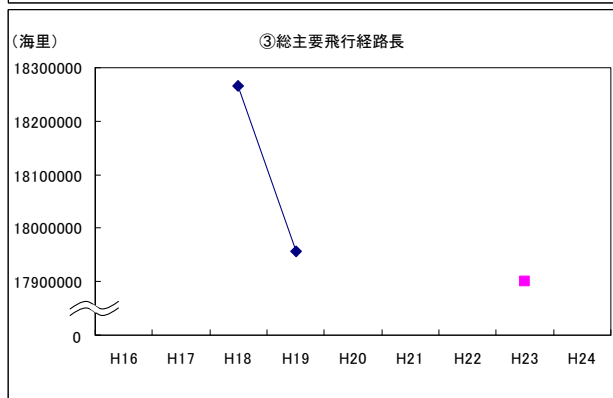
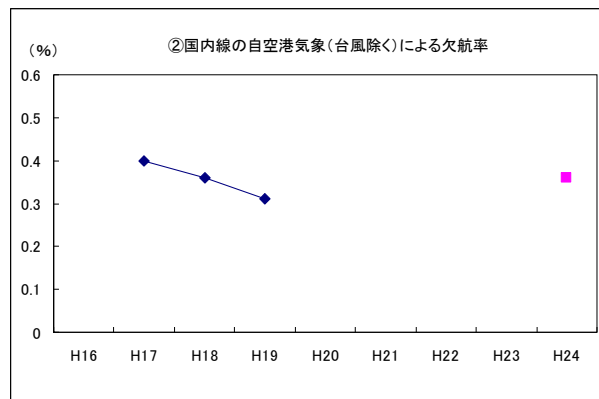
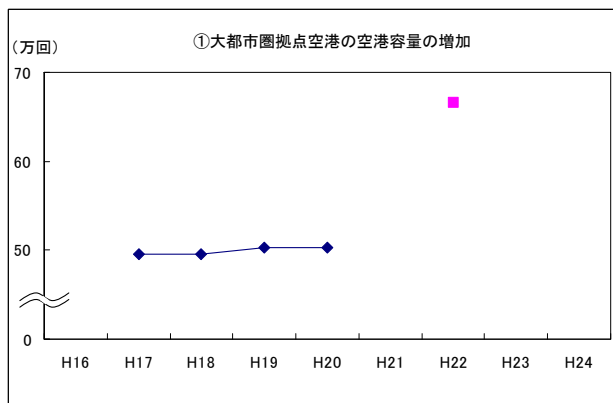
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
①-	①49.6万回	①49.6万回	①50.3万回	①50.3万回
②-	②0.40%	②0.36%	②0.31%	②-
③-	③-	③18,266,438海里	③17,957,170海里	③-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①羽田空港の新設滑走路等を整備する再拡張事業及び成田空港の北伸による平行滑走路2,500m化の整備事業を推進し、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)
 - ② ILS (注1) の双方向化 (注2) ・高カテゴリー化 (注3) 等を推進し、就航率の改善を図る。(◎)
 - ③新技術を活用したRNAV等の導入により、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図る。(◎)
- (注1) ILS : 計器着陸装置
(注2) ILS の双方向化 : 滑走路の両側から ILS を用いた進入が可能となり、悪天候時に着陸できる機会が増加する。
(注3) ILS の高カテゴリー化 : 高カテゴリーの ILS ほど着陸を決心する高度が低く設定できるため雲・霧等でも着陸できる機会が増す。
(注※) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①大都市圏拠点空港の空港容量の増加

羽田空港について、平成19年9月より高速離脱誘導路の整備等に伴い約0.7万回の容量が増加となったが大都市圏拠点空港(首都圏空港)の容量の増加に向けては、整備事業等を着実に進めているところであり、目標値に向けた推移となっており順調である。

②国内線の欠航率

当該指標については、平成17年度～19年度平均値において0.31%となっており、目標値に向けた推移となっているが、平成20年度実績値は集計中であり、気象の影響があることから推測が困難であるため判断できない。

③総主要飛行経路長

当該指標については、平成20年度実績値は集計中であるが、平成19年度実績値において平成18年度比1.7%の短縮となっており、RNAVの経路設計を進めることにより総飛行経路長の短縮が可能となるため、目標年度での目標値達成にむけた順調な推移となっていることが推測される。

(事務事業の実施状況)

①羽田空港については、平成19年9月より高速離脱誘導路が供用されたが、引き続き新設滑走路等の整備を着実に進めており、成田空港については、平行滑走路の北伸による2,500m化の工事が順調に進んだことにより平成21年10月に供用予定となっている。容量の増加に向けては、引き続き関連施設の整備を進めている。

②女満別空港における ILS 双方向化事業について一部運用を開始した。

新千歳空港における ILS 双方向化・カテゴリーⅢ化事業について整備を開始した。

広島空港における I L S について、カテゴリⅢの運用を開始した。
③主要路線を中心に、全国の航空路においてRNAV経路等の設定を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①羽田空港については、平成22年10月末の供用開始に向け、再拡張事業を推進、成田空港については、平成21年10月の供用、平成22年3月の容量拡大に向け北伸事業を推進し、目標の達成が順調に見込めているので「A」と評価し、引き続き事業を進めていることから「2」と評価した。
②国内線の自空港気象（台風除く）による欠航率について、平成20年度中実施の事業による効果についての判断が不可能であるためC-2とした。なお、平成19年度以前実施事業による効果については指標に反映されてきていることから引き続き気象条件に影響されない安定的な就航を可能とする、I L Sの双方向化・高カテゴリ化等を推進し、欠航率の削減を図る。
③総主要飛行経路長についてはRNAV経路等の設定が進み、着実に短縮がされていることからA-2とし、今後もRNAV等の導入による総経路長の短縮を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)
なし
(平成22年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局監理部総務課企画室（室長 高田 陽介）
関係課：航空局監理部航空事業課（課長 篠原 康弘）
航空局空港部計画課（課長 千山 善幸）
航空局空港部首都圏空港課（課長 藤井 直樹）
航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官（監理官 上原 淳）
航空局管制保安部保安企画課（課長 坂野 公治）

指標 9 (業績指標 131)

国内海上貨物輸送コスト低減率

評 価

A-2	目標値：平成19年度比 3%減 (平成24年度) 実績値：平成19年度比 0.3%減 (平成20年度) (暫定値) 初期値：0 (平成19年度)
-----	--------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

国内海上貨物の輸送コスト (海上輸送コスト+陸上輸送コスト) の低減割合

- ・ 海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・ 陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益 (公共事業の事業評価時に算出) を算出し、平成19年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成19年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。(指標値=各年度の輸送コスト削減便益の合計/平成19年度の総輸送コスト)

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度の実績値は平成14年度比3%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成24年度における目標値として達成可能であると推測される平成19年度比3%減を設定

(外部要因)

- ・ 輸送コストに係る原油価格変化
- ・ 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

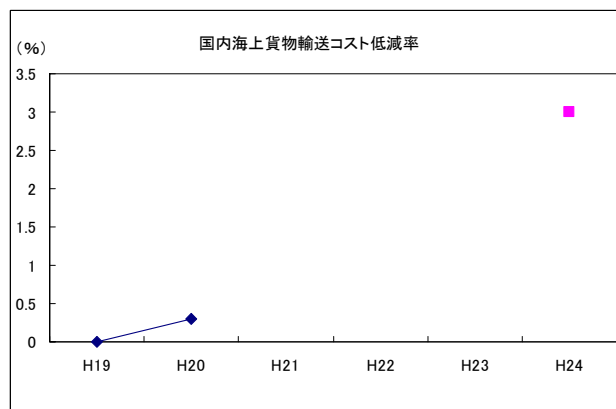
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	0	0.3%減 (暫定値)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備 (◎)
 - ・ 環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。
- 予算額 港湾事業費 3,552億円の内数 (平成20年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年度のコスト低減率は平成14年度比3.0%減となり、年々コスト削減が図られている。平成20年度実績値は0.3%減(暫定値)となり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には常陸那珂港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備は着実に推進しており、平成20年度は室蘭港など14箇所内貿ターミナルが供用された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成21年度には常陸那珂港など7箇所の内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、業績指標をA-2と評価した。
- ・今後とも、国内貨物輸送コストの低減に資するとともに、環境負荷が少なく、エネルギー効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、複合一貫輸送等に資する内貿ターミナルの整備を適切に進めていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

指標 10 (業績指標 171)
 主要な拠点地域への都市機能集積率

評価

A-2	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：約4%（平成20年度） 初期値：約4%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)
 分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域^{※1}の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

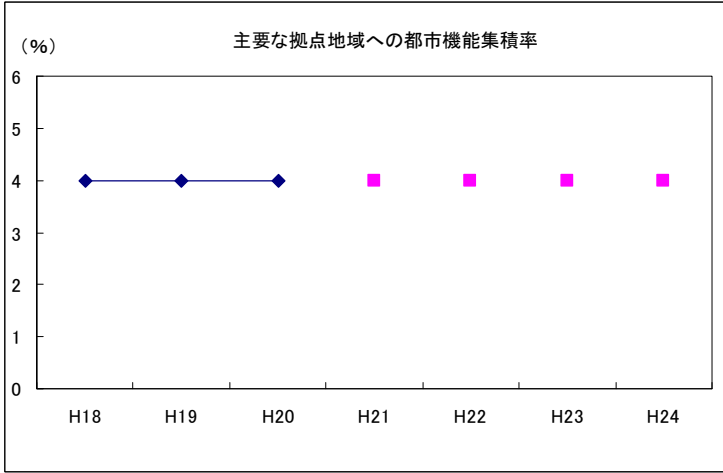
(目標設定の考え方・根拠)
 人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

(外部要因)
 地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	—	約4%	約4%	約4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○集約型都市構造への転換に向け、都市交通や市街地整備など多様な分野の関係施策を連携していくとともに、各地で説明会や意見交換会を行い、市町村を中心とした総力戦で取り組む体制の構築を促進する。

関連する事務事業の概要

○中心市街地や公共交通軸上の主要駅周辺等において、徒歩・自転車交通圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点の市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図りつつ、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置を重点的に推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は4%であり、前年度比+0%で推移しており、今年度の目標は達成している。

(事務事業の実施状況)

平成19年7月20日の社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」において、集約型都市構造の実現に向けて、今後取り組むべき課題や目指すべき方向性が提示されたのを踏まえ、今後の制度のあり方などについて検討し、関係施策と連携してより適切な市街地整備事業などを進めているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標を達成しており、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、A-2と評価した。今後も着実に基盤整備等を進めるとともに、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等の支援措置をあわせて行っていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局市街地整備課(課長 松田 秀夫)

関係課：都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 佐々木 晶二)

都市・地域整備局都市計画課(課長 樺島 徹)

都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

住宅局市街地建築課(課長 橋本 公博)

指標 1 1 (業績指標 1 8 3)

まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率

評 価

C-2	目標値：約 1 1 % (平成 2 4 年度) 実績値： 0 % (平成 1 9 年度) 初期値： 0 % (平成 1 9 年度)
-----	-------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

(注) 基幹的な公共交通とは、運行間隔、定時性等に優れた利用者にとって利便性の高い公共交通

<分母>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と 30 年後に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (75.0%) の差

<分子>H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差

(目標設定の考え方・根拠)

集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、30 年後には 75% (4 人に 3 人程度) まで増加させることを目的として、平成 24 年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標 (11%) として設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)、公共交通事業者

(重要政策)

【施政方針】

第 1 6 9 回国会 施政方針演説 (平成 2 0 年 1 月 1 8 日)

「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

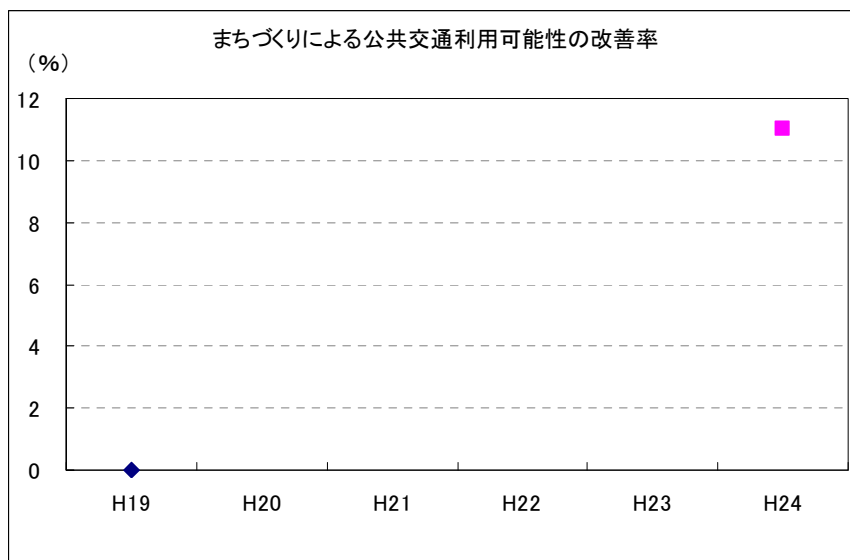
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値		(年度)
H 1 9	0 %	H 2 0
		調査中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市交通システム整備事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

予算額：71億円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。

○都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既存市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国20箇所都市交通システム整備事業を執行、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、前年度の0%からは順調に進捗することが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・都市交通システム整備事業により、全国20箇所において、自由通路・駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化による利便性の向上を図った。
- ・また、LRT等の利便性の高い公共交通機関に対する支援等を実施し、都市交通の円滑化の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国20箇所都市交通システム整備事業を執行し、順調に終了したことに加え、公共交通を中心としたまちづくりを目指す都市交通戦略を石岡市（茨城県）、岡山市が策定するとともに、富山市では都市交通戦略に基づいてLRT整備を行った。以上のことにより、指標が順調に進捗することが見込まれ、今後とも現在の施策は維持すべきと考えられることから、C-2と評価した。

- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市交通戦略等の計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要がある。また、公共交通の利便性の向上を目指して、都市交通システム事業のさらなる利用促進を図る必要がある。

- ・鹿児島市や高岡市（富山県）等の都市交通戦略を策定する予定の都市があることに加え、自由通路、駅前広場の整備、駅施設・駅前広場のバリアフリー化等の公共交通の利便性向上のための取組を計画している地方公共団体等があることから、今後とも現状の施策を継続する必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

平成21年度より、都市交通システム整備事業において、集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依存することなく、人と環境にやさしい自転車を主要な都市交通として活用を図るため、自転車関連経費に対する支援を拡充し、更なる都市交通の円滑化に努めていく。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：担当課：都市・地域整備局街路交通施設課整備室（室長 有安 敬）

関係課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 松田 秀夫）

指標 12 (業績指標 164)
都市再生整備計画の目標達成率

評価

A-1	目標値：80%以上（毎年度） 実績値：83.4%（平成20年度） 初期値：81.9%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

まちづくり交付金の交付を受けるために市町村が作成する都市再生整備計画（以下、「計画」という。）について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成率を%変換し、その二乗平均値※を、当該計画の達成率とし、当年度終了の全ての計画の達成率の単純平均値を出す。

※複数指標の達成率をひとつのベクトルの距離として表すことができるため、当該計画の達成率を一元的かつ明快に表現することが可能となる。

(目標設定の考え方・根拠)

都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率について一定の水準（例えば80%）以上を維持。
平成18年度の実績値が81.8%と高い水準であったことから、この水準（80%）の維持を目標値の設定根拠とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

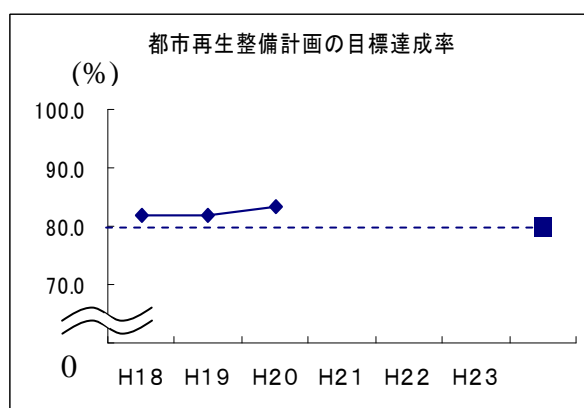
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
		81.8%	81.9%	83.4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。
予算額	2,660.12億円（平成20年度）
実施地区数	807市町村 1,428地区（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は83.4%で、目標値である毎年度80%以上の水準を維持しており、順調である。

(事務事業の実施状況)

平成16年度の制度創設以来、予算額、実施地区数ともに伸び続け、平成20年度末時点で全国1,428地区(807市町村)において、地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められている。

平成18年度末には、制度創設後初めて29地区が事業完了を迎え、翌平成19年度末には61地区が完了し、平成20年度末には336地区が完了している。これまで延べ426地区が事業を完了している。

平成21年度以降も、毎年度約300地区が事業完了を迎えることとなっている。

※まちづくり交付金の実施地区数・予算額・完了地区の推移

	実施地区数	予算額(国費)	完了地区数
平成16年度	355地区	1,330億円	—
平成17年度	740地区	1,930億円	—
平成18年度	1,102地区	2,380億円	29地区(当該年度末)
平成19年度	1,326地区	2,430億円	61地区(当該年度末)
平成20年度	1,428地区	2,660.12億円	336地区(当該年度末)

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は83.4%であり、目標値以上の水準を維持し順調に推移しており、今後、毎年度約300地区が完了を迎えるにあたって、都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率の一定の水準が保てるよう、各地区における事業が効果的・効率的に推進されるよう制度や運用等の改善を図ることから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

まちづくり交付金について、平成21年度においては、地域の創意工夫を活かした全国都市再生の推進をより一層図るため、以下の制度拡充を行う。

○まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援の強化

中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

(平成22年度以降)

平成22年度についても、制度や運用等の改善を図ることを検討中。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室(室長 清水 喜代志)

指標 13 (業績指標 184)
開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評価

A-2	目標値：約1割削減 (約118万人・時/日) (平成24年度) 実績値：約131万人・時/日 (平成20年度) 初期値：約132万人・時/日 (平成19年度)
-----	------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差
開かずの踏切等の遮断時間による損失時間
＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 － 対策後に踏切通過に要する時間

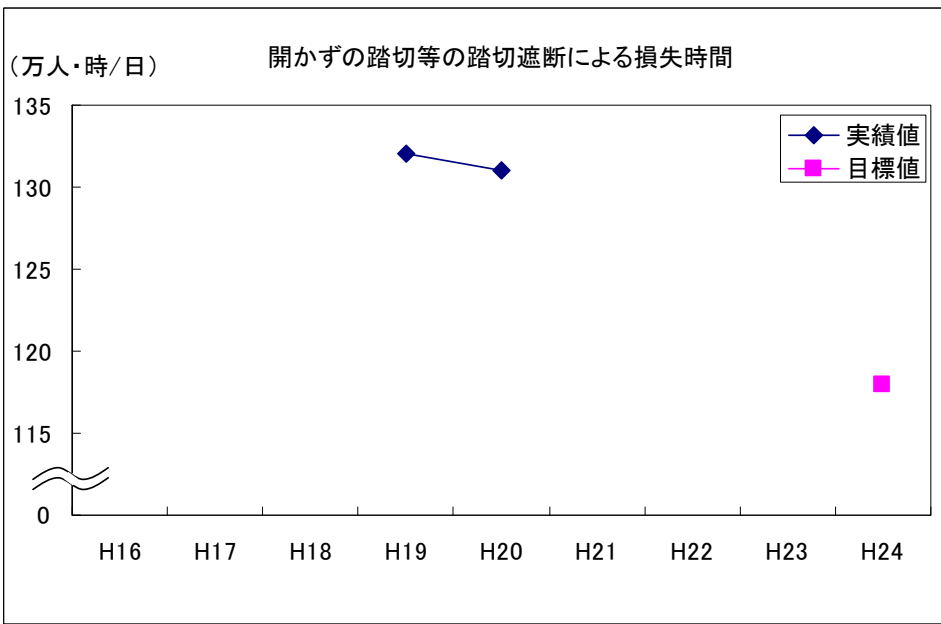
(目標設定の考え方・根拠)
連続立体交差事業や道路の立体化等の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。

(外部要因)
地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)
地方公共団体(事業主体)、鉄道事業者

(重要政策)
【施政方針】
第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」
【閣議決定】
京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」
(第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)
【閣決(重点)】
社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
なし
【政府・与党申合】
なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約132 万人・時/日	約131 万人・時/日	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額：8,230億円の内数(平成20年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成19年度の実績値132万人・時/日に対して、平成20年度の実績値は約131万人・時/日となっている。目標値に向けた直線的な削減を想定すると不足している様に見えるが、連続立体交差事業や道路の立体化等は、事業完了まで長期間を要し完成により加速度的に損失時間の削減が見込まれることから、目標の達成に向け順調に進捗していると言える。

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策についてスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 踏切除却を行う抜本的な対策のスピードアップが図られ、事業完成の早期実現が期待でき、平成21年度以降も着実な進捗が見込まれることから、A-2として評価した。
- ・ 引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 路政課(課長 内海 英一)

関係課：都市・地域整備局 街路交通施設課(課長 松井 直人)

鉄道局 施設課(課長 高橋 俊晴)

指標 14 (業績指標 69)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

A-1	目標値：約 40% (平成 24 年度) 実績値：約 3% (平成 20 年度) 初期値：約 1% (平成 19 年度)
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する約 125 の地方公共団体 (分母) のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供した地方公共団体 (分子) の割合

(目標設定の考え方・根拠)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体における現在の事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画 (平成 18 年 9 月 19 日) 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の起案施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。(第 2 章)

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章に記載あり」

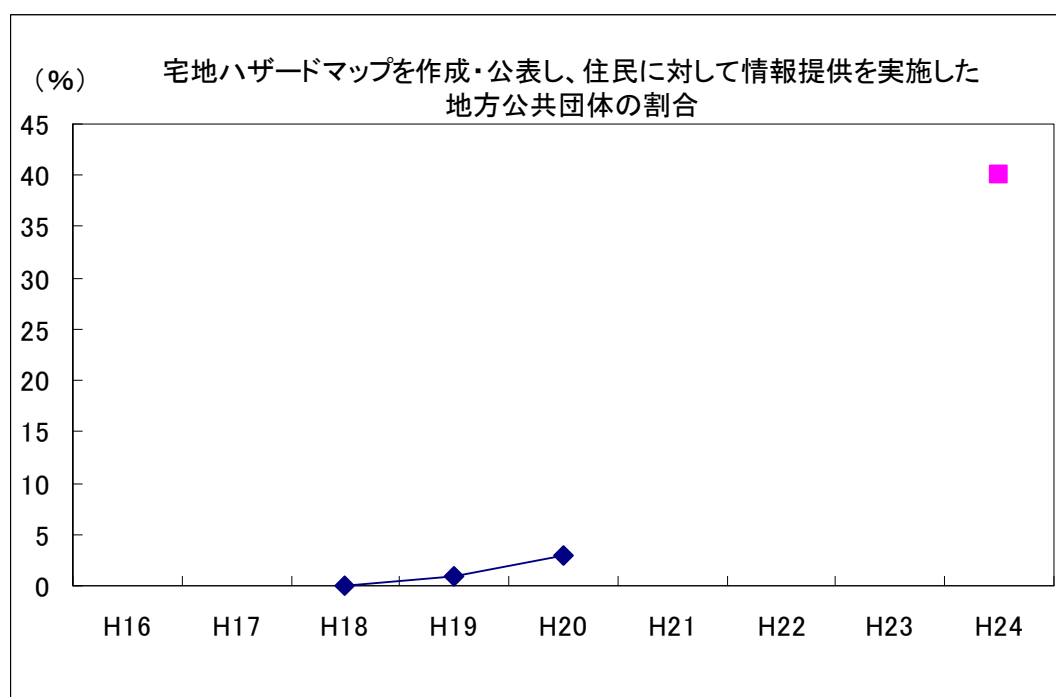
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	0%	1%	3%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○宅地耐震化推進事業
地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。
予算額 3億円（平成20年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・宅地ハザードマップを作成・公表している地方公共団体は、平成20年度で3%であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮すると、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業の実施状況）

・平成20年度までに21の地方公共団体が変動予測調査を実施。また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において被災した新潟県柏崎市山本団地地区に対して滑動崩落防止工事を実施し、完了。平成20年9月には宅地耐震化推進事業に関する関係機関連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報共有を図り、宅地の耐震化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・宅地の耐震化に向けて、今後更なる施策の推進が必要であることから、地方公共団体等との連絡調整会議を引き続き実施する。また、宅地所有者への普及啓発や合意形成に関する手法について検討を行うこととし、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

宅地所有者に対する適切な情報提供等を通じた変動予測調査や滑動崩落防止工事の合意形成が促進されるための手法の検討を行い、宅地耐震化の推進を図る。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室（室長 柳生 勇）

指標 15 (業績指標 68)

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 (約 8, 000 ha) のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

評価

A-1	目標値：概ね 10 割 (平成 23 年度) 実績値：約 35% (平成 19 年度) 初期値：約 35% (平成 19 年度)
-----	------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること (※) が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地 (全国約 8, 000 ha) [分母] の中で、最低限の安全性が確保される市街地 [分子] の割合。

(※) 地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で 40% 以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6 m 以上の道路等の公共施設面積の割合。

(目標設定の考え方・根拠)

都市再生プロジェクト (第 3 次決定) において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地 (全国で約 8, 000 ha) を対象に重点整備し、平成 23 年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト (第 1 2 次決定) では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 162 回国会 施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日) 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- 第 166 回国会 施政方針演説 (平成 19 年 1 月 26 日) 「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成 17 年 6 月 21 日) 公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する。(第 3 章 2.)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (平成 18 年 7 月 7 日) 大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。(第 4 章 4.)
- 住生活基本計画 (平成 18 年 9 月 19 日) 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。(第 2 章)
- 経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日) 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。(第 4 章 5.)

【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章に記載あり」

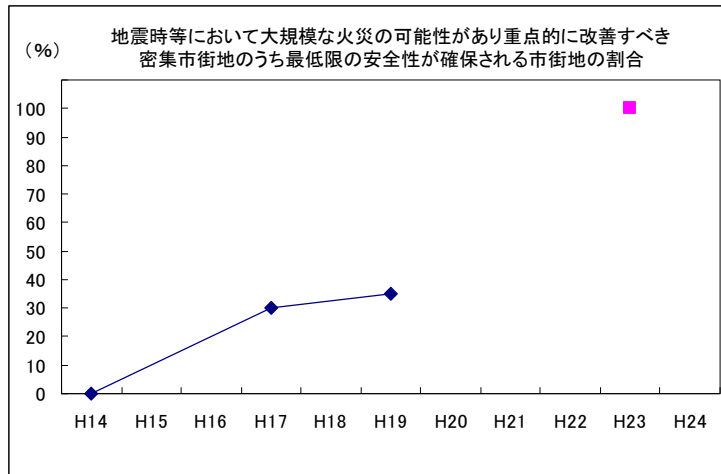
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	28.8%	—	約 35%	—	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。(◎)
 - ・住宅市街地総合整備事業により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：336億円(平成20年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：地域住宅交付金1,930億円の内数(平成20年度国費))
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：25億円(平成20年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
 - ・認定建替計画に係る土地等を取得した場合の特例措置(不動産取得税) 認定建替計画に係る土地等を取得した場合に、当該土地等の取得に係る不動産取得税について、当該土地の5分の1に相当する額を課税標準から控除する。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保については、平成19年度末までに約35%進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 住宅市街地総合整備事業において、密集市街地整備の一層の促進のため、NPO等が実施する普及啓発活動等について、整備計画承認前において補助対象とするとともに、老朽建築物の建替え事業の補助に関わる手続きを簡素化した。
- 平成19年度に実施した政策アセスメント(平成20年度概算予算要求)である「密集市街地の整備促進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の拡充)」について、平成20年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、172地区で助成を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。以上からA-1と評価した。
- なお、当該指標については平成14年度において平成19年度までに約3割の目標値を設定しており、目標については概ね達成されているが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第3次決定(平成13年12月都市再生本部決定)において、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第12次決定(平成19年1月)においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。このため、今後も取り組みをよりスピードアップしていく必要があることから、引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するために、平成19年度において平成23年度までに概ね10割の目標値を新たに設定し、指標を継続している。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

住宅市街地総合整備事業について、共同建替えの敷地面積要件を緩和するとともに、組合等が実施する防災街区整備事業における道路等の公共施設整備について、補助率を引き上げる等の拡充を行う。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局都市・地域安全課(課長 高橋 忍)
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 伊藤 明子)
住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 岡崎 敦夫)

関係課：都市・地域整備局都市計画課(課長 樺島 徹)
都市・地域整備局市街地整備課(課長 松田 秀夫)
都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)
都市・地域整備局公園緑地・景観課(課長 小林 昭)
都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 佐々木 晶二)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 瀬口 芳広)
住宅局市街地建築課(課長 橋本 公博)

指標 16 (業績指標 155)
 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価

A-2	目標値：約 7 割 (平成 24 年度) 実績値：約 4 割 (平成 20 年度) 初期値：約 4 割 (平成 18 年度)
-----	----------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲 (100 km 圏内) に居住する人口の割合
 (一定範囲に居住する人口 / 日本の総人口)

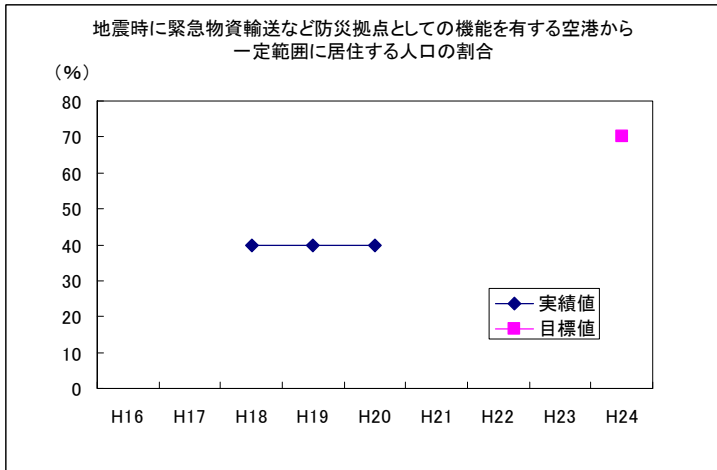
(目標設定の考え方・根拠)
 地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から 100 km 圏内に居住する人口の割合を高める。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)
 地方管理空港の空港管理者である地方公共団体

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決 (重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約 4 割	約 4 割	約 4 割	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。
 ※滑走路、誘導路など

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成18年度の仙台空港、伊丹空港、高松空港における基本施設の耐震調査に着手し、平成19年度には空港機能を確保するために仙台空港などの庁舎・管制塔等の耐震診断を開始、平成20年度には新潟空港、福岡空港等の耐震調査を完了、仙台空港の基本施設の耐震工事に着手した。また、平成21年度より新潟空港の耐震工事を着手する予定であり、目標の達成に向け順調に進んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから順調であると「A」評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を引き続き実施することから「2」と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局空港部技術企画課（課長 戸田 和彦）

関係課：航空局空港部計画課（課長 干山 善幸）

指標 17 (業績指標 136)

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評価

A-2	目標値：約 2,700 万人 (平成 24 年度) 実績値：約 2,410 万人 (平成 20 年度) 初期値：約 2,400 万人 (平成 19 年度)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域(注1)、特定観測地域(注2)並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能な人口。

(注1) 地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

(注2) 地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて最近大地震が起きていない、かつ②活構造地域、さらに③最近地殻活動が活発で、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

(目標設定の考え方・根拠)

地震発生の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

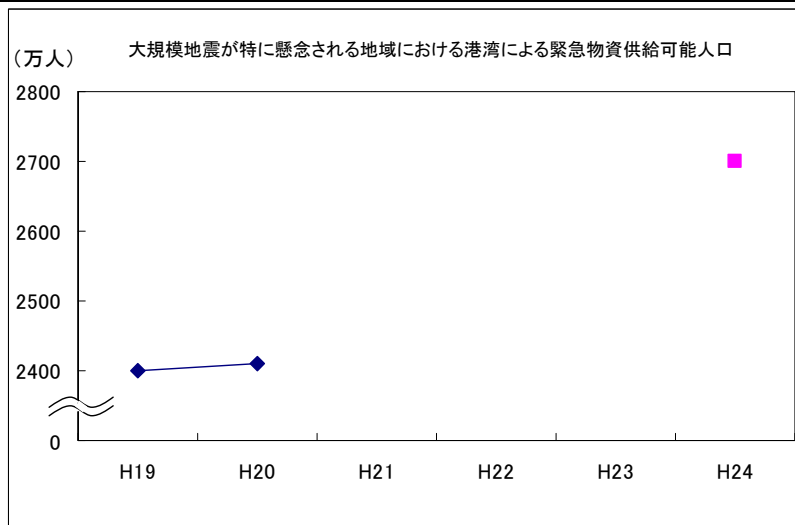
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	約 2,400 万人	約 2,410 万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

耐震強化岸壁の整備(◎)

・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保する

ため、耐震強化岸壁を整備する。
港湾整備事業 3, 926億円の内数（平成20年度）

（注）◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年度の実績値は約2, 410万人と、平成19年度の実績値より10万人増加した。現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、18年度から22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急的に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」（平成18年3月）に基づき、計画的な整備の推進を図っている。平成20年度においては、東京港等において整備を推進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は約2, 410万人と、平成19年度の実績値より増加したこと、また、現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、目標年次までに供用すると考えられることから、A-2と評価した。今後も「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」に基づき、計画的な整備の推進を図る。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海岸・防災課（課長 小野 憲司）

関係課：港湾局計画課（課長 高橋 浩二）

指標 18 (業績指標 70)
防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率

評価

C-1	目標値：約 56% (平成 24 年度) 実績値：約 27% (平成 19 年度) 初期値：約 27% (平成 19 年度)
-----	----------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。
 (分母) 防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよの延長
 (分子) 耐震化もしくは計画的な減災対策が完了している下水管きよの延長

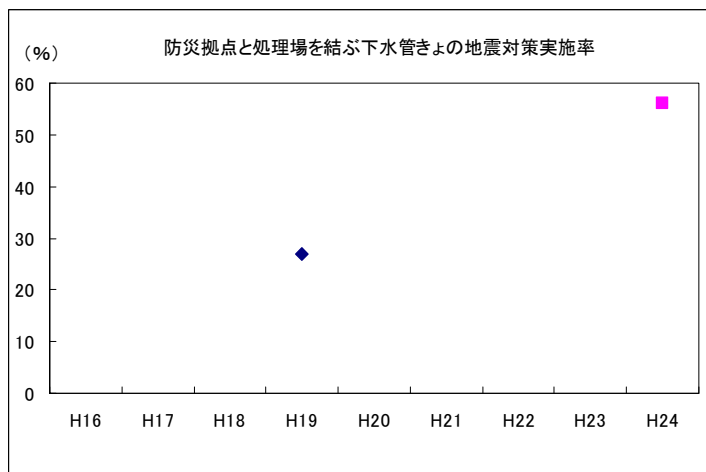
(目標設定の考え方・根拠)
 防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの延長のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を 100%実施することとし、その他の都市については実施予定の整備量により、目標値を設定。

(外部要因)
 地元の調整状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第 4 章 5.)
【閣決 (重点)】
 ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章、第 5 章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約 27%	-	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)
 管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 予算額 6,620 億円の内数 (平成 20 年度国費)
 (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は平成20年度より設定した業績指標であるため、その動向については判断できない。
- ・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業においては、地震対策に取り組む地方公共団体は計画期間5年以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を策定し、地震対策を推進しており、地震対策実施率の上昇が見込まれる。
- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は27%（平成19年度）に過ぎず、引き続き重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」に加えて、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- ・地震対策に取り組む必要性の高い地域において、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を緊急かつ重点的に促進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めるため、平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業により、ハード・ソフトを組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率は、平成20年度より設定した業績指標であるため、その進捗については判断できない。平成21年度より、DID地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地区を対象として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進する「下水道総合地震対策事業」を創設する等、新たな取組みを行っていくことからC-1と評価した。
- ・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画（BCP）の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・DID地域を有する都市など地震対策に取り組む必要性が高い地区を対象として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ合わせた総合的な地震対策を推進するため、平成21年度に下水道総合地震対策事業を創設する。

(平成22年度以降)

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

指標 19-1 (業績指標 79)
地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 (河川)

評価

A-2	目標値：約 8,000 ha (平成 24 年度) 実績値：約 9,700 ha (平成 20 年度) (速報値) 初期値：約 10,000 ha (平成 19 年度)
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 ゼロメートル地帯等 (注) において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積
 (注) 地盤面が海水面より低い地域
 ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位 (大潮時の平均的な満潮位) と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0 m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

(目標設定の考え方・根拠)
 長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)
 地元調整の状況等

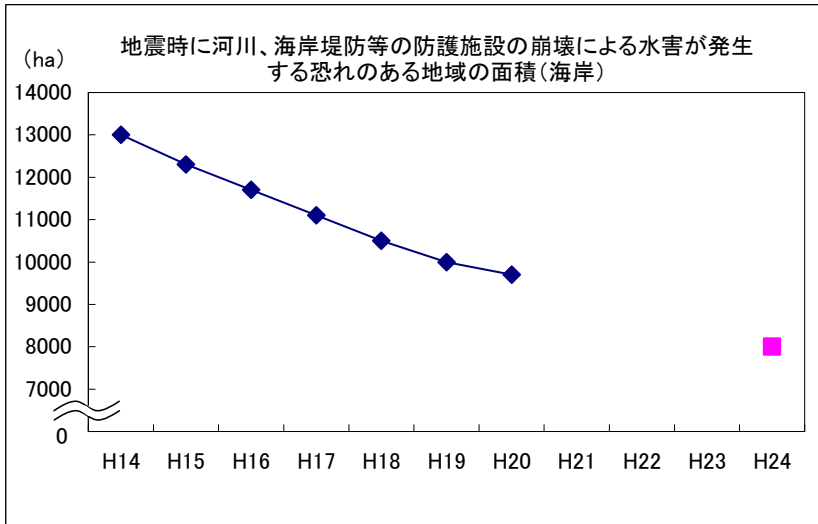
(他の関係主体)
 農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 ・第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活債権支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります」
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定)
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
 ・国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定)
 ・国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日 閣議決定) (3. (4))

【閣決 (重点)】
 ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】
 ・なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約 13,000ha	約 12,300ha	約 11,700ha	約 11,100ha	約 10,500a	約 10,000ha	約 9,700ha (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額8,072億円(平成20年度)の内数
 - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額1,081億円(平成20年度)の内数
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は、約9,700ha(速報値)であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
- ・以上を踏まえ、新たな平成24年度の目標値に向けて引き続き事業を推進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局治水課 (課長 青山 俊行)
関係課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)

指標 19-2 (業績指標 91)

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 (海岸)

評価

A-2	目標値：約 8,000ha (平成 24 年度) 実績値：約 9,700ha (平成 20 年度) (速報値) 初期値：約 10,000ha (平成 19 年度)
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

ゼロメートル地帯等 (注) において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

(注) 地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位 (大潮時の平均的な満潮位) と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
- ・国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日)
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日)
国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

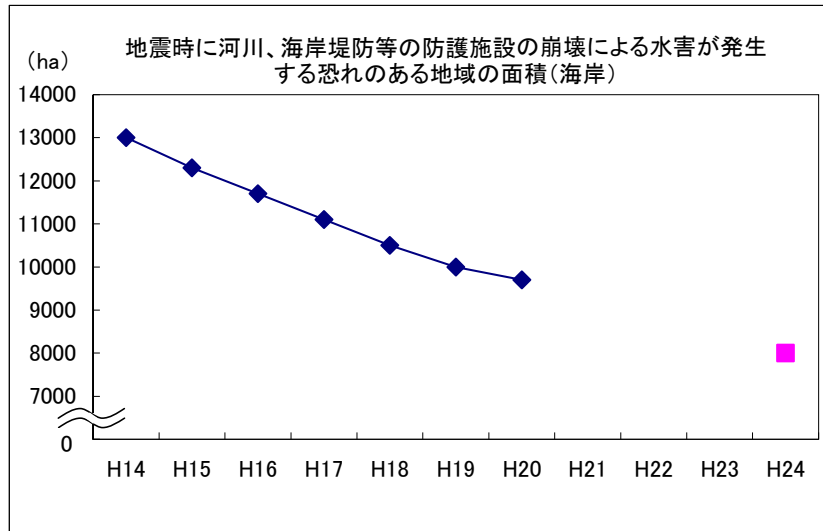
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約 13,000ha	約 12,300ha	約 11,700ha	約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,700ha (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：河川事業費 8,072 億円 (平成 20 年度) の内数
 - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は約 9,700 ha (速報値) であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成 20 年度においては、西尾海岸、東播磨港海岸等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
 港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)
 関係課：河川局治水課 (課長 青山 俊行)

指標 20 (業績指標 66)
 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評価

A-1	目標値：約 35% (平成 24 年度) 実績値：約 27% (平成 20 年度) ※整備予定量調査による推計値 初期値：約 25% (平成 19 年度)
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 人口 20 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積 10ha 以上のオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)
 都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 100% を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成 24 年度の目標値約 35% を設定。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
 ・第 162 回国会 施政方針演説（平成 17 年 1 月 27 日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
 ・第 166 回国会 施政方針演説（平成 19 年 1 月 26 日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実に努める。」

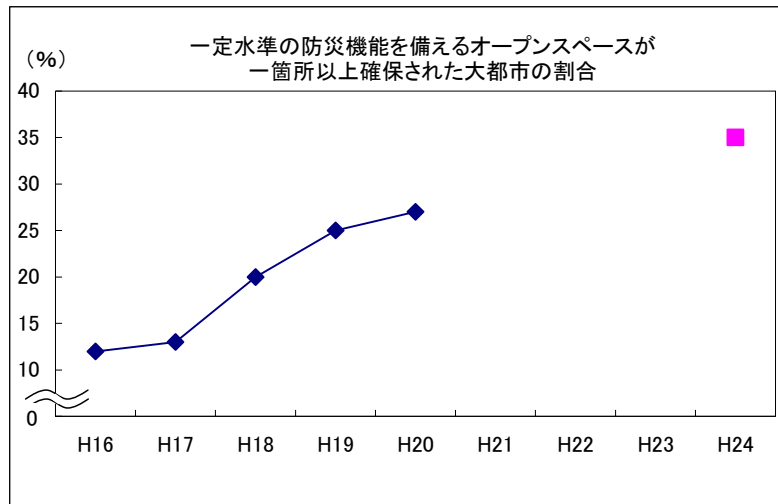
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】
 なし

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
約 12%	約 13%	約 20%	約 25%	約 27% (※)

(※整備予定量調査による推計値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○防災公園の整備 (◎)

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：都市公園防災事業費補助 約 273 億円の内数（平成 20 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 20 年度の実績値は集計中であるが、平成 19 年度の整備実績や平成 19 年度に実施した整備予定量調査結果により、平成 20 年度の実績値は約 27% と見込まれるため、順調であると推測される。なお、平成 20 年度実績値は、8 月頃に判明する見込みである。

（事務事業の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 20 年度の実績値は集計中であるが、平成 19 年度の整備実績や平成 19 年度に実施した整備予定量調査結果により、平成 20 年度の実績値は約 27% と見込まれるため、順調であると推測される。
- ・都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、平成 21 年度は都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していくことから、A-1 と評価した。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 21 年度）

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、市街地の防災性に係る対策が遅れている地方公共団体について、緊急かつ計画的に都市公園の防災機能の向上を推進する。

（平成 22 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

指標 2 1 (業績指標 7 5)
 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数

評価

A-2	目標値：約 235 万戸（平成 24 年度） 実績値：約 490 万戸（平成 20 年度） 初期値：約 525 万戸（平成 19 年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 大河川においては 30～40 年に一度程度、中小河川において 5～10 年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数

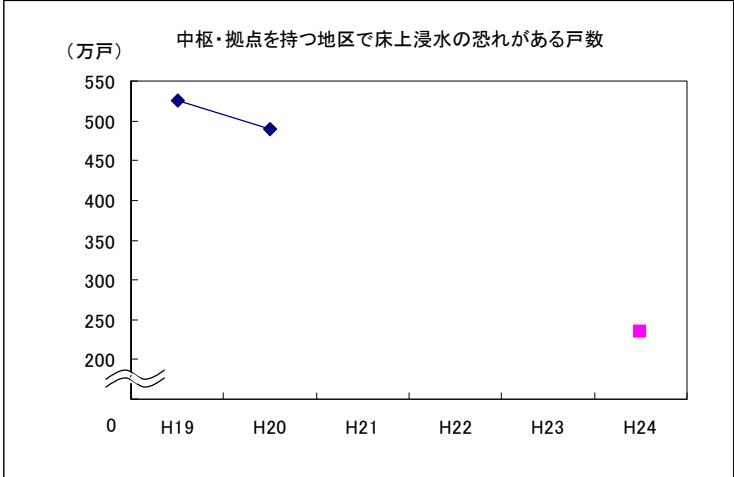
(目標設定の考え方・根拠)
 長期的には 0 を目指す。
 当指標における目標値については、平成 24 年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。

(外部要因)
 気候変動、地元の調整状況

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体 補助事業を所管）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」（第 4 章 5.）
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章及び第 5 章に記載有り」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約 525 万戸	約 490 万戸	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備 (◎)
 堤防等整備やダム等洪水調節施設の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。
 予算額：治水事業費（直轄）6,713 億円の内数（平成 20 年度）
 （補助）4,492 億円の内数（平成 20 年度）
 （注）◎を付した施策項目は、社会資本重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は初年度のため十分な判断ができないが、着実に減少しており、目標の達成に向けて指標は推移している。
- ・「中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数」等の指標値の向上のためには、河川、ダム等の整備を行うことが必要であるが、これらは計画から完成までには長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として浸水被害が頻発している。また、被害内容を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、生活様式の変化に伴う被害額の増加や少子高齢化に伴う災害時要救助者の増加等が生じているため、関係者の連携を図り効果的な取組を行う必要がある。また、計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備も必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・効果の早期発現を目指し、本体工事中のダム等への重点投資を行っている。また、河川では平成 15 年度からは治水上の緊急性・必要性が高く、整備効果が大きい区間などについて、その事業区間・期間などを設定・公表し、重点投資を行う短期集中型事業を実施している。また、浸水被害を最小化するため、ハード対策に加えて住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策等を組み合わせた総合的な浸水対策制度を創設する等、平成 20 年度より新たな取組を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は進捗しているが、3 大都市圏が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があることから A-2 と評価した。
- ・近年、集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- ・これまでは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に 3 河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府））が指定されている。平成 20 年度からは、新たに巴川（静岡県）を加え、河川整備及び下水道整備、流域対策、土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 青山 俊行）
河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

指標 2 2 (業績指標 8 4)

近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数

評 価

C-1	目標値：約 7.3 万戸 (平成 24 年度) 実績値：約 14.8 万戸 (平成 19 年度) 初期値：約 14.8 万戸 (平成 19 年度)
-----	---------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

過去 10 年間 (平成 9 年度から平成 18 年度までの間) に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある戸数。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 0 戸を目指す。

平成 24 年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・ 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」 (第 4 章 5.)

【閣決 (重点)】

・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

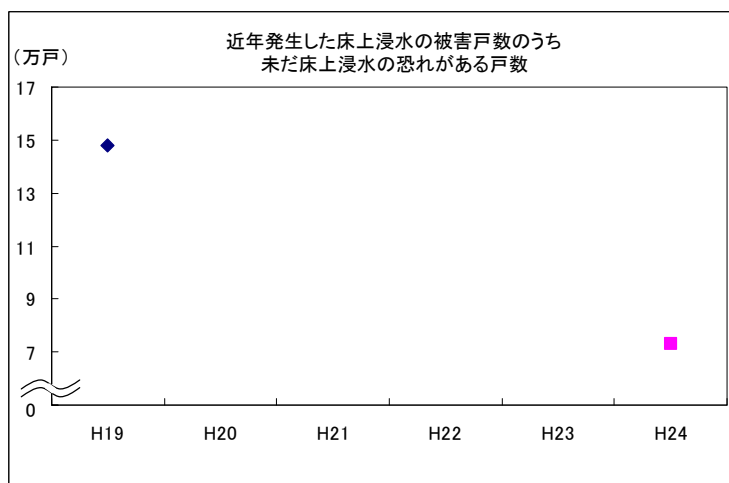
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約 14.8 万戸	調査中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 洪水による氾濫被害から守るための河川整備・ダム等洪水調節施設の整備、砂防施設の整備 (◎)
堤防整備やダム等洪水調節施設の整備、砂防施設等の整備を推進し、氾濫域における治水安全度の向上を図る。
予算額： 治水事業 13,367 億円 (平成 20 年度) の内数
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進 (◎)
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額： 下水道事業 6,620 億円の内数 (平成 20 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 本指標と税制との関係

① 雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留・利用浸透施設に係る割増償却（5年間10%）

（減収見込額）約29百万円（平成19年度）

② 河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

（特例の概要）河川立体区域制度による河川整備で、河川立体区域指定後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約5.4百万円（平成19年度）

③ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）

（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減

（減収見込額）23百万円（平成19年度）

④ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る特例（不動産取得税）

（特例の概要）高規格堤防工事完了（高規格堤防特別区域公示）後、2年以内に建替家屋を建築した場合、代替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除

（減収見込額）約3.9百万円（平成19年度）

⑤ 河川工事により改良される橋梁等に係る課税標準の特例（固定資産税）

（特例の概要）公共用水域に係る事業の施行により必要となった、鉄軌道の橋梁の新設又は改良、トンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備に対する課税標準の特例措置

（最初の5年間1/6、その後の5年間1/3）

（減収見込額）約134百万円（平成19年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成20年度の実績値については現在調査中のため、その動向については判断が出来ないが、住民の生命・財産の保護の観点から早急な対策が必要なため、引き続き床上浸水の解消を目指し、指標値の向上を図る。なお、実績値は7月末頃までに算出される予定である。

（事務事業の実施状況）

- ・地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化等の新たに懸念される要因によりこれまで以上に甚大な被害が多発する恐れがあり、限られた予算の中で、より効率的に新たな災害リスクに対応するため、重点的な施設整備による予防対策を重視しており、平成20年度より総合流域防災事業（流域貯留浸透事業）において都市部における採択要件を拡充し、貯留浸透施設の整備を推進した。
- ・平成18年度に創設した下水道総合浸水対策緊急事業により、過去に重大な浸水被害を受けている地区等を対象として、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な対策を緊急かつ重点的に推進した。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」を改訂するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値については現在調査中のため、その動向については判断ができないが、近年の激しい集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出することによる浸水被害のリスクの増大が懸念されており、本指標の重要性は高い。また、地方公共団体、関係住民等が一体となって、貯留浸透施設等の流出抑制対策に加え、内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を行う「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設する等、平成21年度より新たな取組を行っていくことからC-1と評価した。なお、平成20年度実績値は7月末頃までに算出される予定である。
- ・近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- ・下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。また、現在4河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定し、河川整備、下水道整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- ・近年の集中豪雨の多発を踏まえ、地域の実状に応じて複数市町村に跨った広域的な浸水対策や、都市型浸水被害の常襲地区等においてはエリアを限定した重点的な浸水対策を実施するなど、効率的・効果的に浸水対策を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

雨に強いまちづくりの観点から、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となり、雨水貯留浸透施設等のハード対策、地下街への雨水流入防止施設等の自助対策、内水ハザードマップ作成などのソフト対策を推進する。

- ・平成21年度に「総合内水緊急対策事業」、「流域治水対策事業費補助」を立目、「総合流域防災事業（洪水流下能力阻害部緊急解消事業）」を拡充
- ・平成21年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局治水課（課長 青山 俊行）

河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

指標 23 (業績指標 77)
土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数

評価

B-2	目標値：約 3,500 箇所 (平成 24 年度) 実績値：約 2,350 箇所 (平成 20 年度) 初期値：約 2,300 箇所 (平成 19 年度)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24 時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。

(目標設定の考え方・根拠)
 平成 29 年度に対象施設について整備を概成 (約 5,200 箇所) させることを目標とする。
 平成 24 年度までに、整備の重点化を図り、5 年間で約 1,200 箇所の整備を目標とする。

(外部要因)
 地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)
 都道府県

(重要政策)
【施政方針】

- 第 162 回国会施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日)
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第 166 回国会施政方針演説 (平成 19 年 1 月 26 日)
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第 169 回国会施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成 17 年 6 月 21 日)
 「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第 3 章 2.)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (平成 18 年 7 月 7 日)
 「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第 4 章 4.)
- 経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日)
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第 4 章 5.)
- 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第 5 章 3.)

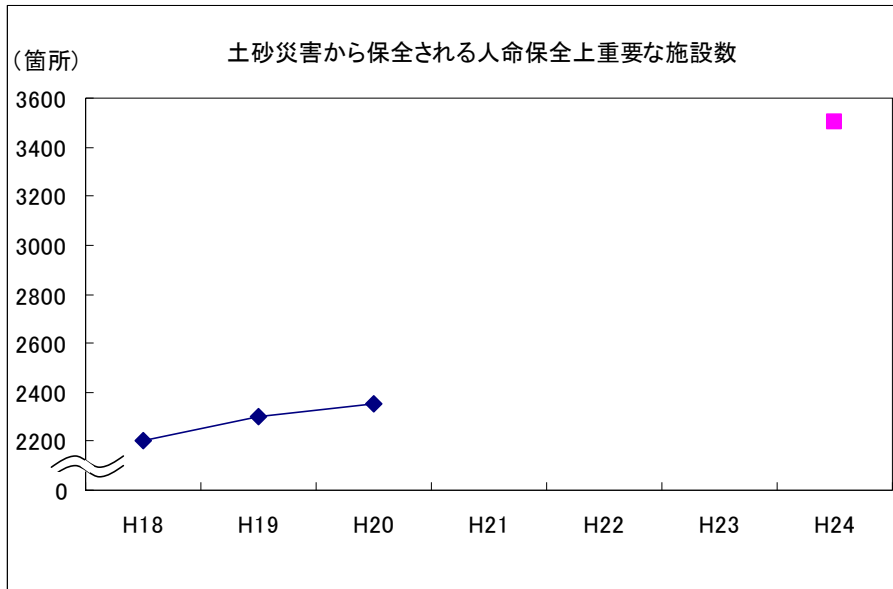
【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】
 なし

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	約 2,200 箇所	約 2,300 箇所	約 2,350 箇所	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
 土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
 人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
 砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成 20 年度の実績値は約 2,350 箇所であり、着実に進捗しているものの、目標達成に向けて今後より一層の重点化が必要である。

(事務事業の実施状況)

- ・ 近年大きな災害を受けた地域における適切な対応、災害時要援護者対策等について砂防事業等を重点的に実施しているところであり、特に自力避難が困難な災害時要援護者が 24 時間入居している施設のうち、特に土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に実施している。
- ・ 水害対策や土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的防災対策を推進するため、総合流域防災事業を推進している。
- ・ ハード・ソフト一体となって効率的に土砂災害対策を実施するため、平成 18, 19 年度に補助事業採択要件を拡充するなど、避難所の保全対策を重点的に実施している。
- ・ 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災

害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。

- ・ 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 指標については着実に増加しているが、現在のトレンドでは目標達成が困難である。一方で、本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、今後都道府県に対して、指標の重点化についてより一層の周知を行うこととし、B-2と評価した。
- ・ 平成20年は、梅雨前線に伴う豪雨や岩手・宮城内陸地震等により、全国で695件の土砂災害が発生するなど、引き続き土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を進めていく必要がある。
- ・ 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成20年3月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。
- ・ 国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、平成21年3月に「大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する検討委員会」から示された提言を元に、天然ダムに対する危機管理を強化する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

人命保全上重要な施設を土砂災害から保全するための砂防設備の整備を各都道府県の計画に位置付けるとともに、重点的に実施するよう周知した。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 牧野 裕至）

指標 24 (業績指標 89)

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

評価

A-1	目標値：約 9 万 ha (平成 24 年度) 実績値：約 10.6 万 ha (平成 20 年度) (速報値) 初期値：約 11 万 ha (平成 19 年度)
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

宅地開発等による防護対象面積の増加

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
- ・国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日)
様々な自然災害に的確に対応するための具体的施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日)
国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

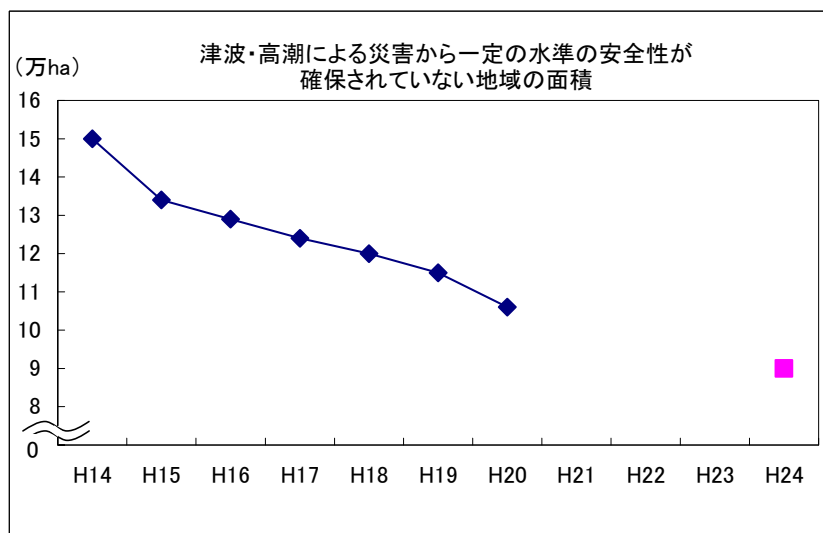
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約 15.0 万 ha	約 13.4 万 ha	約 12.9 万 ha	約 12.4 万 ha	約 12.0 万 ha	約 11.5 万 ha	約 10.6 万 ha (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①海岸保全施設の新設整備等 (◎)

津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する等のために海岸保全施設の新設整備等を実施する。

海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 20 年度の実績値は約 10.6 万 ha (速報値) であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。対策にあたっては、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めていく必要がある。

(事務事業の実施状況)

- 未整備地区における海岸保全施設の新築整備、暫定施設の早期完成や老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化等を行った。

海岸事業実施箇所数 547 箇所 (平成 20 年度)

課題の特定と今後の取組の方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示しており、平成 21 年度には「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を拡充することから A-1 と評価した。
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 4 次評価報告書において海面水位の上昇や台風の激化等が懸念されている。また、我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。さらに、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。
- 海岸保全施設の効果的な整備とともに、情報伝達施設等の整備とあわせ、住民の自衛 (避難) 行動によるソフト対策を含めた総合的な防災対策を進める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

- 津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充 (政策アセスメントを実施) 危機管理対応の充実を図るよう、観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備を行うとともに、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し連続性の確保を図ること等により、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)

指標 25-1 (業績指標 80)
 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (洪水)

評価

B-2	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約10% (平成20年度) 初期値：7% (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)
 洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち、洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合 (%)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数
 ②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数 (約1500市町村：平成19年度末現在)

本指標は、洪水ハザードマップを災害発生時を想定し、住民が避難行動等を実施する防災訓練等を実施する際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するものであり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

(目標設定の考え方・根拠)
 平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川 (洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川) の浸水想定区域に含まれている市町村における防災訓練実施を目標とする。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)
 地方自治体 (都道府県) (都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表)
 地方自治体 (市町村) (ハザードマップ作成・防災訓練実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- 第166回国会 施政方針演説 (平成19年1月26日)「健全で安心できる社会」の実現

【閣議決定】

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007 (平成19年6月19日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。」
- 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。」

【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載」

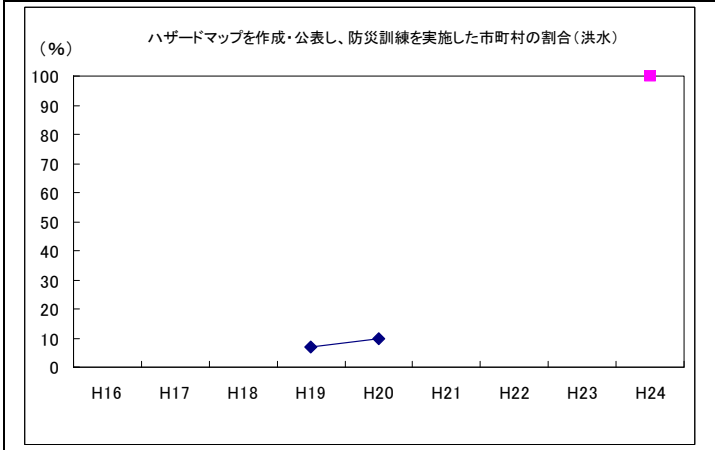
【本部決定】

- なし

【政府・与党申合】

- なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	7%	約10%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・洪水ハザードマップの公表を推進し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度に設定した本指標の動向については、これまでの実績は平成24年度目標達成に向けた成果を示していないものの、ハザードマップの作成支援制度が平成21年度までであることから、同年度中の作成・公表が進むものと予想される。また、これに乗じてハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれ、目標年度までに目標値に達するものと考えているため、今後も現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・平成17年6月に「洪水ハザードマップ作成要領(平成13年7月作成)」を改訂。あわせて、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を作成。
- ・平成17年6月に「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」を作成。
- ・平成15年2月に洪水ハザードマップPRパンフレットを作成。
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正から順調に公表している。
(平成21年3月31日現在の公表：109水系323河川(109水系371河川中))

課題の特定と今後の取組の方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値は達成できないことになるが、ハザードマップの作成支援制度が平成21年度までであることから、同年度中の作成・公表が進むものと予想される。引き続き、住民らが洪水ハザードマップを活用し避難訓練等の防災訓練を実施し、防災意識の向上を図っていくことができるよう支援を行っていくことで、目標年度までに目標値に達することができると考えている。よって、B-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

各事務所毎に県、市町村等からなる災害情報協議会等を設置し技術的支援を行っている中で、ハザードマップの普及・活用について、具体的な意見交換を実施していく。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局治水課(課長 青山 俊行)

指標 25-2 (業績指標 71)
 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (内水)

評価

C-1	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約6% (平成19年度) 初期値：約6% (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)
 分母：地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、または、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村数
 分子：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等(※)を実施した市町村数

※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練(洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップ配布等をしているものも含む)のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民が中心となったマップの普及活動等、積極的にマップの活用を推進するための取組みが行われている場合を含む。

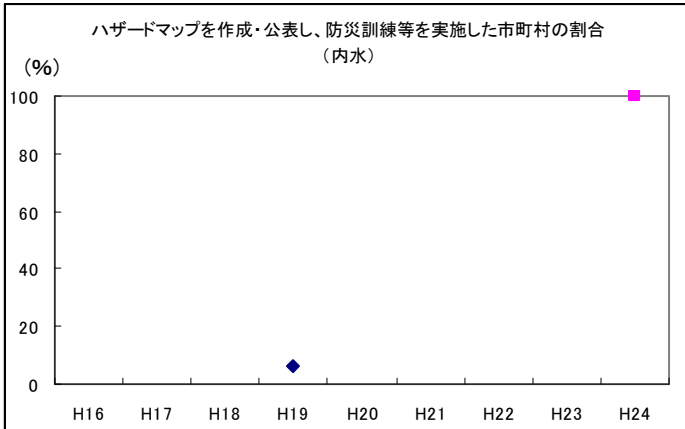
(目標設定の考え方・根拠)
 地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、H9年度以降床上浸水被害等が発生した地区を有する市町村等、全国約500市町村の全てで平成24年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

(外部要因)
 地元の調整状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体(事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」(第4章5.)
【閣決(重点)】
 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章、第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年度)	
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H24
—	—	—	—	約6%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 下水道による浸水被害の軽減 (◎)
下水道による浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6, 620 億円の内数 (平成20年度国費)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は集計中であり、進捗について現時点では判断できないためC-1と評価した。
- ・内水ハザードマップの作成・公表を推進するため、平成20年度に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるように、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図ったところである。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年に「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定するなど、ソフト対策に資する内水ハザードマップの作成を支援し、地方公共団体における公表・活用を促進した。
- ・地下空間利用が高度に発達している地区等において、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図るため、平成18年度に創設した下水道総合浸水対策緊急事業により、ハード・ソフト・自助を組み合わせた総合的な対策を推進した。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」の改定や平成21年度に創設する「下水道浸水被害軽減総合事業」で内水ハザードマップを作成することとしているため、今後一層の作成、活用の促進が図られるものを思われる。ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合は、平成20年度より設定した業績指標であり、平成20年度の実績値は集計中であることから、進捗について現時点では判断できないためC-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成20年に作成した手引きの周知徹底や作成の対象としている市町村の内水ハザードマップの作成活用状況を公表するとともに、平成21年度に内水ハザードマップの公表等の総合的な浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し作成活用等の促進を図る。

(平成22年度以降)

- ・下水道浸水被害軽減総合事業、雨に強い都市づくり支援事業を統合し、内水ハザードマップの策定も含めて、効率的、総合的な浸水対策を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 清水 亨)

指標 25-3 (業績指標 81)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (土砂)

評価

A-2	目標値：100% (平成24年度) 実績値：41% (平成20年度) 初期値：16% (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合 (%)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 = ① / ②

①：対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数

②：土砂災害危険箇所を有する市町村数 (1,672市町村：平成19年12月末現在)

(目標設定の考え方・根拠)

平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村(1,672市町村)における実施を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説 (平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

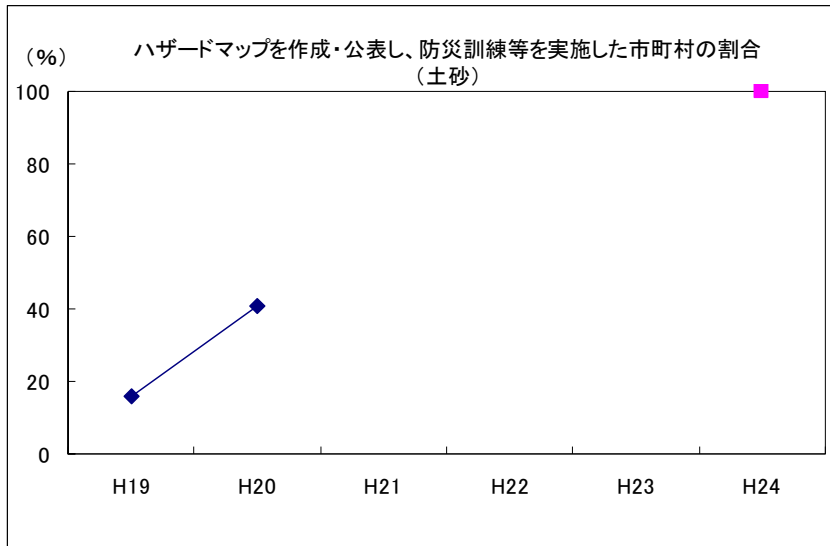
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	16%	41%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 139 億円の内数 (平成 20 年度)

(税制)

① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 20 年度の実績値は 41% であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。

(事務事業の実施状況)

- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。
- 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- 平成 20 年度は、全国で約 670 市町村において、土砂災害に関するハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練が行われた。土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。
- 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)
 なし

(平成 22 年度以降)
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 牧野 裕至）

指標 25-4 (業績指標 90)

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (津波・高潮)

評価

A-2	目標値：約8割 (平成24年度) 実績値：約74% (平成20年度) 初期値：約6割 (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)

対象市町村 (注) のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (%)
 (注) 津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村 (303市町村：平成20年度)
 ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 (津波・高潮) = ① / ②

- ①：ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数
- ②：対象市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

平成29年度までに約10割達成することを目標値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説 (平成20年1月18日)
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第5章3.)
- ・国土形成計画 (平成20年7月4日)
 総合的な災害対策の推進 (第2部第5章第1節)
 様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第2部第5章第2節)
- ・国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)
 国土の保全と安全性の確保 (3.(4))

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

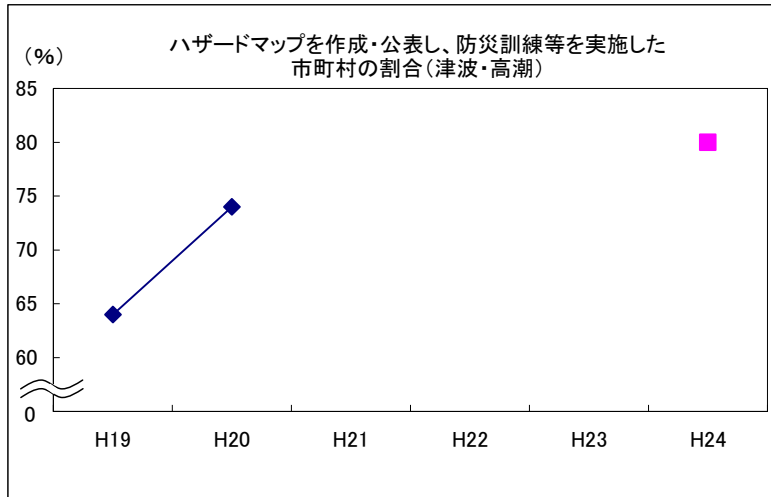
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約64%	約74%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①津波・高潮危機管理対策緊急事業 (◎)
- 津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)を含め、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する。
- 海岸事業費1,081億円(平成20年度)の内数
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成20年度の実績値は約74%であり、過去のトレンドで推移すると目標を達成することから、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

- 地方公共団体によるハザードマップ作成・活用を支援するための諸課題について検討し、平成16年3月、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。更にマニュアルの配布に合わせ全国10箇所において、延べ約1,100名の防災担当者等を対象とした説明会を開催した。個々での意見交換における要望にこたえとともに、各地方公共団体における更なるハザードマップの整備・促進を目的として、これまで整備されているハザードマップを収集し、模範となる事例を整理した「津波や高潮の被害に遭わないために」を作成、配布した。
- 平成20年度においては、津波・高潮危機管理対策緊急事業による津波・高潮ハザードマップの作成支援(浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査)を藤沢海岸、神戸港海岸等で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- 今後とも、津波・高潮ハザードマップの作成・公表による災害危険度情報の共有、継続的な防災訓練の実施、津波・高潮防災ステーションの整備等により、地域における危機管理機能の高度化を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)

指標 26 (業績指標 82)
 高度な防災情報基盤を整備した水系の割合

評価

A-2	目標値：約70% (平成24年度) 実績値：約55% (平成20年度) 初期値：約40% (平成19年度)
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合 (%)

高度な防災情報基盤を整備した水系の割合 = ① / ②

①：浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数

②：全国の1級水系の数 (109水系)

(目標設定の考え方・根拠)

平成29年度までに1級水系全て (109水系) において実施することを目標とする。

今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70% (77水系) とする。

※1級水系の数 $109 \times 70\% = 77$ 水系

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日) 「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。」 (第4章5.)

【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

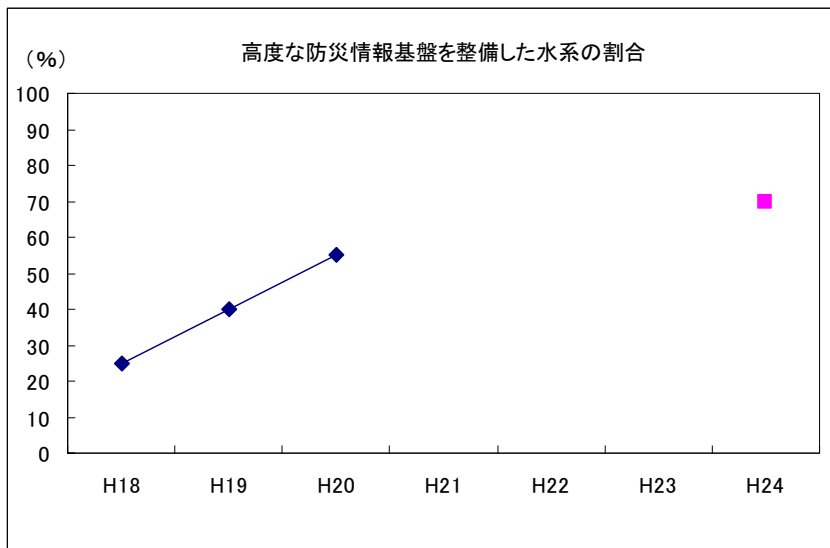
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	約25% (27水系)	約40% (44水系)	約55% (60水系)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築する。
予算額： 河川整備事業費（7,404億円）の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

・平成20年度に60水系において浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築

課題の特定と今後の取組みの方向性

・順調な成果を示していることからA-2と評価した。引き続き、動く浸水想定区域図をWeb上で情報提供することにより、水害時における住民の適切な避難を促進していく必要がある。地域により達成状況に格差があるため、提供している水系の割合が低い近畿、九州地方において重点的に実施する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

・平成21年度に地球温暖化に伴う気候変化や火山活動の活発化、地震による流域状況変化等の影響による水害・土砂災害の激化・頻発に対し、流域一帯における危機管理対応を中心とした適応策を実施する総合流域防災対策事業を創設

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川計画課（課長 足立 敏之）

関係課：河川局治水課（課長 青山 俊行）

河川局防災課（課長 細見 寛）

指標 27 (業績指標 83)

リアルタイム火山ハザードマップ整備率

評価

A-2	目標値：50% (平成24年度) 実績値：3% (平成20年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	--------------------------------------------------------

(指標の定義)

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%)

リアルタイム火山ハザードマップ整備率=①/②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)

(注) 火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

(目標設定の考え方・根拠)

今後10年間に対象火山(29火山)で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)

【閣決(重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

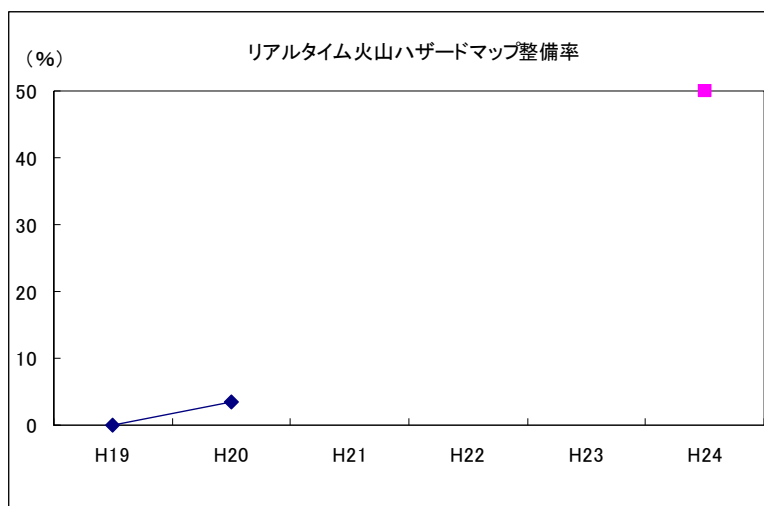
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	0%	3%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 火山地域における砂防設備の整備 (◎)
 土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 384 億円の内数 (平成 20 年度)
 (補助) 事業費 196 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ② 火山噴火時等の警戒避難対策の実施 (◎)
 火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 9 億円の内数 (平成 20 年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 現在、富士山において、噴火シナリオに基づいたリアルタイム火山ハザードマップの整備が進み、内容についてほぼ概成しており、当面の噴火想定には対応できる。
 - ・ また、平成 20 年度までに 15 火山において計画策定についての委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めているところである。
- (事務事業の実施状況)
- ・ 主として活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域において、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。
 - ・ 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進している。
 - ・ 各火山では、リアルタイム火山ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山ハザードマップの整備を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ リアルタイム火山ハザードマップは、基礎データの収集、シミュレーション結果の検証等に時間を要することから複数年での整備を想定している。現在各火山について、検討会等を開催するなど、順調に検討が進められていることから、当初の想定通り来年以降整備されると考えられるため、A-2 と評価した。
- ・ 平成 19 年 3 月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン (案)」により、緊急減災対策の推進を図る。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)
 なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局砂防部砂防計画課(課長 牧野 裕至)

指標 28 (業績指標 78)
土砂災害特別警戒区域指定率

評価

A-2	目標値：約 80% (平成 24 年度) 実績値：約 36% (平成 20 年度) 初期値：約 34% (平成 19 年度)
-----	----------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
土砂災害危険箇所が存在する市町村 (1, 672 市町村) のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合

土砂災害特別警戒区域指定率 = ① / ②
 ① 土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数
 ② 土砂災害危険箇所が存在する市町村数 (1, 672 市町村)

(目標設定の考え方・根拠)
平成 19 年度の土砂災害特別警戒区域の指定状況は 565 市町村であり、10 年間で実施率 100% (1, 672 市町村) を目指す。
平成 24 年度については、平成 19 年度以降指定の促進を図り約 80% を目標とする。

(外部要因)
地元調整の状況等
開発行為による新規の住宅地等の増大

(他の関係主体)
都道府県及び市町村

(重要政策)
【施政方針】

- 第 162 回国会施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第 166 回国会施政方針演説 (平成 19 年 1 月 26 日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第 169 回国会施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 (平成 17 年 6 月 21 日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第 3 章 2.)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (平成 18 年 7 月 7 日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第 4 章 4.)
- 経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第 4 章 5.)
- 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第 5 章 3.)

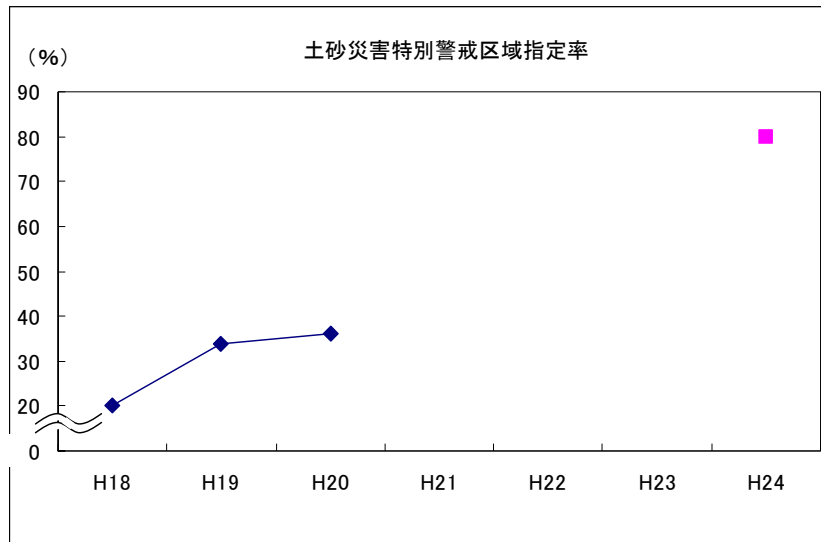
【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】
なし

【政府・与党申合】
なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	—	約 20%	約 34%	約 36%



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)
 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 139 億円の内数 (平成 20 年度)
- (税制)
- ① 土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制 (不動産取得税)
 土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を 5 分の 1 控除することにより、土砂災害から国民の生命を守ることに寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- 平成 20 年度の実績値は約 3.6 % であり、指標は着実に進捗しており目標達成に向けた成果を示している。
- (事務事業の実施状況)
- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づいて、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで開発行為による新規の住宅地等の増大の抑制等を推進している。また、平成 17 年 7 月の同法の一部改正により、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
 - 市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するため、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討会」により、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を策定し、警戒避難体制の整備を図っている。
 - 土砂災害防止月間の毎年 6 月には、土砂災害全国統一防災訓練を実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化、及び防災意識の向上を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標は当面の目標に向かって順調に推移しており、A-2 と評価した。
- 平成 20 年度までに、全国で約 55,000 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定された。引き続き土砂災害による被害を軽減するため、区域指定を進めていく必要がある。
- 毎年全国各地で発生する土砂災害の現状と課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に「土砂災害対策懇談会」において中長期的な展望に立った土砂災害対策に関して頂いた提言を政策に反映させ、土砂災害対策を進めていく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成 21 年度)
 なし
- (平成 22 年度以降)
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局砂防部砂防計画課（課長 牧野 裕至）

指標 29 (業績指標 109)
道路交通における死傷事故率

評価

A-1	目標値：約1割削減 (約100件/億台キロ) (平成24年) 実績値：約100件/億台キロ (平成20年暫定値) 初期値：約109件/億台キロ (平成19年)
-----	------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数 (1件/億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。)
 道路交通における死傷事故率 = 死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ

(目標設定の考え方・根拠)
 死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース (5年で約1割) で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)
 警察庁

(重要政策)

【施政方針】
 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
 「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

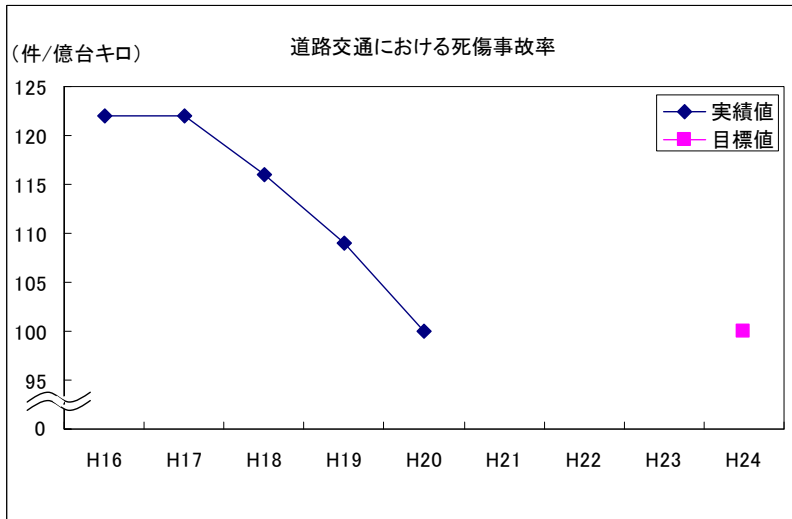
【閣議決定】
 なし

【閣決 (重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】
 第8次交通安全基本計画 (平成18年3月14日)

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年)
H16	H17	H18	H19	H20	
122 件/億台キロ	122 件/億台キロ	116 件/億台キロ	約109 件/億台キロ	約100 件/億台キロ	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）等、交通安全施設等の整備を推進する。(◎)

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成19年実績値109.0件/億台キロに対し、平成20年の実績値（暫定値）は100.3件/億台キロと大きく改善するとともに、目標値をほぼ達成した。

(事務事業の実施状況)

- ・交通をより安全な道路へ転換させるため、死傷事故率が低い自動車専用道路を含む幹線道路ネットワークの整備を推進。
- ・平成21年3月に582地区をあんしん歩行エリアに指定するとともに、3,396箇所を事故危険箇所として抽出。

課題の特定と今後の取組みの方向性

死傷事故率に関する業績指標は、平成17年から減少傾向にある。平成20年も暫定値ではあるが大きく減少し、初年度にして目標値を概ね達成しているが、引き続きこの状況を維持、改善していく必要がある。

今後も、都道府県別の状況も精査した上で、死傷事故率の高い箇所など、優先度を国民に分かりやすく明示した交通事故対策を推進し、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な対策を推進する。

また、平成21年1月の内閣総理大臣の談話において新たに掲げられた政府目標である「今後10年を目途に、交通事故死者数の半減（2,500人以下）」の達成に向け、今後生活道路における対策強化に向けた検討に取り組んでいく。

以上から、今回の評価としてはA-1とした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・新たな政府目標の達成に向け、生活道路における対策強化に向けた検討を実施する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室（室長 小口 浩）

関係課：道路局 国道・防災課（課長 深澤 淳志）

指標 30 (業績指標 120)

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成20年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	-------------------------------------------------

(指標の定義)

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法適用海域に限る。）

(目標設定の考え方・根拠)

過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ふくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。

(外部要因)

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

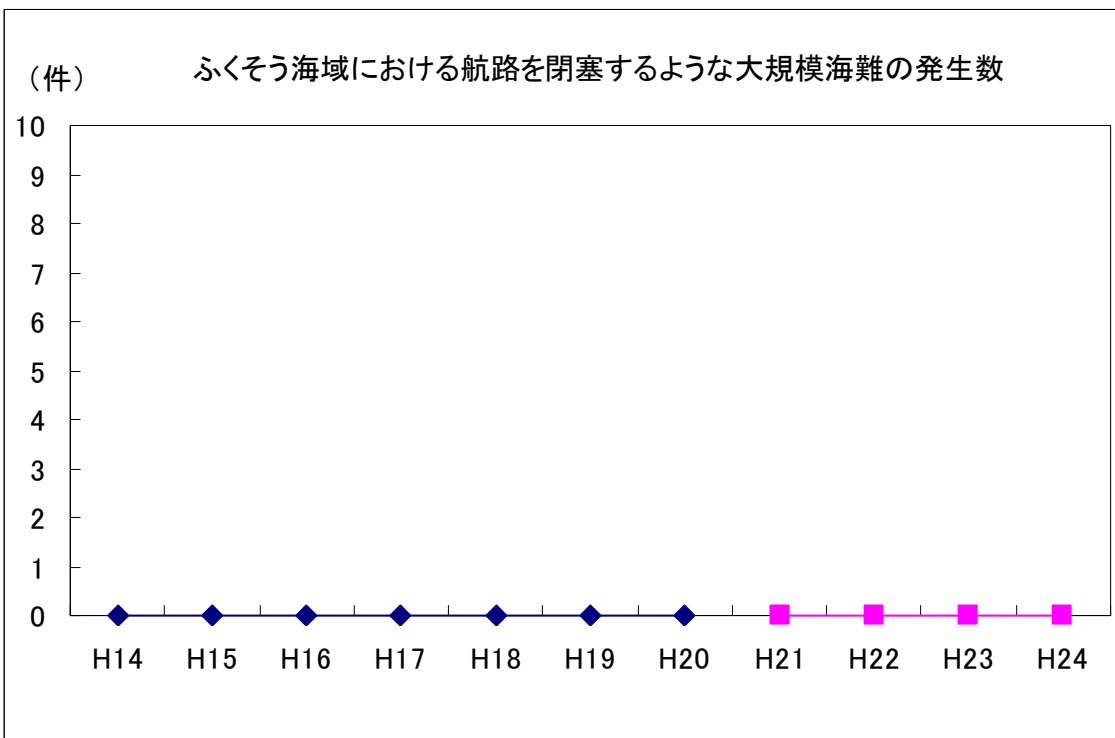
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)
予算額：航路標識整備事業費の一部 3.9億円(平成20年度)
 - ・ふくそう海域における視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等の整備を行う。
 - ・AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム(MICS)の的確な運用を行う。
 - ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化に関する検討
 - ・安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、新交通ビジョン(海上交通の安全確保に向けての新たな展開)として答申を得る。
 - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
予算額：港湾整備事業費 87億円(平成20年度)
 - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
 - ⑥ 海難審判の実施
 - ・日々発生する海難について、海難審判を通じて海技従事者に反省を促す。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成20年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・ふくそう海域において視認性、識別性及び誘目性に優れた高機能航路標識等16基を整備した。
 - ・AISを活用した次世代型航行支援システムを四日市及び若松海上保安部に整備した。
 - ・平成20年7月から大阪及び神戸海上保安(監)部において、AISを活用した次世代型航行支援システムの運用を開始した。
 - ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。
- ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化に関する検討
 - ・AISの活用、海難事例分析等を踏まえた海上交通ルールの見直し、航路標識の高度化など安全対策の強化について交通政策審議会海事分科会において検討を行い、交通政策審議会から新交通ビジョンとして答申を得た。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
 - ・船舶航行の安全性向上と安定的な海上輸送サービスの確保等を図るため、浅瀬等の存在により湾内航行に支障のある主要国際幹線航路の整備及び保全を行い、海上ハイウェイネットワークの構築を推進している。
- ⑥ 海難審判の実施
 - ・日々発生する海難について、海難審判を通じ海技従事者に対して反省を促した。

課題の特定と今後の取組の方向性

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を維持しており、現在までに実施してきた施策が有効であったと評価できることからA-2と評価した。我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を維持する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 尾 関 良 夫)
関係課：港湾局計画課	(課長 高 橋 浩 二)
海上保安庁交通部安全課	(課長 川 崎 勝 幸)
計画運用課	(課長 加 賀 谷 尚 之)
整備課	(課長 高 橋 敏 男)
海難審判所総務課	(課長 宇 田 川 英 寿)

指標 31 (業績指標 156)

管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

評価

B-2	目標値：約半減（平成20～24年度平均） 実績値：1.4件／100万発着回数（平成16～20年度平均） 初期値：1.1件／100万発着回数（平成15～19年度平均）
-----	------------------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

管制空港における100万発着回数当りの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント（注）発生件数。

（注）滑走路誤進入に係る重大インシデント

- ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態
 - 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
 - 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

(目標設定の考え方・根拠)

地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの発生件数を約半減させることを目標とした。

(外部要因)

航空交通量の変動

(他の関係主体)

航空従事者、航空管制官

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

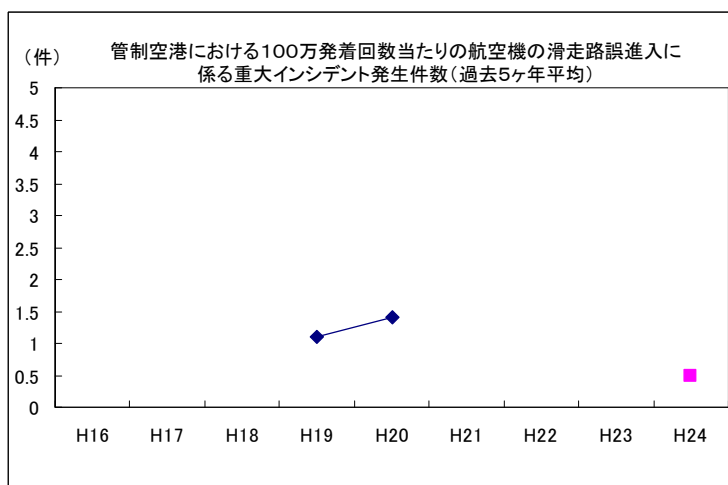
なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	1.1件※	1.4件※	
(1.09件)	(1.61件)	(0.51件)	(2.04)	(1.53件)	

※過去5ヶ年平均 () 内は単年度実績値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のため、以下の施策を推進する。

- 各種支援システムの充実強化 (◎)

➤コミュニケーション齟齬の防止

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

前年度と比較して、単年度においては減少しているものの、過去5ヶ年平均において増加している。

(事務事業の実施状況)

- ・ ヒューマンエラーを予防するため、滑走路運用制限等の航空管制に必要な情報をグラフィックで管制卓に表示するシステムの整備を推進した。
- ・ 管制官とパイロット間におけるコミュニケーション齟齬を防止するため、コミュニケーション齟齬につながりやすい用語等を収集・分析し、教育・研修等に活用する等の対策を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 前年度と比較して、過去5ヶ年平均においては増加しているものの、単年度においては減少したことから、今後も引き続き各種支援システムの整備を進めることとし、B-2と評価した。
- ・ また、滑走路誤進入関連情報の収集・共有及びこれに基づく背景・要因分析を行うとともに更なる対策への必要性について検討を行い、より一層安全な航空交通を目指す。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

滑走路誤進入対策として、管制官が地上交通の状況を確実に把握するためのシステムや、パイロットへの視覚的支援システムを整備する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局管制保安部保安企画課 (官房参事官(航空担当) 後藤 容順)

関係課： 航空局技術部運航課 (課長 富田 博明)

指標 3 2 (業績指標 8)

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積

評価

A-2	目標値：約 70,000ha (平成 24 年度) 実績値： 55,412ha (平成 20 年度) 初期値： 50,997ha (平成 19 年度)
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー新法」という。)第 25 条第 1 項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー化の進捗率については施設単体ごと(鉄道駅、道路、建築物等)の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。

本指標は、バリアフリー新法第 25 条に基づき市町村が作成する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。

具体的には、70,000ha を目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い 63,000ha を、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成 19 年 9 月)における作成予定の 150 市町村が平成 24 年度までにすべて作成するものとして 7,500ha を見込み、これらを合算したものである。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村(基本構想において重点整備地区を設定)

施設設置管理者(公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等)

(重要政策)

【施政方針】

- 第 162 回国会施政方針演説(平成 17 年 1 月 21 日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- 経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第 4 章 5.)
- 経済財政改革の基本方針 2008(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第 5 章 3.)
- 経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第 2 章 1.)

【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記述あり」

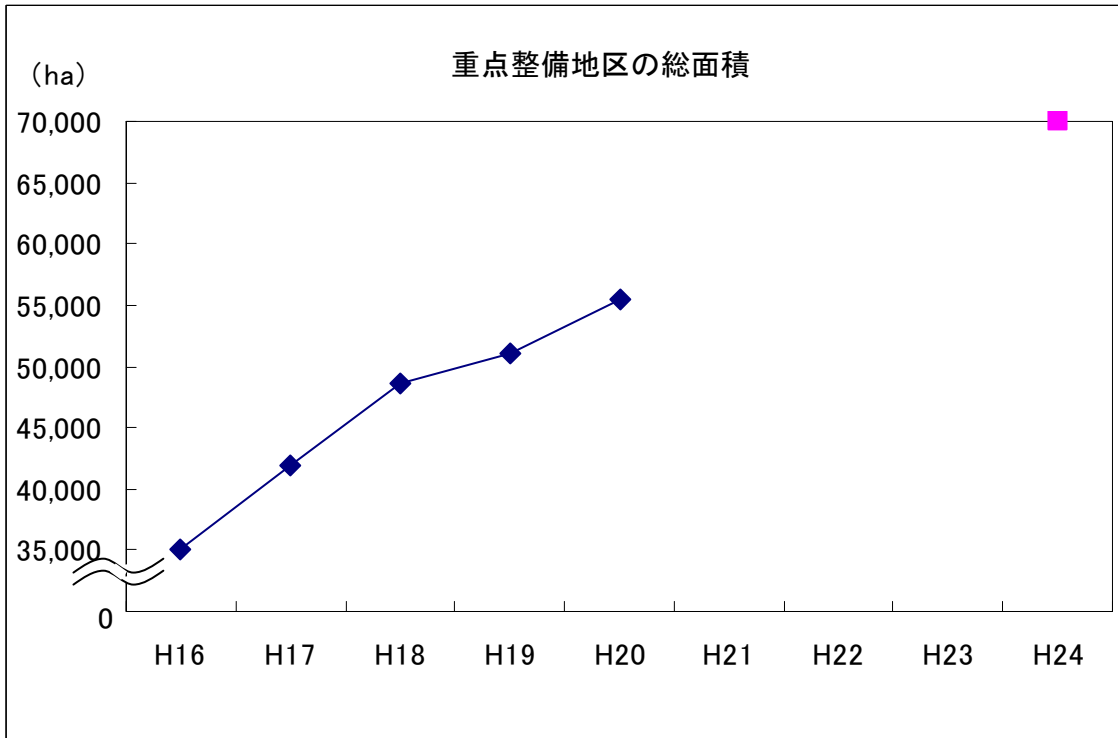
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
35,057ha	41,959ha	48,663ha	50,997ha	55,412ha	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・バリアフリー新法に基づく基本構想の策定等に対する支援及び基本構想等に基づいて行う動く通路・スロープ等の整備や不特定多数の者が利用する認定特定建築物におけるエレベーター等の施設の整備等に対する支援を実施する。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 20,656百万円の内数（平成20年度）

関連する事務事業の概要
該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
重点整備地区の総面積については、平成16年度から平成20年度にかけての5年間で、年度平均の増加は50,000haであり、そのトレンドを延長すると、目標年度において十分目標値を達成すると見込まれる。
- （事務事業の実施状況）
バリアフリー新法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積の拡大を図り、主要な駅などを中心とした連続したバリアフリー化を促進するため、基本構想作成ガイドブックの作成、バリアフリープロモーターの派遣などの基本構想の作成に対する支援により、基本構想の作成を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年3月末現在252市町村により326基本構想が作成されている。重点整備地区の総面積は、平成20年度末において55,412haと順調に推移している。基本構想を未作成の市町村が1,500程度あることから、引き続き、基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた重点整備地区の面積の増加が進むと考えられるため、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

- （平成21年度）
基本構想作成における優良事例の収集や、基本構想を変更・作成することを考えている市町村においてケーススタディを実施することを内容とするバリアフリー新法に対応した基本構想の変更・作成促進事業を実施する。
- （平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 森下 憲樹）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 橋本 公博）

指標 33、34、35、38（業績指標 9）

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）

評 価	
①特定道路におけるバリアフリー化率 A-2	①目標値：約75%（平成24年度） 実績値：約58%（平成20年度暫定値） 初期値：51%（平成19年度）
②段差解消をした旅客施設の割合 B-1	②目標値：100%（平成22年度） 実績値：67.5%（平成19年度） 初期値：67.5%（平成19年度）
③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合 A-1	③目標値：100%（平成22年度） 実績値：90.9%（平成19年度） 初期値：90.9%（平成19年度）
④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 A-1	④目標値：約5割（平成22年度） 実績値：44%（平成19年度） 初期値：44%（平成19年度）

（指標の定義）

①特定道路におけるバリアフリー化率

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に規定する特定道路（注）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の構造を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

（注）特定道路：

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの（延長約1,700km）

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（公共交通移動等円滑化基準）第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第4条（エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消）を満たす旅客施設数

÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たしたものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第9条（視覚障害者誘導用ブロックの設置）を満たす旅客施設数

÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 特別特定建築物の総ストック数

（目標設定の考え方・根拠）

①特定道路におけるバリアフリー化率

概ね10年後（平成29年度末）までに、バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5ヶ年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

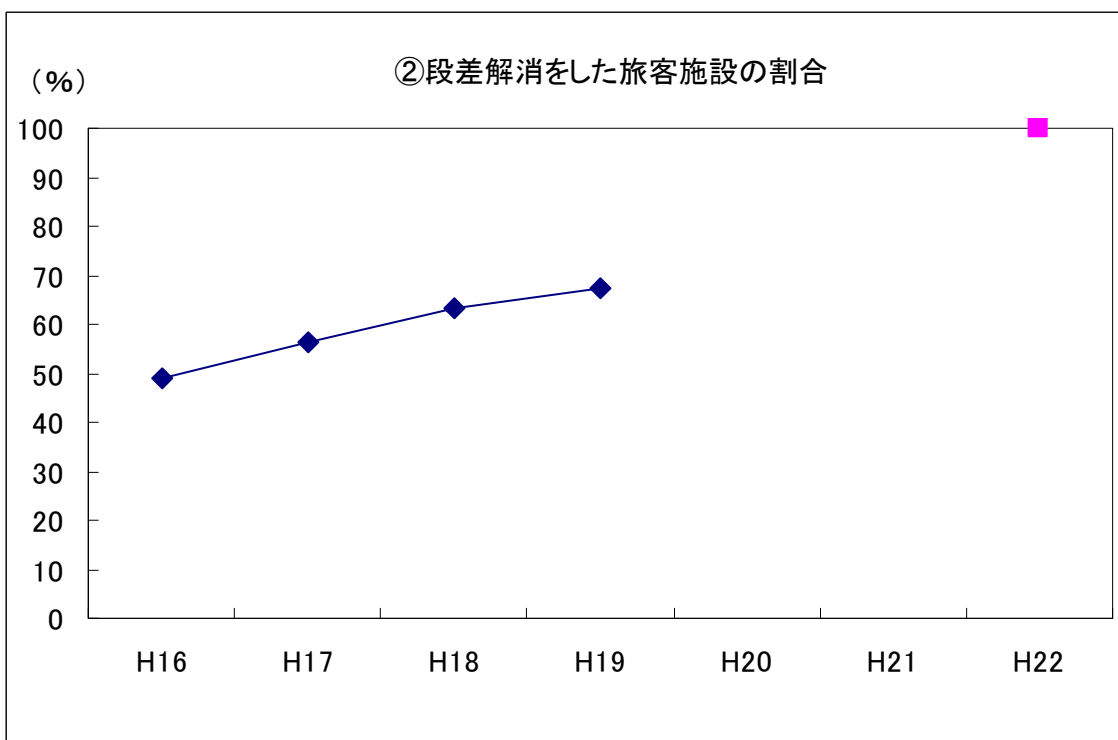
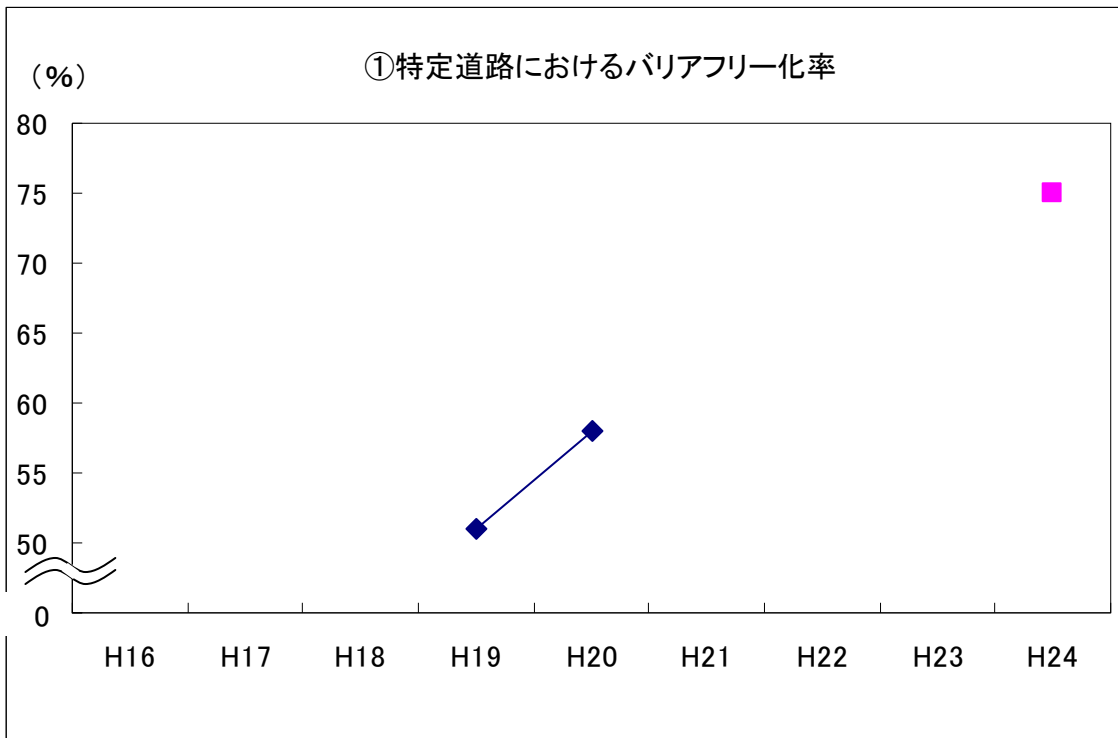
バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（基本方針）において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている。

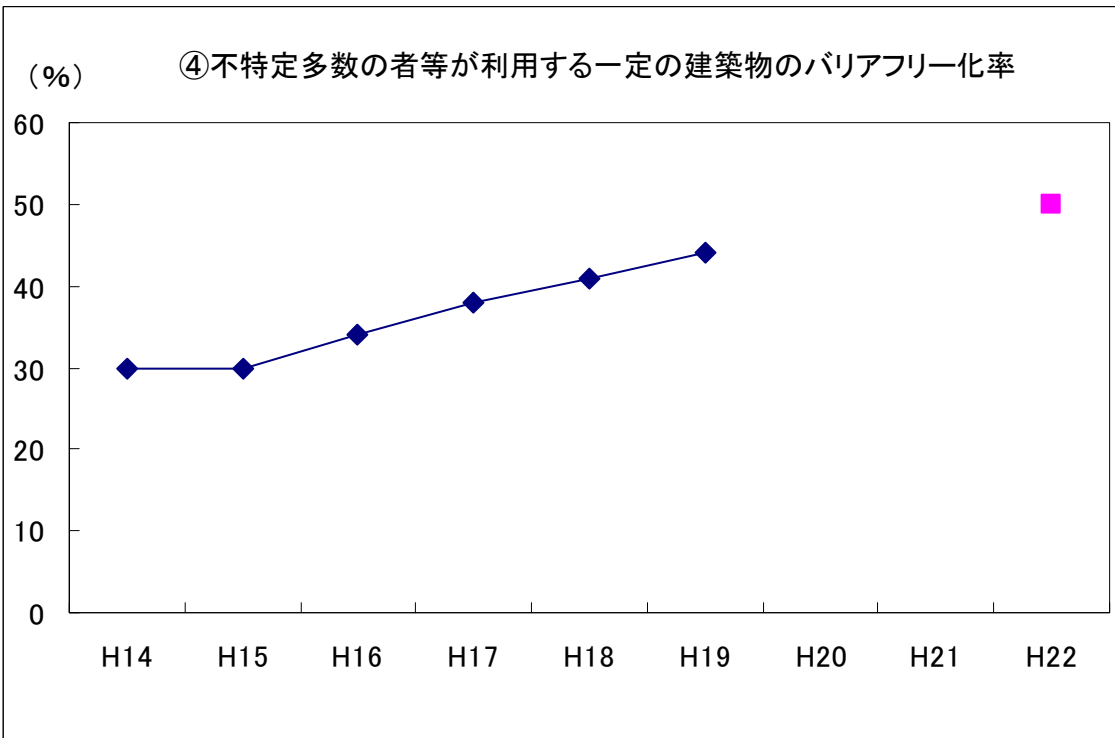
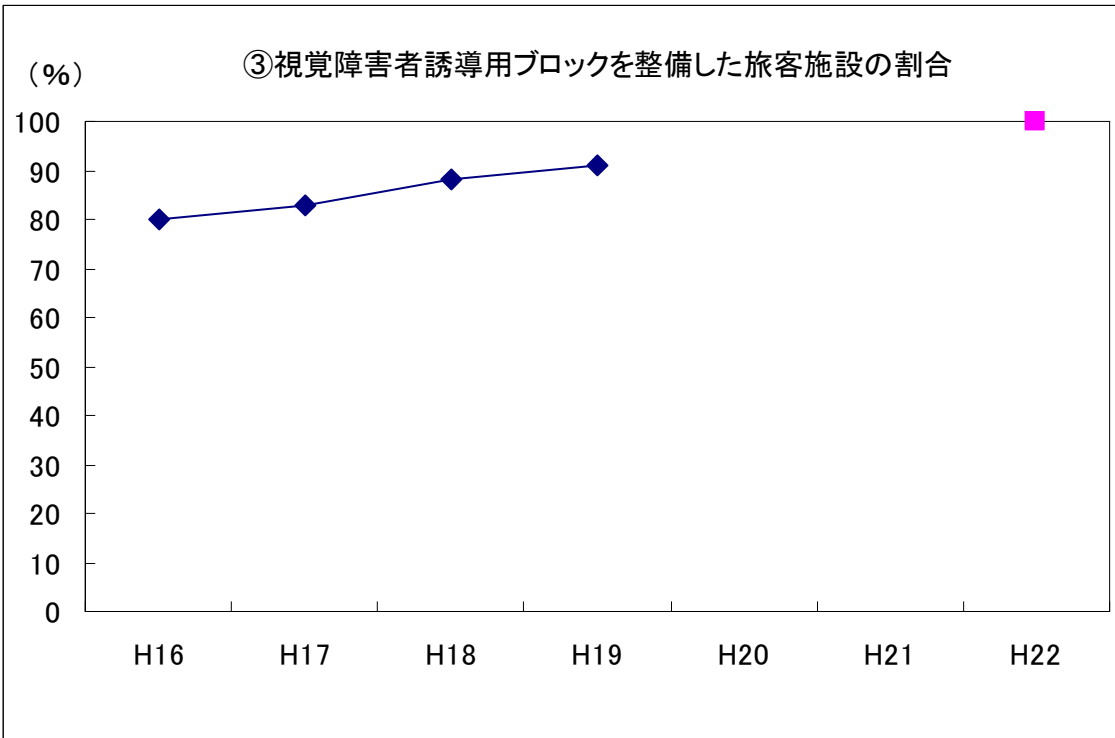
④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
基本方針における平成22年までの目標（約50%）を設定している。

【①～④はすべて社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】
（外部要因）
 ②旅客施設の構造等
 ④経済状況等による新規建築物着工数等
（他の関係主体）
 ①②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
 ④建築事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
 ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」
【閣議決定】
 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
 ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
 ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
 住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
 ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）
 バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	51%	58%	
過去の実績値（②段差解消をした旅客施設の割合）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
48.9%	56.5%	63.1%	67.5%	集計中	
過去の実績値（③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
80.1%	82.8%	88.3%	90.9%	集計中	
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	
34%	38%	41%	44%	集計中	





事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の整備 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：8, 230億円の内数(平成20年度)
- ・旅客施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 補助・税制・融資制度などの支援措置により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港等の旅客施設のバリアフリー化を推進。
 予算額：鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推進 87.1億円 (平成20年度)
 バスターミナルにおけるバリアフリー化 14.2億円の内数(平成20年度)
 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 2,279.5億円の内数(平成20年度)
 空港のバリアフリー化 232.5億円の内数(平成20年度)
- ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積

2, 000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 206億円（平成20年度、市街地再開発事業等の内数）

・官庁施設のバリアフリー化の推進（◎）

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、手すり、スロープ視覚障害者誘導ブロック、車いす使用者用便所、自動ドア、エレベーター等の改修を実施する。

予算額：官庁営繕費 231億円の内数（平成20年度）

・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進（◎）

バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度

減収見込額 29百万円（鉄道）、2,063百万円（航空）（平成20年度）

・駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄道駅に係る特定設備を取得した場合の特例措置

減収見込額 8百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①特定道路におけるバリアフリー化率

・平成20年度末における特定道路におけるバリアフリー化率が約58%と平成19年度から約7%増加しており、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

②段差解消をした旅客施設の割合

・平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、段差解消をした旅客施設の割合については、平成16年度から平成20年度までの実績値は48.9%、56.5%、63.1%、67.5%となっており、整備が進んではいないものの、トレンドからすると目標年度に目標値を達成するには、より一層の整備率の伸びが必要となっている。新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が進みにくい駅もあるが、このような整備困難駅について、今後、目標達成に向け、さらなる取組の強化が求められる。なお、交通バリアフリー法の施行以前より積極的にバリアフリー化に取り組んでいたために、法施行前に整備されたエレベーターにガラス窓がはめ込まれていない等、実質的に段差解消はなされているが、公共交通移動等円滑化基準に適合していないというケースも多く見られる。

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・平成20年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、平成16年度から平成19年度までの実績値が80.1%、82.8%、88.3%、90.9%となっている。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗してきている。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、建築物移動等円滑化基準を満たす割合については、平成14年度は3割に満たなかったが、平成14年（旧ハートビル法改正）に、2,000㎡以上の特別特定建築物の新築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されたこと等により、平成19年度には44%に達し、着実に施策の効果が現れており、平成20年度においても、2,000㎡以上の新築等が行われる特別特定建築物全てが新たに基準を満たすこととなるため、目標（平成22年度：約5割）は達成される見通しである。

（事務事業の実施状況）

①特定道路におけるバリアフリー化率

・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の策定が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の作成促進などの施策を推進することを通じて旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

・バリアフリー新法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生

活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成21年3月末現在252市町村により326基本構想が作成されている。引き続き、事業者や市町村に対する補助・税制・融資等の支援措置及び基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

- ・建築物のバリアフリー化については、平成14年（旧ハートビル法改正）に2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー新法においても引き続き確かな運用が行われている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定道路におけるバリアフリー化率

- ・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移していたため、「A」と評価した。引き続き、平成24年度の目標値の達成に向け、特定道路におけるバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

- ・目標達成に向けて平成19年度までの指標が順調に推移している旅客施設（ブロック）については、「A」と評価した。一方、旅客施設（段差）については、一定の伸びは示しているが、目標の達成に向けて整備困難駅が存在等の問題がある。目標の達成のためにはこのような問題を解決することにより、より一層の整備率の伸びが必要となるため、「B」と評価した。
- ・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関（旅客施設・車両等）、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も、併せて補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層旅客施設・歩行空間のバリアフリー化に努めていく。また、特に旅客施設の段差解消については、今後整備困難な駅について関係者と連携しつつ取組を強化していくことを予定している。以上を踏まえ、旅客施設（段差）、旅客施設（ブロック）のそれぞれの業績指標について「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

④建築物

- ・平成19年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
- ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
- ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定したところ。今後、これをもとに、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対しても啓発に努めることとしている。
- ・以上を踏まえ、「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・基本構想作成における優良事例の収集や、基本構想を変更・作成することを考えている市町村においてケーススタディを実施することを内容とするバリアフリー新法に対応した基本構想の変更・作成促進事業を実施する。
- ・旅客施設の段差解消について、今後整備困難な駅について関係者と連携しつつ取組を強化。
- ・関係会議等を通じ、制度の周知・PR等に努め、更なるバリアフリー化の普及、推進に努める。

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 森下 憲樹）
 道路局地方道・環境課 道路交通安全対策室（室長 小口 浩）
 住宅局建築指導課（課長 井上 俊之）
 大臣官房官庁営繕部計画課（課長 澤木 英二）
 関係課：住宅局市街地建築課（課長 橋本 公博）
 大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）
 鉄道局鉄道業務政策課（課長 堀家 久靖）
 鉄道局技術企画課（課長 米澤 朗）
 自動車交通局総務課企画室（室長 後藤 浩平）
 海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）
 港湾局技術企画課技術監理室（室長 石井 一郎）
 航空局空港部空港政策課（課長 羽尾 一郎）

指標 36 (業績指標 14)

園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (①園路及び広場、②駐車場、③便所)

評価

①園路及び広場 A-1	①目標値：約5割 (平成24年度) 実績値：約44% (平成19年度) 初期値：約44% (平成19年度)
②駐車場 A-1	②目標値：約35% (平成22年度) 実績値：約34% (平成19年度) 初期値：約32% (平成18年度)
③便所 A-1	③目標値：約30% (平成22年度) 実績値：約27% (平成19年度) 初期値：約25% (平成18年度)

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「バリアフリー新法」という。) に基づき、特定公園施設 (注1) である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準 (注2) に適合した都市公園の割合。

(注1) バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注2) 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

- ① (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
- ② (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 駐車場が設置された都市公園の箇所数
- ③ (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 便所が設置された都市公園の箇所数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに園路及び広場約45%、駐車場約35%、便所約30%を移動等円滑化することとしており、②駐車場及び③便所については、基本方針を踏まえた目標年度及び目標値を設定しているところ。一方、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の指標として位置づけており、社会資本整備重点計画の計画期間 (H20-H24) に合わせ、平成24年までに全体の半分である約5割達成することを目標としている。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日) 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)」

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

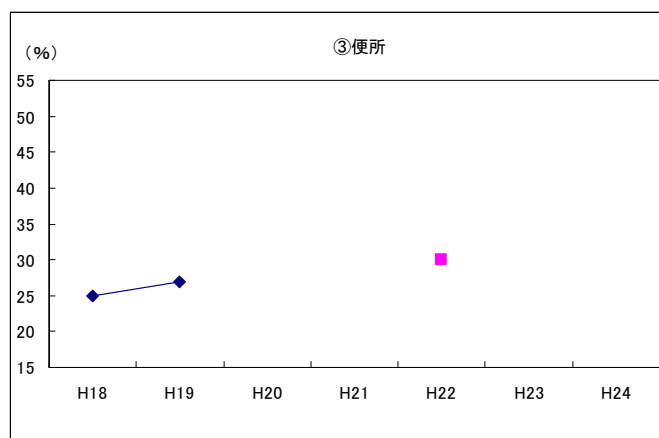
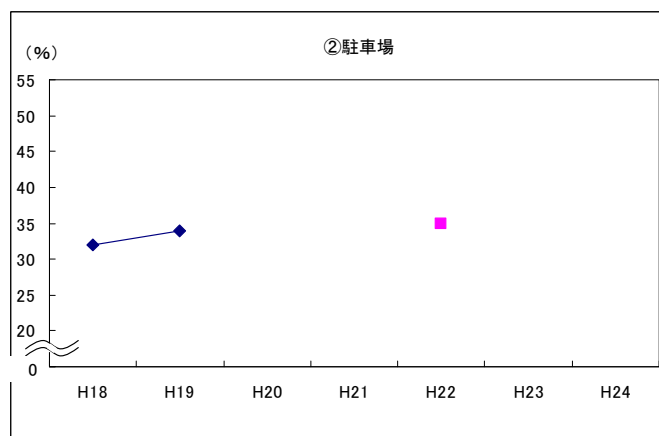
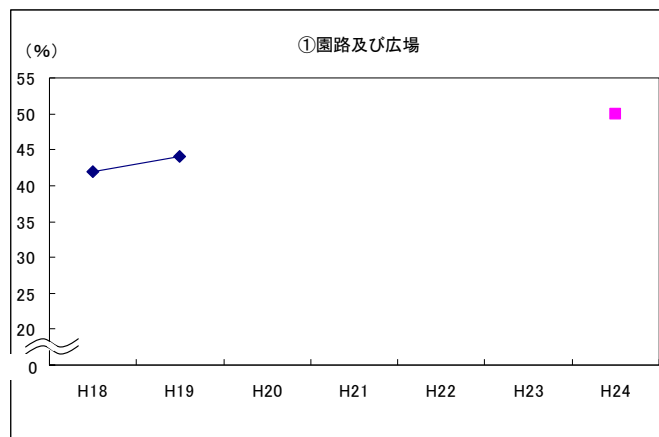
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値	(年度)		
	H18	H19	H20
園路及び広場	約42%	約44%	集計中
駐車場	約32%	約34%	集計中
便所	約25%	約27%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市公園バリアフリー化緊急支援事業による支援の実施 (◎)

都市公園のバリアフリー化に課題があり、社会資本整備重点計画期間（平成20年度～平成24年度）における都市公園のバリアフリー化の目標を統合補助事業計画に定めた市町村に対して、都市公園等統合補助事業において、複数の都市公園におけるバリアフリー化のための施設整備を、一人当たり公園面積にかかわらず一括採択することにより緊急に支援する。

予算額：都市公園事業費補助 37,721百万円の内数（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は集計中であるが、都市公園バリアフリー化緊急支援事業の創設により前年度と同様もしくはそれ以上の整備効果が見込まれ、目標年度までに目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園バリアフリー支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、各地方公共団体に対して担当者会議等の場において、都市公園のバリアフリー化に対して周知を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、順調な推移が見込まれる。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、平成21年度はバリアフリー化緊急支援事業を拡充した都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、都市公園のバリアフリー化に係る支援をより一層充実していくことから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援実施

平成21年度以降は、都市公園におけるバリアフリー化を緊急かつ計画的に推進するため、都市公園バリアフリー化緊急支援事業を拡充した都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、地方公共団体の取組みを引き続き支援する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課 (課長 小林 昭)

指標 37 (業績指標 15)
バリアフリー化された路外駐車場の割合

評価

A-2	目標値：約 50% (平成 24 年度) 実績値：約 37% (平成 20 年度) 初期値：33% (平成 19 年度)
-----	--------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定路外駐車場（注 1）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注 2）に適合した路外駐車場の割合。

（注 1）駐車のために供する部分が 500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注 2）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」で定める特定路外駐車場の設置を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づくバリアフリー化の推移により、平成 16 年度末（22%）から平成 19 年度末（33% (H19)）までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

路外駐車場管理者

(重要政策)

【施政方針】

第 162 回国会施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日）
- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第 4 章 5.）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日）「第 2 章に記載あり」

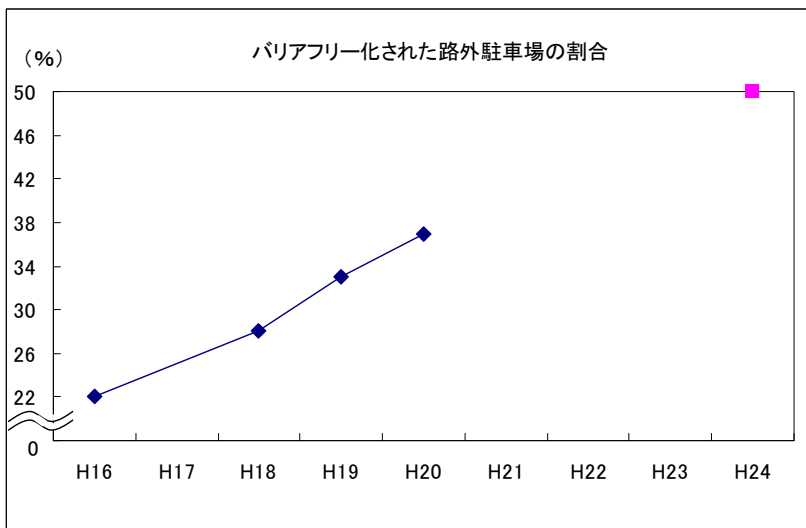
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
22%	—	28%	33%	37%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○路外駐車場のバリアフリー化の推進
「バリアフリー新法」を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度については約37%となっており、前年度比+4%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

指標 39 (業績指標 13)

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数

評価

A-2	目標値：約 50,000 人 (平成 24 年度) 実績値：30,381 人 (平成 20 年度) 初期値：24,043 人 (平成 19 年度)
-----	---------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)

「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法第 2 章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。

具体的には、平成 24 年度までの累計 50,000 人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約 4,000~6,000 人であり、増加傾向にある。したがって、今後 5 年間で 6,000 人ずつの参加を見込むこととし、目標を $24,000 + 6,000 \times 5 = 54,000 \approx 50,000$ と設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 162 回国会施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日)
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)

- ・経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第 4 章 5.)
- ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第 5 章 3.)
- ・経済財政改革の基本方針 2009 (平成 21 年 6 月 23 日閣議決定)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第 2 章 1.)

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記述あり」

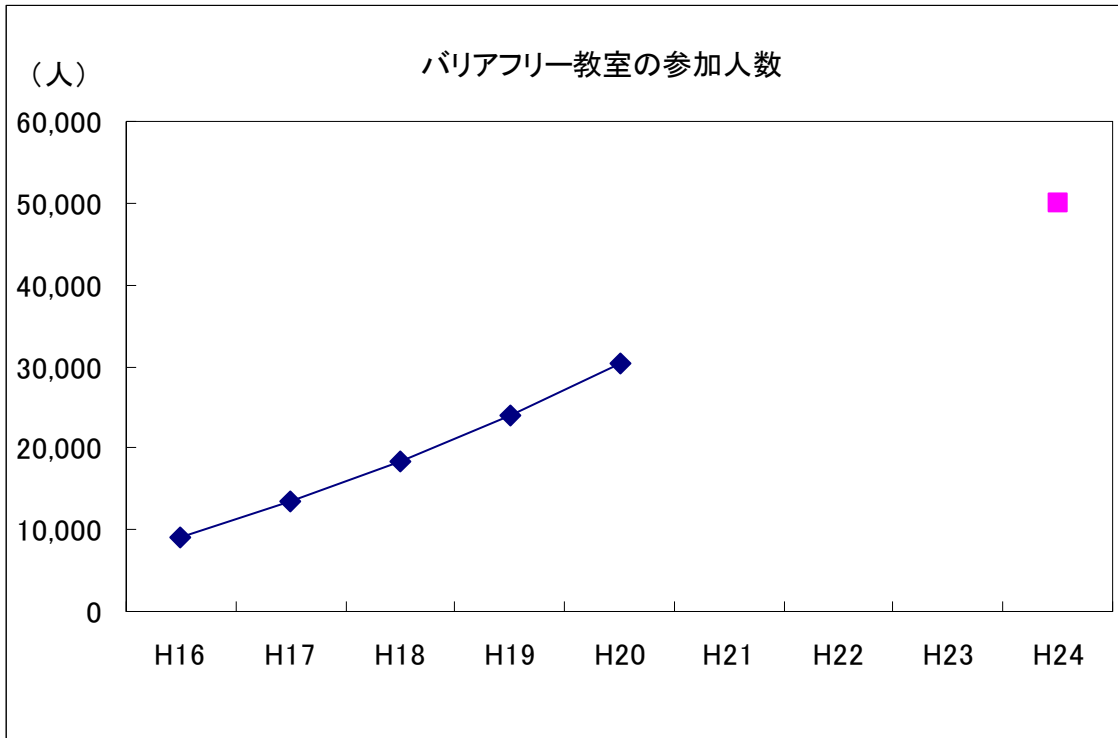
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
9,059 人	13,348 人	18,301 人	24,043 人	30,381 人	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.9億円（平成20年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業の実施状況）
バリアフリーに関する一般国民の理解を深めるため、身近な生活空間におけるバリア一点検や、高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験をする機会を提供するための「バリアフリー教室」を開催している。例年、地方支分部局が中心となり全国各地で実施されており、参加人数についても順調に増加しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度までの指標が順調に推移しており、「A」と評価した。
- ・今後も、パンフレットの作成・周知を行うことによりノウハウの全国レベルでの共有を行っただけで、引き続き地方支分部局が中心となり、全国各地でバリアフリー教室の実施のための取組を進めていくことから、「2」と位置付けることとした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）
地域でバリアフリーを内容とした学習の取組を子供向けに実践する方々を広く対象として取組事例や実施のポイントを紹介するバリアフリー教室パンフレットの作成・周知を行う。

（平成22年度以降）
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 森下 憲樹）

指標 40 (業績指標 33)

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

評価

A-2

目標値：約 7 割 (平成 24 年度)
 実績値：約 67% (平成 20 年度)
 ※整備予定量調査による推計値
 初期値：約 66% (平成 19 年度)

(指標の定義)

市街地において、都市住民の徒歩圏 (注 1) 内に様々な規模の公園・緑地 (都市公園以外を含む) (注 2) のネットワークが体系的に整備されている状態 (注 3) (分母) を 100% とした場合の実際の整備率 (分子)

(注 1) 都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね 1 km² が標準的な範囲となる。

(注 2) ○小規模な公園・緑地 (標準面積 0.25 ha)
 → 街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等
 ○中規模な公園・緑地 (標準面積 2 ha)
 → 近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等

○大規模な公園・緑地 (標準面積 4 ha 以上)
 → 地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

(注 3) 1 住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が 4 箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が 1 箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が 0.25 箇所整備されている状態。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に 100% となることをめざしており、現況値との勘案により平成 24 年度の目標値約 7 割を設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・京都議定書目標達成計画 (平成 20 年 3 月 28 日) 「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

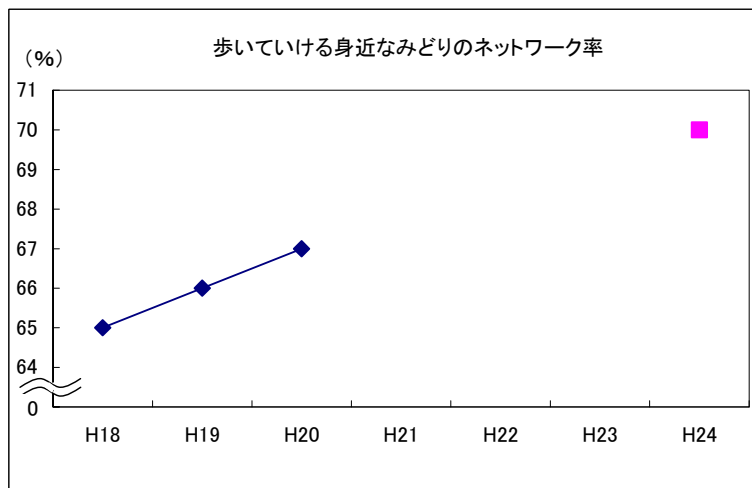
なし

過去の実績値

(年度)

H16	H17	H18	H19	H20
—	—	約 65%	約 66%	約 67% (※)

(※整備予定量調査による推計値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住区基幹公園の整備
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。
予算額：都市公園事業費補助 約377億円（平成20年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度の整備実績や平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成20年度の実績値は約67%と見込まれるため、順調であると推測される。なお、平成20年度実績値は8月頃に判明する見込みである。

（事務事業の実施状況）

都市公園事業費補助や緑化重点地区整備事業等により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成20年度の実績値は約67%と見込まれる。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、第3次生物多様性国家戦略（H19）においても、目指すべき方向性として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいを確保することとされていることから、平成21年度以降も引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。
- ・既成市街地が多く、重点的な整備を必要としているにもかかわらず用地確保が困難なために整備が進んでいない地域において、都市公園等の整備を効率的かつ積極的に推進するため、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度や借地方式による都市公園整備の推進も図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）

指標 4 1 (業績指標 1 4 8)
 景観計画に基づき取組を進める地域の数

評価

A-2	目標値：500 団体（平成24年度） 実績値：152 団体（平成20年度） 初期値：92 団体（平成19年度）
-----	---------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数

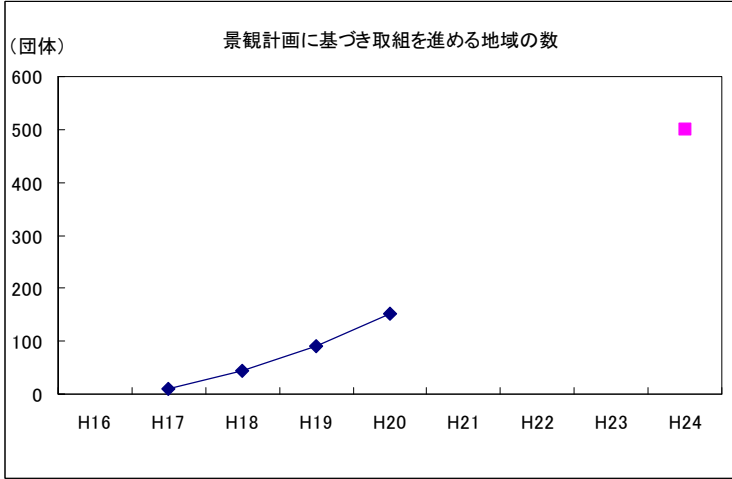
(目標設定の考え方・根拠)
 全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成20年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村472 団体（既に策定済・公表（告示）済みである市区町村を含む）が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村57 団体の半数以上が5年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)
 都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H16	H17	H18	H19	H20
—	11 団体	43 団体	92 団体	152 団体



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○景観形成総合支援事業
 地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観計画に基づき指定される景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒状防止措置等）を中心とした取組を支援する。
 予算額：景観形成総合支援事業 200 百万円（平成20年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定し取組を進める地域の数、目標値に向けて順調に増加している。

(事務事業の実施状況)

市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成20年度は18地区において支援を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、景観形成総合支援事業の推進等により、景観法に基づく景観計画の策定を促進していく。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

指標42（業績指標35）

都市域における水と緑の公的空間確保量

評価

A-1	目標値：平成19年度比約1割増（平成24年度） 実績値：平成19年度比約2%増（平成20年度） ※整備予定量調査による推計値 初期値：約13.1㎡/人（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

（指標の定義）

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

<分母>都市域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日閣議決定）「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日閣議決定）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）「「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）「緑地の保全や都市緑化等の推進」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【本部決定】

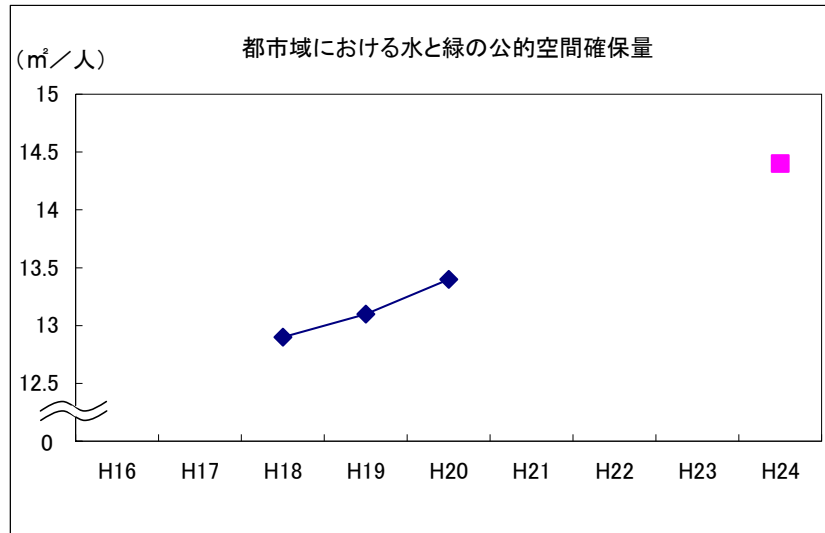
- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	12.9㎡/人	13.1㎡/人	13.3㎡/人 (平成19年度比約2%増) (※)	

(※) 整備予定量調査による推計値



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①国営公園の整備 (◎)
 わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営昭和記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。
 予算額：国営公園整備費 約231億円（平成20年度国費）
- ②都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
 地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
 予算額：都市公園事業費補助 約377億円（平成20年度国費）
- ③古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
 古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
 予算額：古都及び緑地保全事業費補助 約47億円（平成20年度国費）
- ④特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
 相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤相続税評価額の特例措置（相続税）
 特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥地価税に係る非課税措置（地価税）
 特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
 市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
 特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
 市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
 緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
 農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
 生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
 贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
 特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
 - ②道路緑化の推進 (◎)
良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。
 - ③河川における水際の緑化 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
 - ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
 - ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
 - ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
 - ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度の実績値は現在集計中であるが、平成19年度実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成20年度の実績値は平成19年度比約2%増と見込まれるため、順調であると推測される。なお、平成20年度実績値は、8月頃に判明する見込みである。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県）等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、古都及び緑地保全事業、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曾川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・平成20年度に港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成20年度の実績値は現在集計中であるが、平成19年度実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成20年度の実績値は平成19年度比約2%増と見込まれるため、順調であると推測される。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、平成21年度は緑地環境整備総合支援事業の拡充等を通して、公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、A-1と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・緑地環境整備総合支援事業について、対象都市を追加し、要素事業として吸収源対策公園緑地事業を追加することにより、総合的な公園緑地の保全・創出のための取り組みを推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）
関係課：道路局地方道・環境課道路環境調査室（室長 板倉 信一郎）
河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
河川局砂防部砂防計画課（課長 牧野 裕至）
港湾局国際・環境課（課長 福田 功）
航空局空港部環境・地域振興課（課長 横田 真二）
都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 清水 亨）

指標 4 3 (業績指標 3 8)
 汚水処理人口普及率

評価

A - 1	目標値：約 9 3 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 8 4 % (平成 1 9 年度) 初期値：約 8 4 % (平成 1 9 年度)
-------	-------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。
 (分母) 総人口
 (分子) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口

(目標設定の考え方・根拠)
 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定している。

(外部要因)
 技術開発の動向、地元の調整状況等

(他の関係主体)

- ・農林水産省 (農業集落排水事業等を所管)
- ・環境省 (浄化槽事業を所管)
- ・地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 1 6 2 回国会施政方針演説 (平成 1 7 年 1 月 2 1 日) 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくりまします。」

【閣議決定】
 なし

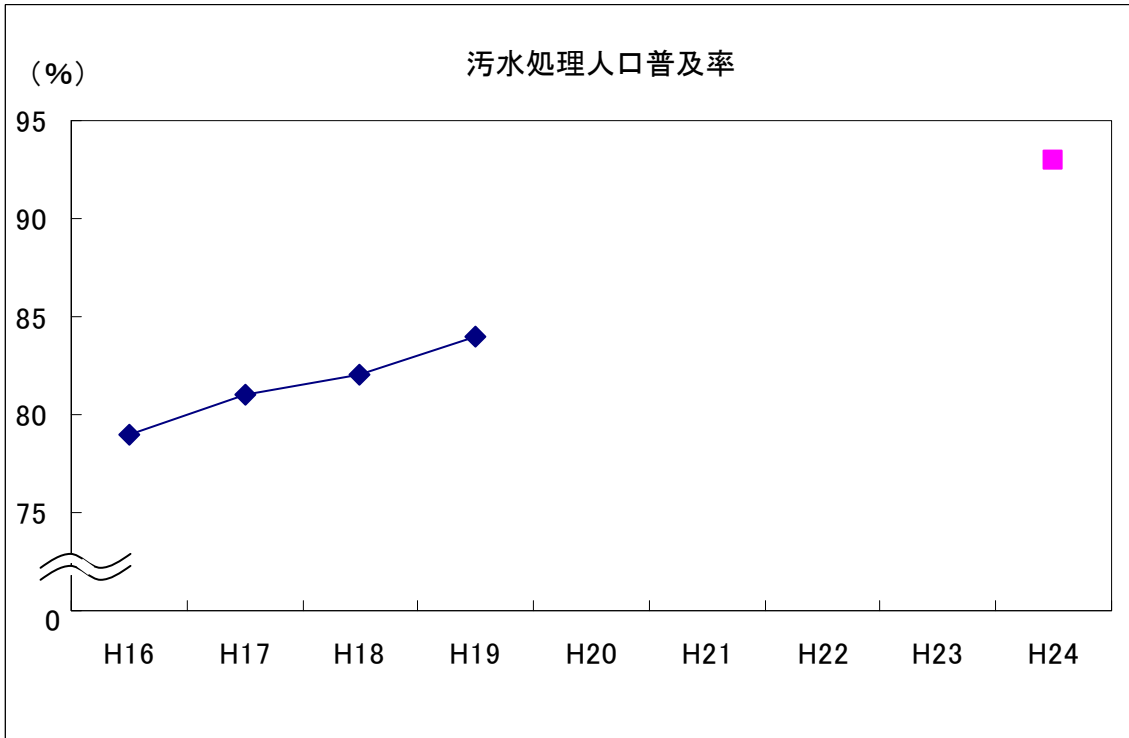
【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章、第 5 章に記載あり」

【本部決定】
 なし

【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)
H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
7 9 %	8 1 %	8 2 %	8 4 %	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 汚水処理施設の整備 (◎)
 - ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
 - ・ 下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6,620億円の内数(平成20年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 汚水処理人口普及率の平成20年度の実績値は集計中であるが、平成19年度の実績値は83.7%で、前年度から1.3%上昇しており、順調な進捗が図られている。
- ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは16都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は67.6%にとどまっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ 下水道の普及が遅れている中小市町村等における普及を促進するため、これらの地域において下水道管きよの整備や処理場の整備など、下水道の整備を推進した。
- ・ 地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を發出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・ さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・ 平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・ 業績指標は着実に進捗しているが、目標達成に向け、さらなる進捗が必要。人口減少、高齢化の進展や厳しい財政事情の中で施設の整備が遅れている未普及地域の解消を図るため、平成21年度において人口の集中している地区を重点的に整備する下水道未普及解消重点支援制度の創設等の新たな取組みを行っていくことからA-1と評価した。
- ・ 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 平成21年度に未普及解消重点支援制度を創設し、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区を対象に汚水に係る管きよの補助対象範囲を拡充することにより、概ね10年以内に未普及解消を図り、下水道の普及率の地域間格差の是正を推進することとする。

(平成22年度以降)

- ・ なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

指標 4 4 (業績指標 4 5)

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率 (①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)

評 価

			①目標値：約 7 5 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 7 1 % (平成 1 9 年度) 初期値：約 7 1 % (平成 1 9 年度)
①	河川	C-1	②目標値：約 5 9 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 5 5 % (平成 1 9 年度) 初期値：約 5 5 % (平成 1 9 年度)
②	湖沼	C-1	③目標値：約 7 4 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 7 1 % (平成 1 9 年度) 初期値：約 7 1 % (平成 1 9 年度)
③	閉鎖性海域	C-1	

(指標の定義)

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率=①/②

①：対象とする水域 (注) に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域 (注) に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

(注) 対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンスⅡ) 対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

(目標設定の考え方・根拠)

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画 (流総計画)、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンスⅡ) で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

(外部要因)

技術開発、地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・ 2 1 世紀環境立国戦略 (平成 1 9 年 6 月 1 日) 「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯 (水辺エコトーン) におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

【閣決 (重点)】

・ 社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

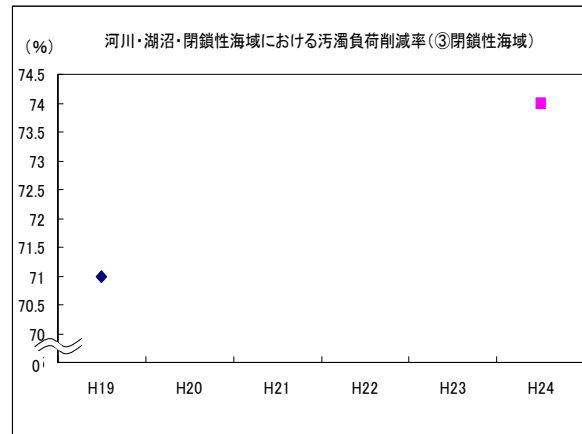
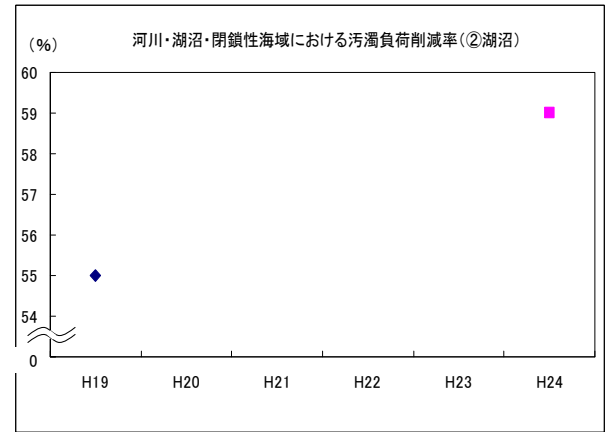
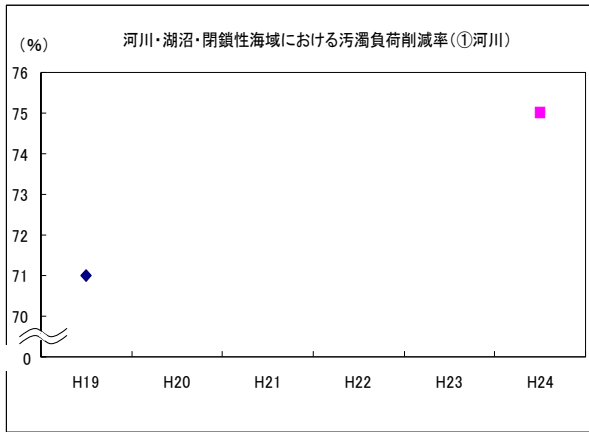
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値	(年度)					
	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
①河川	①-	①-	①-	①-	①約 7 1 %	① (集計中)
②湖沼	②-	②-	②-	②-	②約 5 5 %	② (集計中)
③閉鎖性海域	③-	③-	③-	③-	③約 7 1 %	③ (集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 浄化事業の実施 (◎)
 - ・河川において浄化浚渫や浄化施設等の設置を進め、水環境改善を実現する。
予算額：河川等事業費11,206億円の内数(平成20年度)
 - 下水道による河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減 (◎)
 - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額：下水道事業費補助等6,620億円の内数(平成20年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・関係機関及び流域自治体とも連携し、水環境改善事業を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率の平成20年度の実績値は集計中である。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大し、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質環境基準の達成に向けて、下水道施設の整備を推進した。
- ・平成20年度に新世代下水道支援事業制度を拡充して下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、接続率の向上を図った。
- ・平成20年4月に「市街地のノンポイント対策に関する手引き(案)」の改訂を行い、河川・湖沼・閉鎖性海域におけるノンポイントからの汚濁負荷量削減を推進した。
- ・平成20年度は大和川(大阪府)、震ヶ浦(茨城県)等、水環境が著しく悪化している河川や湖沼を対象に重点的に浄化対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は、平成20年度より設定した業績指標であり、平成20年度の実績値は集計中であるため、その進捗については判断できない。平成21年度においては、下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取組みを検討していくこと、また水環境改善事業を引き続き実施することから、C-1と評価した。
- ・引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を図ること、また水環境改善事業を推進することにより、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を促進することとする。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)
都市・地域整備局下水道部流域管理官(流域管理官 清水 亨)

指標 45 (業績指標 25)

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

評価

A-2	目標値：約45% (平成24年度) 実績値：約41% (平成20年度) 初期値：約40% (平成19年度)
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域(3,100ha)のうち、改善した割合。(底質改善を実施した面積) / (底質改善が必要な区域の面積)

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成19年度までに1,252ha(深掘跡埋め戻し500ha、覆砂等752ha)を改善。

平成24年度までに約45%の区域を改善することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに130ha(深掘跡埋め戻し80ha、覆砂等50ha)を改善する。

$$(1,252\text{ha} + 130\text{ha}) / 3,100\text{ha} = 0.446 = \text{約}45\%$$

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 第三次環境基本計画(平成18年4月7日)

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。(第2部第1章第4節3)

- 21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)

閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。(第3章戦略6③)

- 第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日)

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。(第2部第1章9節)

汚染の著しい海域などにおいて、覆砂を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。(第2部第1章9節)

- 海洋基本計画(平成20年3月18日)

内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。(第2部2(2))

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

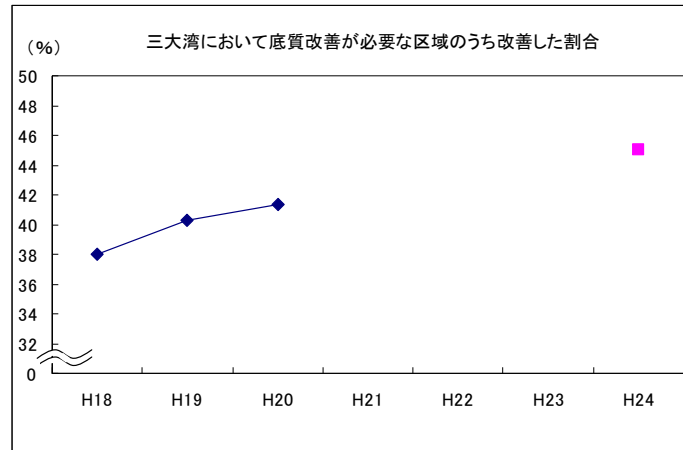
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	38.0%	40.3%	41.4%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)

港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数 (平成 20 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 20 年度までに 1,286ha を改善した。平成 19 年度から平成 20 年度まで 1.1% 改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度においては、東京湾、伊勢湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。また、大阪湾においては、浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻しの実施について、関係者間で検討しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。平成 24 年度の目標達成に向け、引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課 (課長 福田 功)

指標 4 6-1 (業績指標 4 3)
水辺の再生の割合 (河川)

評 価

A-2	目標値：約 4 割 (平成 2 4 年度) 実績値：約 2 3 % (平成 2 0 年度) (速報値) 初期値：約 2 割 (平成 1 9 年度)
-----	---------------------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺 (河岸延長：1,270km) や海岸侵食によって失われた砂浜 (砂浜延長：460km) のうち復元・再生する割合
水辺の再生の割合=①/②
①：復元・再生した河岸や砂浜の延長
②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

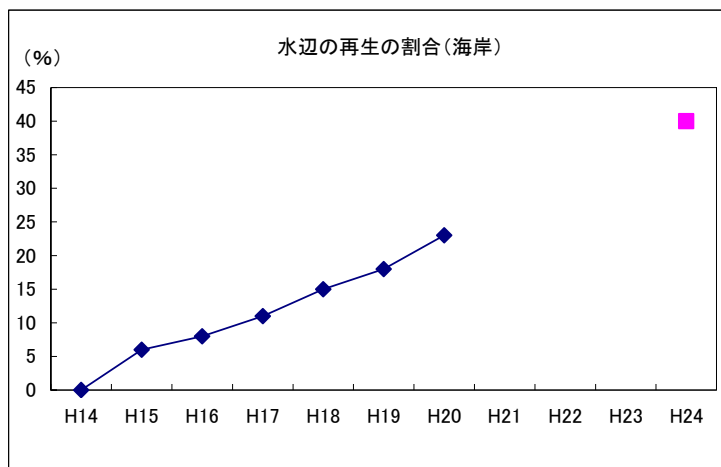
(目標設定の考え方・根拠)
長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)
地元調整の状況等

(他の関係主体)
農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
 ・ 21世紀環境立国戦略 (平成19年6月1日)
 百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (3. 戦略2③)
 豊かな水辺づくり (3. 戦略6③)
 ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)
 河川・湿原など (第2部第1章第8節)
 沿岸・海洋 (第2部第1章第9節)
 ・ 海洋基本計画 (平成20年3月18日)
 沿岸域の総合的管理 (第2部9)
 ・ 国土形成計画 (平成20年7月4日)
 流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)
 海域の利用と保全 (第2部第6章第5節)
 ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)
 環境の保全と美しい国土の形成 (3. (5))
【閣決 (重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約0%	約6%	約8%	約11%	約15%	約18%	約23% (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 自然再生、多自然川づくり等 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。
予算額：河川等事業費 11,206 億円の内数（平成 20 年度）
- ② 渚の創生事業 (◎)
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の新設土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
予算額：海岸事業費 1,081 億円の内数（平成 20 年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は約 2.3%（速報値）であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川（東京都）、木曾川（三重県）等で実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸（茨城県）、伏木富山港海岸（富山県）を含む 8 箇所で開催

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・今後とも以下の取組みを継続する。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・米代川（秋田県）等において、災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進している。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
関係課：河川局海岸室（室長 野田 徹）
港湾局海岸・防災課（課長 小野 憲司）

指標 46-2 (業績指標 21)
水辺の再生の割合 (海岸)

評価

A-2	目標値：約4割 (平成24年度) 実績値：約23% (平成20年度) (速報値) 初期値：約2割 (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------------

(指標の定義)
過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺 (河岸延長：1,270km) や海岸侵食によって失われた砂浜 (砂浜延長：460km) のうち復元・再生する割合
水辺の再生の割合 (海岸) = ① / ②
①：復元・再生した河岸や砂浜の延長
②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

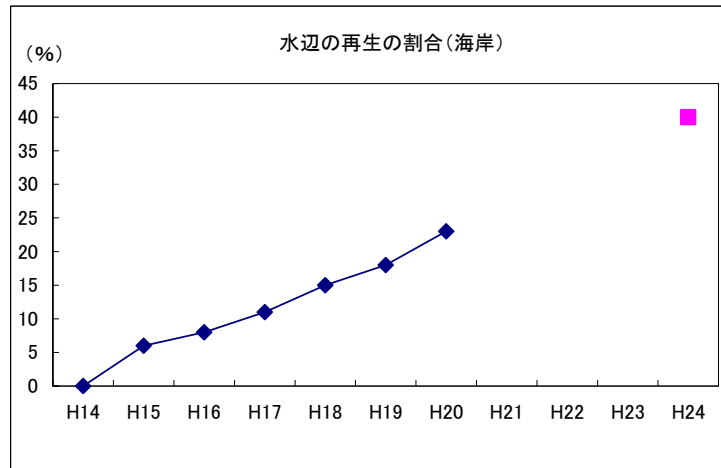
(目標設定の考え方・根拠)
長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)
地元調整の状況等

(他の関係主体)
農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
 ・21世紀環境立国戦略 (平成19年6月1日)
 百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (3. 戦略2③)
 豊かな水辺づくり (3. 戦略6③)
 ・第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)
 河川・湿原など (第2部第1章第8節)
 沿岸・海洋 (第2部第1章第9節)
 ・海洋基本計画 (平成20年3月18日)
 沿岸域の総合的管理 (第2部9)
 ・国土形成計画 (平成20年7月4日)
 流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)
 海域の利用と保全 (第2部第6章第5節)
 ・国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)
 環境の保全と美しい国土の形成 (3. (5))
【閣決 (重点)】
 ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値						(年度)
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
約0%	約6%	約8%	約11%	約15%	約18%	約23% (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①自然再生、多自然川づくり等 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。
河川等事業費 11,206 億円 (平成 20 年度) の内数
- ②渚の創生事業 (◎)
海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 20 年度の実績値は約 23% (速報値) であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川 (東京都)、木曾川 (三重県) 等で実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸 (茨城県)、伏木富山港海岸 (富山県) を含む 8 箇所等で実施

課題の特定と今後の取組の方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・今後とも以下の取り組みを継続する。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・米代川 (秋田県) 等において、災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進している。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

なし

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
 港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)
 関係課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)

指標 47-1 (業績指標 23)

湿地・干潟の再生の割合 (港湾)

評価

B-2	目標値：約3割 (平成24年度) 実績値：約2割 (平成20年度) 初期値：約2割 (平成19年度)
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha (湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち復元・再生した割合。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha (湿地47ha、干潟1,459ha)を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha (湿地600ha、干潟70ha)を再生する。

$$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約3割}$$

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

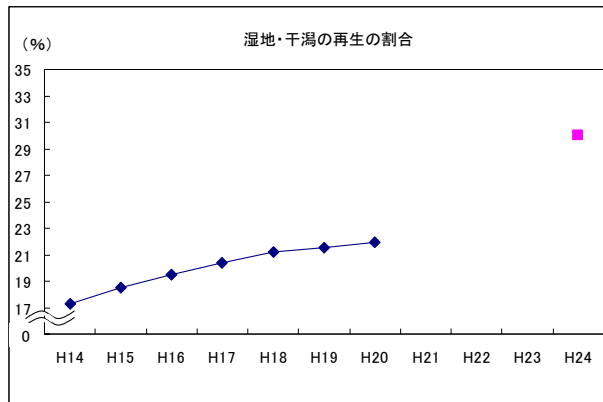
【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第三次環境基本計画 (平成18年4月7日)
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。(第2部第1章第4節3)
 - ・21世紀環境立国戦略 (平成19年6月1日)
藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。(第3章戦略6③)
 - ・第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します (第2部第1章9節)
失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。(第2部第1章第8節)
 - ・海洋基本計画 (平成20年3月18日)
浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。(第2部2(1))
- 【閣決 (重点)】**
社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
- 【本部決定】**
なし
- 【政府・与党申合】**
なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
19.5%	20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- ①河川における湿地・干潟の再生 (◎)
 河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。
 予算額：河川事業費等 11,206 億円の内数 (平成 20 年度)
 - ②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。
 予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数 (平成 20 年度)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
 平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 20 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は着実に増加している。
- (事務事業の実施状況)
 堺泉北港 (大阪府)、広島港 (広島県) 等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。
 平成 14 年度から自然再生事業を創設し、松浦川 (佐賀県)、釧路川 (北海道) 等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、現時点の進捗率はやや低いものの、今後の取組により湿地・干潟の再生割合が着実に増加され、目標達成が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成 21 年度)
なし
- (平成 22 年度以降)
なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課 (課長 福田 功)
 関係課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)

指標 47-2 (業績指標 44)
湿地・干潟の再生の割合 (河川)

評価

B-2	目標値：約3割（平成24年度） 実績値：約2割（平成20年度） 初期値：約2割（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------

(指標の定義)
 過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha（湿地3,000ha、干潟4,000ha）のうち復元・再生した割合。
 湿地・干潟の再生の割合=①/②
 ①：復元・再生した湿地・干潟の面積
 ②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

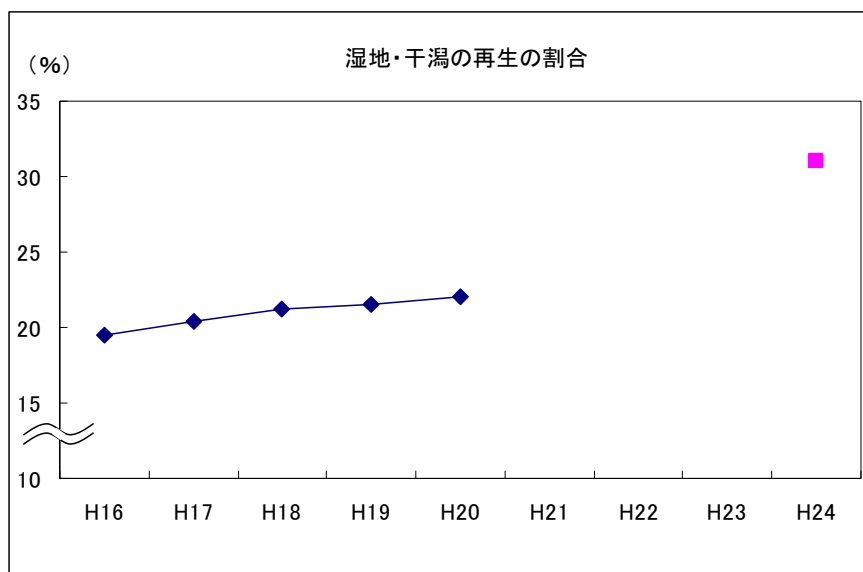
(目標設定の考え方・根拠)
 長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha（湿地47ha、干潟1,459ha）を再生。
 平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha（湿地600ha、干潟70ha）を再生する。
 $(1,506ha + 670ha) / 7,000ha = 0.31 = \text{約}3\text{割}$ 。

(外部要因)
 地元調整の状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・第三次環境基本計画（平成18年4月7日）
 閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）
 ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
 藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫源における湿地の再生。（第3章戦略6③）
 ・第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）
 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します（第2部第1章9節）
 失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。（第2部第1章第8節）
 ・海洋基本計画（平成20年3月18日）
 浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。（第2部2（1））
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
20%	20%	21%	22%	22%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①河川における湿地・干潟の再生 (◎)

河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。

予算額：河川等事業費 11,206 億円の内数（平成 20 年度）

②港湾・海域における海浜・干潟等の保全・再生・創出 (◎)

港湾において、浚渫土砂等を活用した海浜・干潟等を整備。

予算額：港湾整備事業費 3,926 億円の内数（平成 20 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の急上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

堺泉北港（大阪府）、尾道糸崎港（広島県）等にて干潟の再生を行っているところ。リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験施設を整備し、モニタリングを行っている。

平成 14 年度から自然再生事業を創設し、松浦川（佐賀県）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は大きな伸びがなかったものの、引き続き自然再生事業等を推進していくため、B-2 とした。
- ・現在、大規模な湿地再生として自然再生推進法に位置づけられている釧路湿原の施策が継続中であり、その進捗とともに業績指標がのびるものであるため、現在の施策を維持するものである。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 21 年度）

なし

（平成 22 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
関係課：港湾局国際・環境課（課長 福田 功）

指標 48-1 (業績指標 86)

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (河川)

評価

B-1	目標値：190 (平成24年度) 実績値：3 (平成20年度) 初期値：3 (平成19年度)
-----	------------------------------------------------------

(指標の定義)

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

(目標設定の考え方・根拠)

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針 (総合土砂管理連携方針) が策定された水系等における対策数を計上している。

(外部要因)

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説 (平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日 閣議決定)
(第2部第1章第8節)
- ・ 海洋基本計画 (平成20年3月18日 閣議決定)
沿岸域の総合的管理 (第2部9)
- ・ 国土形成計画 (平成20年7月4日 閣議決定)
流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日 閣議決定)
環境の保全と美しい国土の形成 (3.(5))

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

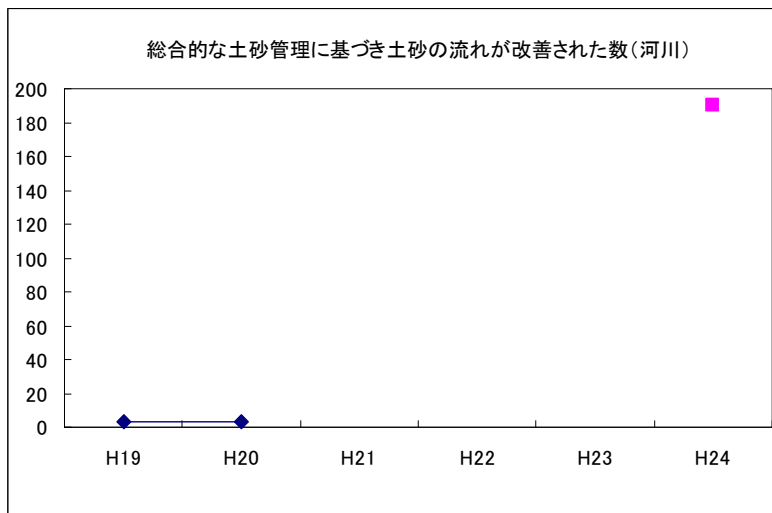
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	3	3	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- (予算)
- ① 砂防設備の整備 (◎)
 土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 8 9 7 億円の内数 (平成 2 0 年度)
 (補助) 事業費 9 7 1 億円の内数 (平成 2 0 年度)
 - ② 地すべり防止施設の整備 (◎)
 人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(直轄) 事業費 8 3 億円の内数 (平成 2 0 年度)
 (補助) 事業費 2 1 0 億円の内数 (平成 2 0 年度)
 - ③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)
 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。
 予算額：(補助) 事業費 6 1 5 億円の内数 (平成 2 0 年度)
 - ④ 渚の創生事業 (◎)
 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。
 予算額：海岸事業費 1, 0 8 1 億円の内数 (平成 2 0 年度)
- (税制)
- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
 - ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)
 砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ・ 平成 2 0 年度の実績値は 3 であり、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増えていない。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものと考え。
- (事務事業の実施状況)
- ・ 釧路川では湿原への土砂流入を抑制するため、湿原の上流に調整池や床止め等の設置を進めている。
 - ・ 先行事例としてモデル水系を選定し、連携方針 (原案) を作成した。
 - ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
 - ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
 - ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は横ばいの推移を示しているものの、今後、以下の取組を推進することからB-1と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる連携方針の策定をより推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題の増加に適応するため、総合的な土砂管理の取組をより推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 総合土砂管理連携方針を策定し、重点流砂系において具体的な対策を推進する。
- ・ 気候変動による土砂動態変化に関する情報共有・分析システムの構築を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局砂防部保全課(課長 南 哲行)
関係課：海岸室(室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課(課長 小野 憲司)

指標 48—2 (業績指標 94)

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (海岸)

評 価

B-1	目標値：190 (平成24年度) 実績値：3 (平成20年度) 初期値：3 (平成19年度)
-----	------------------------------------------------------

(指標の定義)

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

(目標設定の考え方・根拠)

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針 (総合土砂管理連携方針) が策定された水系等における対策数を計上している。

(外部要因)

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説 (平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日 閣議決定)
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (第2部第1章第8節)
- ・ 海洋基本計画 (平成20年3月18日 閣議決定)
沿岸域の総合的管理 (第2部9)
- ・ 国土形成計画 (平成20年7月4日 閣議決定)
流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日 閣議決定)
環境の保全と美しい国土の形成 (3.(5))

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

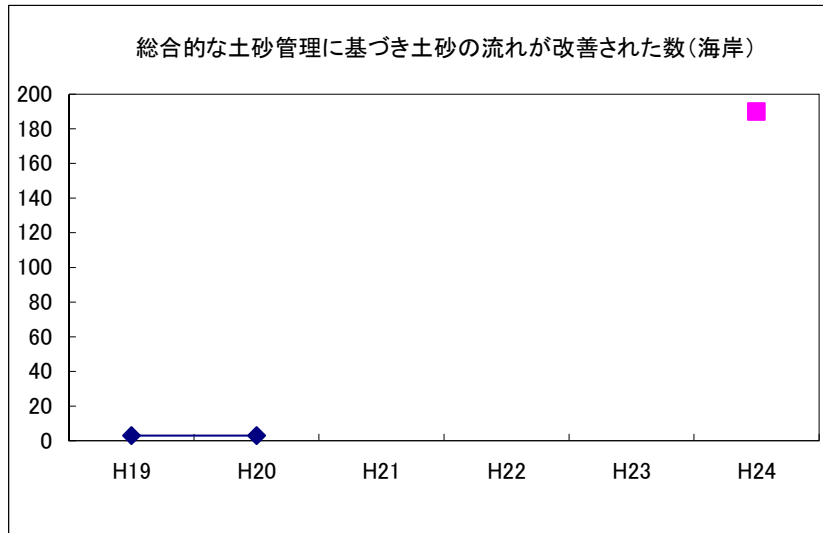
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	3	3	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 事業費 897 億円の内数 (平成 20 年度)

(補助) 事業費 971 億円の内数 (平成 20 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 事業費 83 億円の内数 (平成 20 年度)

(補助) 事業費 210 億円の内数 (平成 20 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 事業費 615 億円の内数 (平成 20 年度)

④ 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,081 億円の内数 (平成 20 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 20 年度の実績値は 3 であり、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増えていない。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 釧路川では湿原への土砂流入を抑制するため、湿原の上流に調整池や床止め等の設置を進めた。
- 先行事例としてモデル水系を選定し、連携方針 (原案) を作成した。
- 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進した。
- 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進した。
- 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は横ばいの推移を示しているものの、今後、以下の取組を推進することからB-1と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる連携方針の策定をより推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題の増加に適応するため、総合的な土砂管理の取組をより推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

- ・ 総合土砂管理連携方針を策定し、重点流砂系において具体的な対策を推進する。
- ・ 気候変動による土砂動態変化に関する情報共有・分析システムの構築を推進する。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)
関係課：河川局砂防部保全課 (課長 南 哲行)

指標49（業績指標108）
全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評価

A-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：41%（平成20年度） 初期値：28%（平成19年度）
-----	----------------------------------------------------------

（指標の定義）

全国の15m以上の道路橋（約17万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

（目標設定の考え方・根拠）

予防保全への転換に向け、5ヶ年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

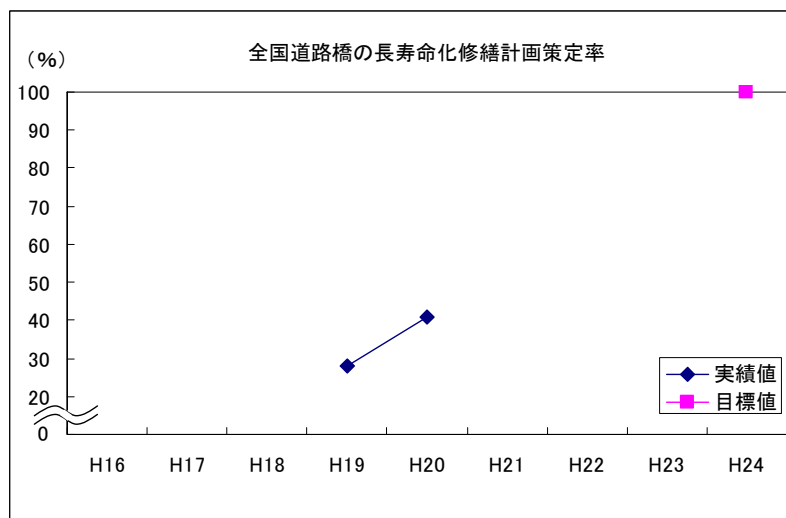
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					（年度）
H16	H17	H18	H19	H20	H20
—	—	—	28%	41%	41%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画策定補助制度の拡充（点検費用へ補助）による財政支援（H20補正予算より）等を実施しているところ。

（◎）

予算額：8,230億円の内数（平成20年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・長寿命化修繕計画策定率については、平成19年度の実績値28%から平成20年度実績値41%と指標は順調に向上しているところ。
- ・しかしながら、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道がH20末の修繕計画策定率が10割であるのに対し、都道府県道で約6割、市町村道では約1割程度と低い状況にある。また依然として約7割程度の市町村が技術、資金の不足等の問題により定期的な点検が実施できていない状況にある。

（事務事業の実施状況）

- ・この状況を解消するために、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画策定補助制度の拡充（点検費用へ補助）による財政支援（H20補正予算より）等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成19年度の実績値28%から平成20年度実績値41%と向上し、目標達成に向けて順調に推移していることからA-2と評価した。
- ・課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き技術支援や財政支援に取り組むことが重要。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・長寿命化修繕計画策定補助制度に点検費用への補助を追加（拡充）（平成20年度補正予算より）
- ・地方自治体への技術支援の拡充

（平成22年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 国道・防災課 道路保全企画室（室長 伊勢田 敏）

関係課： 道路局 地方道・環境課（課長 吉崎 収）

指標 50 (業績指標 72)
下水道施設の長寿命化計画策定率

評価

C-1	目標値：100% (平成24年度) 実績値：0% (平成19年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	---------------------------------------------------------

(指標の定義)
平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きよを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。
 (分母) 平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きよを管理している地方公共団体数
 (分子) 長寿命化計画を策定した地方公共団体数

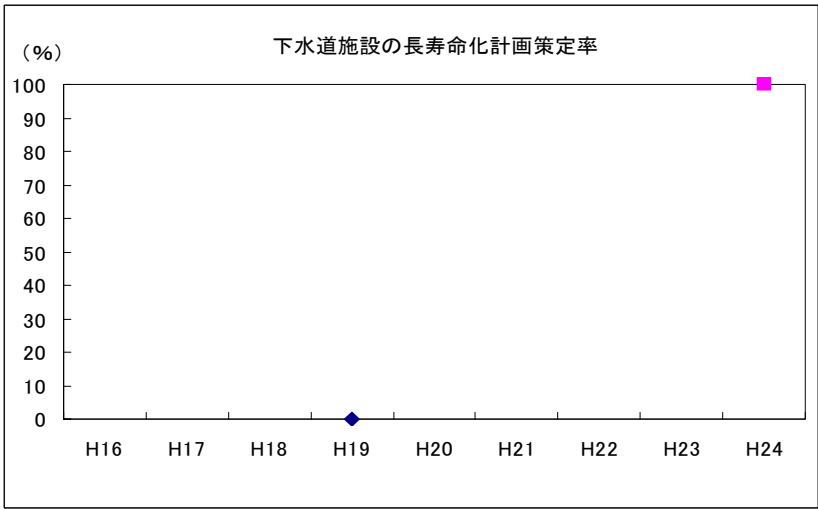
(目標設定の考え方・根拠)
平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きよを管理している全自治体が平成24年度までに長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。

(外部要因)
なし

(他の関係主体)
地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)「投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。」(第3章1.)
【閣決(重点)】
社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章、第5章に記載あり」
【本部決定】
なし
【政府・与党申合】
なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	0%	-	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

- 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)
下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,620億円の内数（平成20年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・下水道施設の長寿命化計画策定率は平成20年度より設定した業績指標であるため、その動向については判断できない。
- ・下水道施設のライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化計画の策定や長寿命化計画に基づく計画的な改築を推進するため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設する等の取組みを行っており、長寿命化計画策定率の上昇が見込まれる。
- ・下水道整備の進展に伴い、管路延長は約40万km、処理場数は約2,000箇所へのぼるなど施設ストックが増大している。管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成19年度の発生件数は約4,700箇所へのぼる。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済となる。
- ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要があるため、引き続き下水道施設の計画的な長寿命化対策を推進する必要がある。

（事務事業の実施状況）

- ・平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な維持管理を推進した。
- ・平成20年に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）」及び「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」をとりまとめ、下水道事業における新規整備、維持管理、延命化、改築更新までの一体的な最適化を図るストックマネジメントの促進を図った。
- ・平成20年9月に「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き（案）」及び「管きょ更生工法の耐震設計の考え方（案）」と計算例を公表し、下水管きょの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する統一的な評価、施工管理技術等を示すことによる適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きょの適切な改築・修繕を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道施設の長寿命化計画策定率は、平成20年度より設定した業績指標であるため、その進捗については判断できない。平成20年度に創設した「下水道長寿命化支援制度」を推進することとし、C-1と評価した。
- ・厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成21年度）

- ・「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」の改訂版をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図る。

（平成22年度以降）

- ・都市機能集積地区内における老朽管対策に係る新規制度を創設し、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課（課長 岡久 宏史）

指標 5 1 (業績指標 8 5)
河川管理施設の長寿命化率

評 価

A-2	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約15% (平成20年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	-----------------------------------------------------------

(指標の定義)

耐用年数をむかえる主な河川管理施設(ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等)のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合(%)

河川管理施設の長寿命化率=①/②

①：長寿命化が図られた施設数

②：平成20年度～24年度の5年間に於いて、設置から耐用年数をむかえる施設数(約1,400施設)

本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。

(目標設定の考え方・根拠)

これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間には耐用年数をむかえる主な河川管理施設の全施設に対して河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

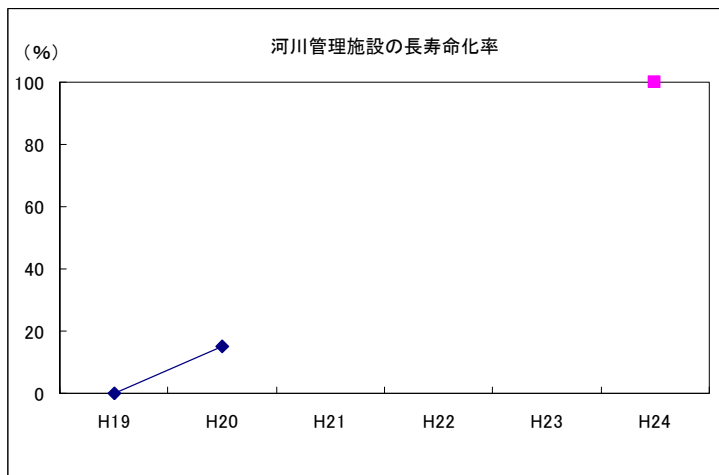
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	0%	約15%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・今後老朽化が進み、耐用年数を迎える河川管理施設が多くなることが想定される中で、従来の事後的な修繕及び更新から予防的な修繕及び計画的な更新へと円滑な政策転換を図っていく。また、これとともに適切に状態評価し効率的な修繕等の措置を行うことで河川管理施設の長寿命化、並びに施設の修繕及び更新に係る費用の削減を図りつつ、地域の安全性・信頼性を確保することを目的とする。
- ・平成24年度末までに「河川管理施設の長寿命化率」を100%達成させる。
- ・予算額：河川事業費8,072億円（平成20年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成20年度の実績値は、約15%であり、当初の予定どおり推移しているところである。今後、目標とする平成24年度末までに目標値に達するよう、計画的に現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年3月「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」を作成
- ・平成20年6月「揚排水機場設備点検・整備指針(案)」を作成

課題の特定と今後の取組みの方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドからは、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えていることから、A-2と評価した。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

「河川ポンプ設備劣化診断マニュアル(仮称)」を作成予定。

(平成22年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局治水課(課長 青山 俊行)

指標 5 2 (業績指標 1 3 3)
港湾施設の長寿命化計画策定率

評価

A-2	目標値：約 9.7% (平成 24 年度) 実績値：約 1.3% (平成 20 年度) 初期値：約 2% (平成 19 年度)
-----	-----------------------------------------------------------------------

(指標の定義)
 重要港湾以上の主要な係留施設のうち、長寿命化計画を策定した施設の割合 (長寿命化計画を策定した重要港湾以上の主要な係留施設数 / 重要港湾以上の主要な係留施設数)

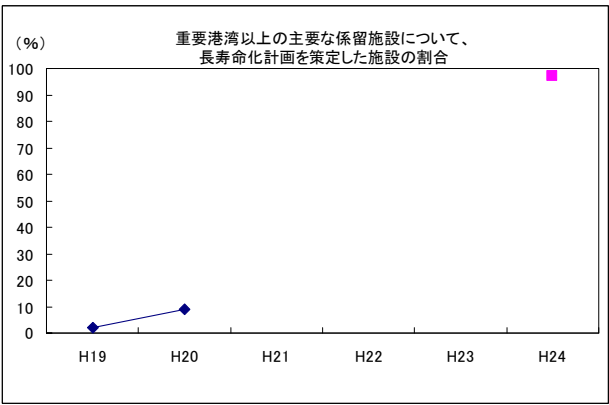
(目標設定の考え方・根拠)
 平成 19 年 4 月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト削減等の観点から、長寿命化計画 (維持管理計画) に基づき適切に維持することを標準化した。また、平成 20 年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては 5 年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては 7 年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約 3% の施設については、平成 25、26 年度での策定となるため、期間内 (平成 24 年度まで) での長寿命化計画の策定率 (目標値) を約 9.7% と算出した。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)
 港湾管理者

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決 (重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」
【本部決定】
 なし
【政府・与党申合】
 なし

過去の実績値				(年度)	
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	-	約 2%	約 1.3%	



事務事業の概要
主な事務事業の概要

○ 戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約 3,926 億円の内数 (平成 20 年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要
 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成20年度における実績値は約13%であり、トレンドとしては目標に達しないが、平成20年度に創設された「港湾施設の戦略的維持管理制度」により、港湾施設の長寿命化計画策定にかかる現地調査等の事業が着実に実施されており、平成21年度にはトレンドを上回る予定であることから、平成24年度において目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

・平成20年度においては、「港湾施設の戦略的維持管理制度」を設け、長寿命化計画を策定するための予算を制度化し、事業の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・事業が計画通り実施されていること等により、平成24年度において目標を達成すると考えられるためA-2評価とする。
・国有港湾施設の実地監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費（ライフサイクルコスト）の縮減を推進する。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局技術企画課（課長 山縣 宣彦）

指標 53 (業績指標 92)

老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合

評価

B-1	目標値：約6割（平成24年度） 実績値：約51%（平成20年度）（速報値） 初期値：約5割（平成19年度）
-----	-------------------------------------------------------------

(指標の定義)

昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合
 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合=①/②

①：昭和42年以前に設置された海岸保全施設のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長

②：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長（約3,000km）

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%とすることを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。（第5章3.）
- ・国土形成計画（平成20年7月4日）
総合的な災害対策の推進（第2部第5章第1節）
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策（第2部第5章第2節）
- ・国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日）
国土の保全と安全性の確保（3.（4））

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

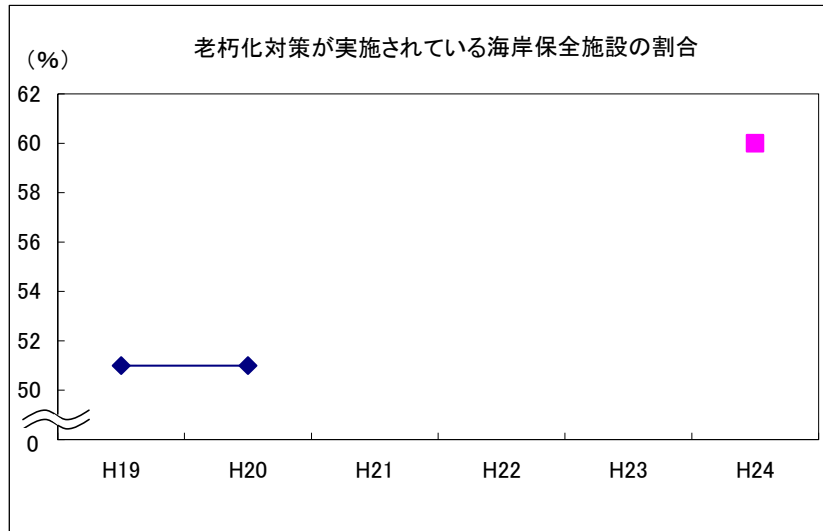
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
—	—	—	約51%	約51%	(速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①海岸保全施設の老朽化対策 (◎)

施設の老朽度や機能の健全性の把握を目的とした点検・評価を計画的に実施するとともに、海岸管理者が計画を策定し、これに従い計画的な維持・更新を行うことにより、施設機能の確保を図る。

海岸事業費 1,081 億円 (平成 20 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 20 年度の実績値は約 51% (速報値) であり、昨年度から横ばいの推移を示している。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度においては、伊勢湾西南海岸、明石港海岸等において、海岸堤防等の老朽化対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は昨年度から横ばいの推移を示しているものの、平成 20 年度には海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて海岸保全施設の機能の回復又は強化を図り、もって人命や資産を防護することを目的とする「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」を創設したほか、平成 21 年度には海岸堤防等老朽化対策緊急事業のうち機能強化に係る地方負担分への起債措置及び当該起債の元利償還分に対する交付税措置を創設し、海岸保全施設の老朽化対策の促進を図ることから B-1 と評価した。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 21 年度)

・海岸堤防等老朽化対策緊急事業のうち機能強化に係る地方負担分への起債措置及び当該起債の元利償還分に対する交付税措置を創設した。

(平成 22 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 野田 徹)
港湾局海岸・防災課 (課長 小野 憲司)

指標 54 (業績指標 217)
基盤地図情報の整備率

評価

A-2	目標値：100% (平成23年度) 実績値：82% (平成20年度) 初期値：0% (平成18年度)
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の全国土面積(37.3万k㎡)に対する割合
 ※基盤地図情報：地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報(国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)であって電磁的方式により記録されたもの。(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第3項)
 ※主要な項目：測量の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路線、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線(ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域(5.1万k㎡)について整備)
 ※整備率(%) = {基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積 / 全国土面積(37.3万k㎡)} × 100
(目標設定の考え方・根拠)
 基盤地図情報の整備予定(H19から3ヵ年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備、平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成はH23の予定)を踏まえた目標値である。

(外部要因)

情報通信技術の動向

(他の関係主体)

公共測量計画機関である国や地方公共団体等

(基盤地図情報整備の基となる各公共測量成果を国土地理院に提出)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日閣議決定)「第2章に記載あり」

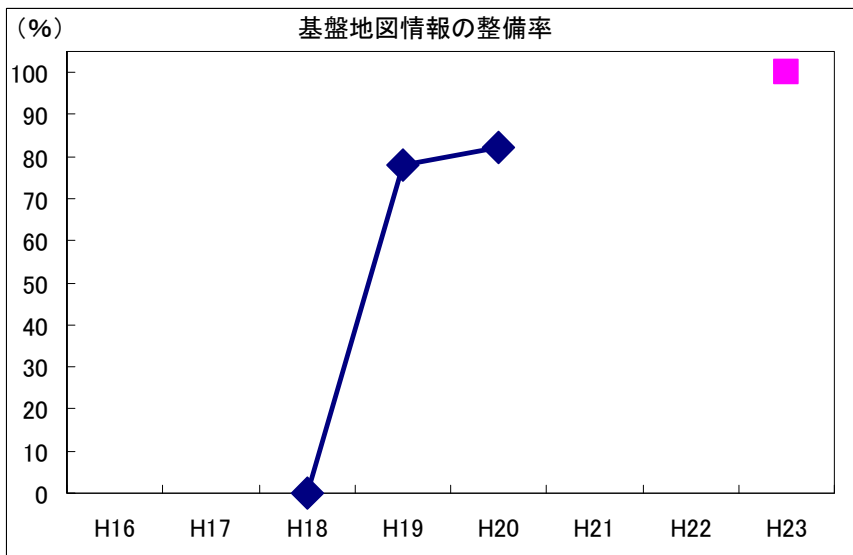
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
-	-	0%	78%	82%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データをオルソ画像^{*1}を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。

^{*1}オルソ画像：地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真（画像）。

予算額 20.7 億円（平成 20 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 20 年度の実績値は 82% であり、順調である。なお、平成 20 年度は前年度に比べて伸び率が小さいが、これは平成 19 年度の実績値 78% の算出には必要精度が低くて済む都市計画区域外（約 27 万 k²）の整備面積が含まれているためである。この要素を加味すれば、平成 20 年度の伸び率は順調である。

（事務事業の実施状況）

- ・平成 20 年度には約 1.9 万 k² の基盤地図情報を整備した。
- ・平成 20 年 4 月から、基盤地図情報のインターネットによる提供を開始。整備した基盤地図情報を順次提供している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、現在の施策を維持してこのまま推移すれば、多少の変動は想定されるものの、概ね目標達成が可能な水準であることから、A-2 と評価した。引き続き基盤地図情報の整備を継続し、その活用推進に対する検討を行う。

平成 21 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 21 年度）

基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供を図るため、地域における産学官の関係者・有識者と連携した検討委員会等の開催、基盤地図情報の相互活用のための体制や仕組みを構築する。

（平成 22 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：	国土地理院 総務部 政策調整室	（室長 渡辺俊夫）
関係課：	国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 村上広史）
	国土地理院 企画部 地理空間情報企画室	（室長 田中宏明）
	国土地理院 測図部 管理課	（課長 明野和彦）
	国土地理院 地理空間情報部 業務課	（課長 鎌田高造）

指標 55 (業績指標 185)
ETC利用率

評価

A-2	目標値：85% (平成24年度) 実績値：79% (平成20年度) 初期値：76% (平成19年度)
-----	----------------------------------------------------------

(指標の定義)

ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合

$$\text{ETC利用率} = \frac{\text{ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量}}{\text{ETCが導入されている料金所における入口総交通量}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCO₂排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

・各高速道路会社 (ETC普及促進策の実施状況)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日)

「高度道路交通システム (ITS: Intelligent Transport Systems) の推進
(第3章-第2節-1-①-イ-D)

【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

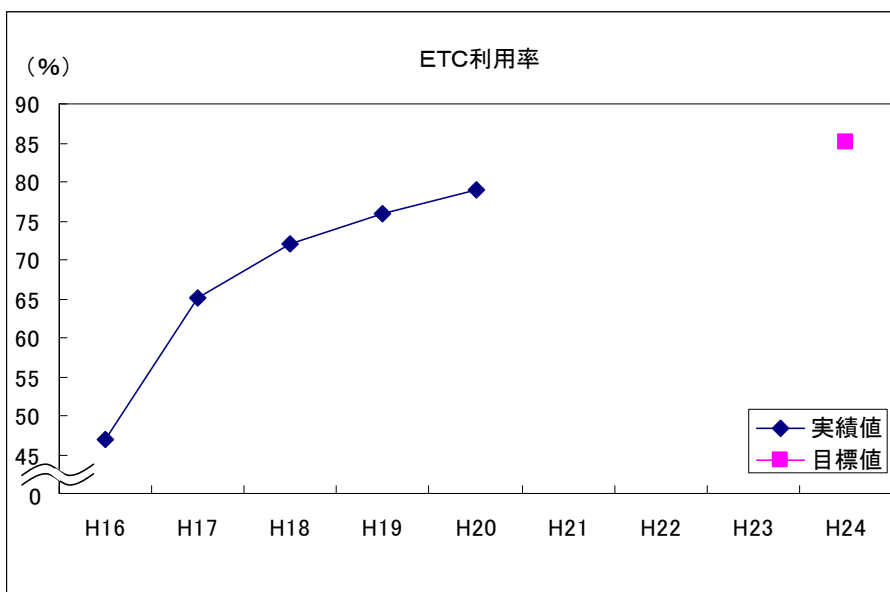
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

過去の実績値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	
47%	65%	72%	76%	79%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

E T Cの利用促進・活用推進

E T Cへの利用転換を促進するため、E T C車載器リース制度等の車載器購入支援を実施し、E T Cの利用機会の拡大に向けた支援を実施。(◎)

予算額：4, 3 3 8 億円の内数（平成20年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・ E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成20年度の実績値は79%に達しており、目標達成に向け順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

・ E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援を実施。

・ マイレージ割引や時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成20年度の実績値は79%と京都議定書目標達成計画における平成20年度の見込み77%を上回って着実に増加しており、目標達成に向け順調に推移している。

今後も目標達成に向け、E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援の実施、マイレージ割引や時間帯割引等の多様で弾力的な料金割引を継続する。

以上から、今回の評価としてはA-2とした。

平成21年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成21年度)

なし

(平成22年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 有料道路課（課長 上野 進一郎）